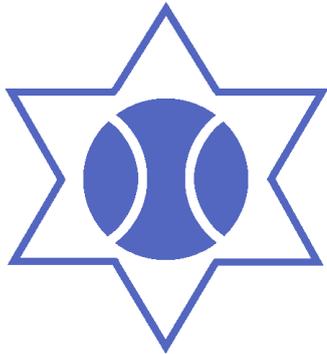


小樽市の国民健康保険

令和2年度版

(第60巻)

小樽市福祉保険部保険年金課



市き章の由来

雪を象徴した六花のなかに小樽の
頭文字を包む。

大正 11 年 8 月 28 日制定。

小樽市民憲章（昭和40年8月1日制定）

1. 健康で働き、心ゆたかな楽しい家庭をつくりましょう。
2. 自然を愛し、港も町もきれいにしましょう。
3. きまりを守り、明るい町をつくりましょう。
4. 公のものを大切にするよい風習をそだてましょう。
5. おたがいにまごころをつくし、あたたかい社会をつくりましょう。
6. 次代をになうこどもの未来に、ゆめと誇りをもたせましょう。
7. 郷土小樽を愛し、高い文化を築きましょう。

目 次

1	一般状況	1
(1)	小樽市国民健康保険事業の沿革	1
(2)	医療費等の改定状況	8
(3)	事務機構及び分掌事務	14
(4)	小樽市国民健康保険運営協議会委員	15
2	被保険者	17
(1)	人口と国保加入者の推移	17
(2)	年度別平均被保険者数	17
(3)	年齢階層別被保険者数	18
(4)	被保険者の異動状況	19
3	国民健康保険事業費納付金と市町村標準保険料率の推移	20
(1)	国民健康保険事業費納付金	20
(2)	市町村（小樽市）標準保険料率と賦課割合	20
4	保険料	21
(1)	年度別賦課割合と料率の推移	21
(2)	年度別保険料収納状況	22
(3)	口座振替の加入状況	24
(4)	口座振替の保険料収納状況	24
(5)	特別徴収員等の収納状況	24
(6)	年度別保険料算定内訳	25
(7)	保険料滞納繰越分調定額 年度別内訳	31
(8)	年度別不納欠損内訳	31
5	保険給付	32
(1)	療養給付費等の状況	32
(2)	月別療養給付費の推移	35
(3)	高額療養費の推移	36
(4)	療養費の推移	36
(5)	年度別実質給付率の推移	37
(6)	出産育児一時金・葬祭費の状況	37
(7)	レセプト点検調査実施状況	38

6	国保財政の状況	39
	(1) 決算の年度別推移	39
	(2) 道特別交付金の交付状況	43
7	保健事業等	44
	(1) 保健事業の状況	44
	(2) 医療機関等状況	46
	(3) 医療費通知の状況	47
◆	参 考 資 料 編	48
	年度別診療諸率状況	49
	道内主要都市国保事業状況	51
	疾病統計（令和3年5月診療分）	57
	1 病類別罹病状況	57
	2 病類年齢別罹病状況	61
	国民健康保険事業状況報告書（事業年報）	65
	国保関係条例、規則及び要綱等	79
	小樽市国民健康保険条例	79
	小樽市国民健康保険条例施行規則	93
	小樽市国民健康保険運営協議会規則	98
	小樽市国民健康保険料減免取扱要綱	99
	小樽市国民健康保険条例における旧被扶養者に係る 保険料減免の取扱要領	104
	小樽市国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予の取扱要領	106

1 一 般 状 況

(1) 小樽市国民健康保険事業の沿革

- 昭和29年 4月・「小樽市民保険条例」を市議会第1回定例会に提案
6月・同条例市議会第2回臨時議会において可決
7月・市独自の任意加入制による「小樽市民保険」発足
- 昭和31年 6月・市議会第2回定例会に「小樽市国民健康保険条例」を提案
7月・「市民保険」を発展的解消し「小樽市国民健康保険」発足
8月・地域的職域的に組織した「市民保険協力会」を「国民保険協力会」に改め、奨励金を交付する小樽市国民健康保険奨励規則を制定
- 昭和33年 4月・塩谷村合併により塩谷村の住民が被保険者となる
12月・初診料、基準看護、看護、移送の給付制限解除
- 昭和34年 4月・新国民健康保険法制定に伴い、条例並びに施行規則を全面的改正
7月・疾病の適性診断による医療の向上を図ることを目的とした臨床検査センター「小樽市国保診療所」を設置
9月・小樽市国保診療所事業開始
11月・基準給食、寝具設備の給付制限解除
- 昭和36年 4月・往診料の給付制限解除
10月・世帯主の結核、精神病に対し 7割給付実施
- 昭和37年 4月・「小樽市国民健康保険診療報酬審査委員会」を廃止し、審査支払事務を北海道国民健康保険団体連合会に委託
- 昭和38年 4月・給付期間3年の制限を解除、転帰迄とする
8月・低所得者層の減税実施
10月・世帯主 7割給付実施
- 昭和39年 4月・外国人（朝鮮）を被保険者とする
- 昭和41年 3月・市議会第2回定例会に小樽市国保診療所を廃止する条例を提案
4月・小樽市国保診療所を廃止
- 昭和43年 1月・世帯員 7割給付実施
- 昭和44年 4月・市税との一元化のため国保料の賦課事務及び徴収事務（給付組織を除く）を市民税課及び納税課へ移すと同時に国民年金事務を統合し保険年金課に改称する
8月・「保険税」を「保険料」とし、賦課割合及び賦課方法等を改める（「所得割額の算定基礎額を地方税法703条の3第5項～第7項の規定による総所得金額とする）
- 昭和47年 1月・老人医療無料化実施（道）される
- 昭和48年 1月・老人医療無料化実施（法定）される
- 昭和50年 6月・賦課割合を改める
7月・高額療養費任意給付（30,000円）実施
10月・高額療養費法定給付となる
- 昭和51年 4月・督促手数料「30円」を廃止
- 昭和52年 4月・擬制世帯主賦課制度撤廃
- 昭和53年 2月・老人医療無料化拡大（道・市）、制限緩和（市）実施
4月・月割賦課の実施
高額療養費貸付制度（国保連合会）実施
- 昭和54年 4月・保険料減免枠拡大
- 昭和55年 4月・医療費通知を始める
- 昭和57年 3月・被保険者とする外国人の枠を広げる
8月・特別収納員を設置し、収納対策強化
- 昭和58年 2月・老人保健制度の創設（老人保健法施行）
- 昭和59年10月・退職者医療制度施行
高額療養費制度に世帯合算方式の導入

- 12月・高額医療費共同事業（国保連合会）実施
- 昭和61年 2月・小樽市国民健康保険運営協議会に被用者保険を代表する委員が加わる
 - ・市内各郵便局において保険料の取り扱いが開始される
- 8月・保険料減免要綱改正
- 昭和62年 4月・医療費通知を年1回から年3回にする
 - 7月・保健婦を保健所に統合
 - ・悪質滞納者対策に伴う条例改正
 - 9月・国保問題庁内連絡会議を設置
- 昭和63年 4月・審査係を新設し、診療報酬明細書点検業務を強化
 - ・保険料の口座振替制度を開始する
 - 7月・昭和63年度高医療費指定市町村として指定される
 - 9月・昭和63年度国民健康保険事業運営安定化計画を策定
 - 11月・国民健康保険料特別徴収員制を導入し、収納対策を強化
 - 12月・小樽市医療問題等連絡協議会を設置
- 平成元年 8月・国民健康保険料特別徴収員を1名増員し、11名体制とする
- 平成 2年 2月・医療費通知を年3回から年4回にする
- 平成 4年 4月・口座振替勧誘業務委託契約を金融機関等と締結する
 - ・健康診査自己負担額助成事業を実施
 - ・国庫負担によるヘルスパイオニアタウン（パートⅡ）事業を実施
 - ・国庫補助による収納率向上特別対策事業及び医療費適正化特別対策事業を実施
- 平成 5年 4月・医療費通知を年4回から年5回にする
- 平成 6年 4月・保険料減免要綱改正（減免枠拡大）
 - 10月・入院時食事療養費の定額負担導入（1日 一般600円、低所得者450円等）
 - ・出産育児一時金の創設（助産費等を統合）「30万円」
 - 11月・納税課OBによる国民健康保険料特別強化納付奨励員（滞納整理員）を2名配置
- 平成 7年 4月・保険料の納期回数を10回（6月～翌3月）に変更（暫定賦課の廃止）
 - ・保険料減免要綱改正
 - ・住所地主義の特例の創設（社会福祉施設入所者）
 - ・国庫負担によるヘルスパイオニアタウン（パートⅡ 2次分）事業を実施
 - ・滞納整理員を1名増員し、3名体制とする
- 平成 7年 7月・住所地主義の特例の改正（精神病院等への入院措置、結核療養所への命令入所）
 - ・精神・結核に係る医療費の保険優先化
- 平成 8年 4月・日帰り人間ドック助成事業の実施
- 平成 8年 6月・保険料の平準化の実施
 - ・保険料軽減制度の拡充（6割・4割→7割、5割、2割軽減に移行）
- 平成 9年 4月・保険料の賦課及び徴収事務を市民税課及び納税課から保険年金課に移行し、国保事業運営体制の1本化を実施
 - ・国保事業運営体制の1本化に伴い、徴収担当主幹を配置
 - ・日帰り人間ドック助成事業の対象者の拡大（41歳～49歳→40歳～59歳）
- 平成 9年 9月・薬剤一部負担金の導入
- 平成10年12月・医療費通知を年5回から年6回にする
- 平成11年 5月・レセプト点検員を1名増員し、6名体制とする
 - 9月・国民健康保険料特別徴収員を3名増員し、14名体制とする
- 平成12年 4月・介護保険制度の創設（介護保険法施行）
 - ・日帰り人間ドック助成事業の対象者の拡大（40歳～59歳→35歳～60歳）
 - ・総合健康指導事業（コンピュータヘルスチェック）の実施
- 平成12年 6月・国保加入の介護保険第2号被保険者の賦課徴収業務開始
- 平成12年10月・介護保険第1号被保険者の普通徴収業務開始
 - ・短期被保険者証導入

- ・ 収納係職員 1 名増員及び嘱託事務員 2 名を配置
- 平成13年 1月 ・ 高額療養費の自己負担限度額の見直し
 - ・ 海外療養費の創設
 - ・ 住所地主義の特例の改正（病院又は診療所への入院）
 - ・ 老人一部負担金の定率 1 割負担の導入（上限あり）
 - ・ 老人薬剤一部負担の廃止
- 平成13年 4月 ・ 徴収車両 2 台購入。併せて職員による公用車運転方式の導入
 - ・ 日帰り人間ドック助成事業の実施医療機関の拡大（1 か所→2 か所）
- 平成13年10月 ・ 資格証明書の本格実施
 - ・ 出産費用貸付制度（国保連合会）実施
- 平成14年 4月 ・ 診療報酬の年度所属区分変更（4－3→3－2 ベース）に伴う給付費の 1 1 か月歳出予算
 - ・ 擬制世帯主制度の見直し
 - ・ レセプト点検の一部民間委託を試行（4 か月）
- 平成14年10月 ・ 高額療養費の自己負担限度額の見直し
 - ・ 3 歳未満の乳幼児に係る給付率を 8 割に改正
 - ＜老人医療制度の改正＞
 - ・ 老人医療の対象年齢を 7 0 歳から 7 5 歳以上に 5 年間で段階的に引上げ
 - ・ 老人医療に係る公費負担の割合を、3 割から 5 割に 5 年間で段階的に引上げ
 - ・ 7 0 歳以上高齢者の患者負担金の定率化（1 割・2 割／上限あり）
- 平成15年 1月 ・ 国保所属看護師による健康相談・訪問指導事業開始
- 平成15年 4月 ・ 退職被保険者等に係る給付率を 7 割に改正
 - ・ 退職被保険者等に係る特例療養費を廃止
 - ・ 外来に係る薬剤一部負担金を廃止
 - ・ 保険者支援制度の創設（平成 1 5 年度～1 7 年度）
 - ・ 高額医療費共同事業の拡充・制度化（平成 1 5 年度～1 7 年度）
 - ・ 日帰り人間ドック助成事業の廃止
- 平成15年 5月 ・ 小樽市国民健康保険協力会の解散
- 平成16年 4月 ・ 保険料賦課割合の見直し（条例改正）
 - ・ 応能割 6 0 %：応益割 4 0 %→応能割 5 7 %：応益割 4 3 %
 - ・ 保険料資産割の廃止
- 平成17年 6月 ・ 前期高齢者に高額療養費の支給見込額を通知（4 月診療分から毎月実施）
- 平成18年 4月 ・ 滞納整理員 3 名を廃止し、早期納付督促員 3 名を配置
 - 10月 ・ 高齢者の患者負担の見直し（現役並み所得がある 7 0 歳以上の患者負担が 3 割）
 - ・ 療養病床に入院している高齢者の食費・居住費の負担引上げ
 - ・ 高額療養費の自己負担限度額の引上げ
 - ・ 出産育児一時金の見直し（3 0 万円→3 5 万円）
 - ・ 保険財政共同安定化事業の創設（レセプト 1 件当たり 3 0 万円超の医療費が対象）
- 平成19年 4月 ・ 7 0 歳未満の入院患者に係る高額療養費の現物給付化
 - ・ 出産育児一時金の「受領委任払い制度」を開始
 - 9月 ・ 国保被保険者の個人単位によるカード化の実施
- 平成20年 4月 ・ 退職者医療制度の対象年齢の見直し（7 5 歳未満→6 5 歳未満）
 - ・ 一部負担金の負担割合の見直し（3 歳未満のみ 2 割→義務教育就学前まで拡大）
 - ・ 一部負担金の負担割合の軽減特例措置（平成 2 0 年 4 月 1 日～平成 2 1 年 3 月 3 1 日）
 - ・ 7 0 歳～7 4 歳までの被保険者の一部負担 1 割→2 割の凍結
 - ・ 国保保険料の算定方法の変更（「後期高齢者支援分」の新設）
 - ・ 特定健康診査・特定保健指導事業の開始

- ・市の機構改革により医療保険部の新設（国保年金課、保険収納課、介護保険課、後期高齢・福祉医療課）
 - ・市民部保険年金課→医療保険部国保年金課 に名称変更
 - ・収納係が、保険収納課として分離（課長1名、主査1名、係員9名）
 - ・後期高齢者医療制度の創設
 - ・保険料軽減において、2割軽減についても7割・5割と同様に申請が不要になる
 - ・レセプト点検員を1名減員し、5名体制とする
- 10月・国民健康保険料の特別徴収（年金天引き）開始
- 平成21年 1月・出産育児一時金の見直し
- ・産科医療補償制度加算（3万円）の適用
 - ・滞納世帯に属する中学生（15歳）以下の被保険者に対して、短期証（6か月証）を交付
 - ・（国保法の一部改正に伴うが、同法より3か月前倒しで実施）
- 4月・一部負担金の負担割合の軽減特例措置（平成21年4月1日～平成22年3月31日）
- ・70歳～74歳までの被保険者の一部負担 1割→2割の凍結延長
- 8月・高額介護合算療養費制度事務本格化
- 平成21年10月・出産育児一時金の見直し（平成23年3月末までの暫定措置）
- ・35万円→39万円（産科医療補償制度加算額適用後：38万円→42万円）
 - ・出産育児一時金の「直接支払制度」を開始（「受領委任払い制度」の廃止）
- 平成22年 4月・国保財政基盤強化策の延長（平成22年度から平成25年度まで継続実施）
- ・高齢者医療制度の負担軽減措置の継続（平成22年4月1日～平成23年3月31日）
 - ・70歳～74歳の一部負担金の見直し（1割→2割）の凍結延長
 - ・広域化等支援方針の策定（北海道が本年12月までに策定すれば、普通調整交付金の平成22年度の減額措置から適用除外される）
 - ・国民健康保険料特別徴収員を1名減員し、13名体制とする
- 平成22年 4月・保険財政共同安定化事業の拡大（対象医療費30万円→30万円以下へ）
- ・市町村が保険料率の変更や任意給付の創設などをする場合の都道府県知事への事前協議は廃止
 - ・非自発的失業者の保険料軽減措置（リストラなどで失業した場合、前年の給与所得を100分の30として保険料を算定する）が創設される
- 6月・ジェネリック医薬品（後発医薬品）希望カードの配布（納付通知書に同封）
- 平成22年 7月・滞納世帯に属する中学生（15歳）以下の被保険者に対して交付していた短期証（6か月証）を高校生（18歳）以下までに拡大（国保法の一部改正に伴う）
- 平成23年 4月・レセプト（診療報酬明細書）のオンライン化が開始される
- ・高齢者医療制度の負担軽減措置の継続（平成23年4月1日～平成24年3月31日）
 - ・70歳～74歳の一部負担金の見直し（1割→2割）の凍結延長
 - ・出産育児一時金39万円（産科医療補償制度加算額適用後：42万円）を恒久化
 - ・レセプト点検員を1名減員し、4名体制とする
- 6月・レセプト点検作業が紙から端末画面による点検へ変更
- 平成24年 4月・保険給付費等に要する費用に対する国庫負担の変更等
- ・道調整交付金の引上げ（7%→9%）及び定率国庫負担の引下げ（34%→32%）
 - ・高齢者医療制度の負担軽減措置の継続（平成24年4月1日～平成25年3月31日）
 - ・70歳～74歳の一部負担金の見直し（1割→2割）の凍結延長
 - ・外来診療における高額療養費の現物給付化の開始
 - ・国民健康保険料特別徴収員を2名減員し、11名体制とする
 - ・国民健康保険料特別徴収員の車両借上料を創設し、支給
 - ・レセプト点検員を1名減員し、3名体制とする
- 7月・住民基本台帳法の改正に伴い、外国人の国民健康保険への加入要件が変更
- 10月・滞納世帯に属する高校生（18歳）以下の被保険者に対して交付していた短期証（6か月証）を本証とする。

- 平成25年 4月 ・ 住民情報システム（COKAS-R/ADⅡ）運用開始
- ・ 高齢者医療制度の負担軽減措置の継続（平成25年4月1日～平成26年3月31日）
 - ・ 70歳～74歳の一部負担金の見直し（1割→2割）の凍結延長
 - ・ 特定世帯等に係る国民健康保険料の軽減特別措置の延長
 - ・ 国民健康保険料特別徴収員を1名減員し、10名体制とする
- 平成26年 4月 ・ 70歳～74歳の一部負担金の見直し（1割→2割）
- ・ 低所得者の保険料軽減措置の拡充（2割軽減、5割軽減世帯の基準額の引上げ）
 - ・ 保険収納課管理担当主査の増員、係員の減員（主査1名→2名、係員9名→8名）
- 平成27年 1月 ・ 高額療養費の自己負担限度額の見直し（70歳未満の所得区分が3区分から5区分に）
- ・ 出産育児一時金の見直し（産科医療保障制度加算 3万円→1.6万円）
 - ・ 39万円→40.4万円（産科医療補償制度加算額適用後：42万円を維持）
- 平成27年 4月 ・ 低所得者の保険料軽減措置の拡充（2割軽減、5割軽減世帯の基準額の引上げ）
- ・ 保険財政共同安定化対象事業の拡大（レセプト1件当たり30万円超→すべてのレセプト）
 - ・ 国保年金課にデータヘルス計画担当主査1名（保健師）を配置
 - ・ レセプト点検員を1名減員し、2名体制とする
 - ・ 退職者医療制度経過措置終了（平成27年3月31日までに該当した者が65歳に達した段階で制度廃止）
- 平成28年 4月 ・ 低所得者の保険料軽減措置の拡充（2割軽減、5割軽減世帯の基準額の引上げ）
- 平成29年 4月 ・ 低所得者の保険料軽減措置の拡充（2割軽減、5割軽減世帯の基準額の引上げ）
- ・ 国民健康保険料特別徴収員を2名減員し、8名体制とする
 - ・ 国民健康保険料早期納付督促員を1名減員し、2名体制とする
- 8月 ・ 高額療養費の自己負担限度額の見直し（70歳以上の現役並み及び一般所得者の基準額の引上げ）
- ・ 納税課内に税外収入徴収一元化担当が設置され、一部の国保料滞納者について徴収業務の移管がされる
- 10月 ・ 入院時生活療養費の見直し（65歳以上の医療療養病床に入院する患者の居住費の引上げ）
- 平成30年 4月 ・ 国民健康保険制度の改正により、国保財政運営の責任主体が北海道へ移行
- ・ 保険料賦課割合の見直し（条例改正）
 - ・ 応能割57%：応益割43%→応能割54%：応益割46%
 - ・ 低所得者の保険料軽減措置の拡充（2割軽減、5割軽減世帯の基準額の引上げ）
 - ・ 葬祭費の給付金額変更（2万円→3万円）
 - ・ 高額療養費該当回数について、世帯の継続性が認められる世帯の道内市町村間引継ぎ開始
 - ・ クレジット納付の取扱いを開始する
- 8月 ・ 高額療養費の自己負担限度額の見直し（70歳以上一般所得者の外来上限額の引上げ、現役並み所得者の外来上限特例の廃止及び所得区分を1区分から3区分へ細分化し限度額引上げ）
- ・ 高額介護合算療養費の自己負担限度額の見直し（現役並み所得者の所得区分を1区分から3区分へ細分化し限度額引上げ）
- 10月 ・ 重度心身障がい者医療、ひとり親家庭等医療、乳幼児等医療におけるレセプト併用化（平成30年8月診療分から）
- 12月 ・ 医療費通知作成を国民健康保険連合会へ委託開始（平成30年9月診療分から）
- 平成31年 1月 ・ はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧療養費に関する受領委任取扱い開始
- 4月 ・ 低所得者の保険料軽減措置の拡充（2割軽減、5割軽減世帯の基準額の引上げ）
- ・ 旧被扶養者減免の見直し（応益割について、資格取得月から2年を経過する月までの間に限り旧被扶養者減免を実施）
 - ・ 特定健康診査の愛称を「たるトク健診」とする
- 令和元年 8月 ・ 被保険者証と高齢受給者証の一体化の実施
- 令和2年2月 ・ 「小樽市国民健康保険 糖尿病性腎症重症化予防対策協議会」を設置
- 令和2年4月 ・ 低所得者の保険料軽減措置の拡充（2割軽減、5割軽減世帯の基準額の引上げ）
- ・ 新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者に係る傷病手当金支給開始
 - ・ 国民健康保険料特別徴収員を1名減員し、7名体制とする

- 令和2年6月・新型コロナウイルス感染症の影響による保険料減免申請受付開始
- 令和3年3月・オンライン資格確認本格運用延期
- 令和3年4月・組織機構改革により、医療保険部国保年金課→福祉保険部保険年金課に組織名変更となる
後期高齢者医療係を含めて4係体制に（保険係、後期高齢者医療係、年金係、庶務係）
保健事業・一体的実施担当主幹（保健師）1名を配置
- ・平成30年度税制改正を反映した保険料算定・軽減判定開始
（給与所得控除・公的年金等控除10万円引き下げ、基礎控除10万円引き上げ）
- ・保険料賦課割合の見直し（条例改正）
応能割54%：応益割46%→応能割47%：応益割53%
- ・たるトク健診（特定健康診査）の自己負担額を見直し、非課税世帯と同様、課税世帯においても無料とする

※ 出産育児一時金、葬祭費、賦課限度額の改定経過

	出産育児一時金(助産費) 円		葬祭費 円	賦課限度額 万円					
	出産育児一時金	加算額		小樽市			法定額		
				基礎分	支援分	介護分	基礎分	支援分	介護分
昭和 31年 7月	500		500						
35年 4月			1,000						
37年 4月	1,000								
38年 1月	2,000		2,000						
43年 4月							5		
44年 8月				8					
46年 4月							8		
9月	10,000		3,000						
49年 4月			5,000				12		
50年 6月	20,000			12					
7月	40,000		10,000						
51年 4月				15			15		
52年 4月				17			17		
53年 4月				22			19		
10月	60,000		15,000						
54年 4月							22		
55年 4月	80,000		20,000	25			24		
56年 4月				26			26		
57年 3月	100,000								
4月				27			27		
58年 4月							28		
59年 4月				30			35		
60年 4月				33					
61年 4月				35			37		
62年 3月	130,000								
4月				37			39		
63年 4月				39			40		
平成 元年 4月							42		
3年 4月							44		
4年 4月	240,000			44			46		
5年 4月				46			50		
6年 4月				48					
10月	※1 300,000								
7年 4月							52		
8年 4月				50					
9年 4月							53		
10年 4月				52					
12年 4月						※2 7			7
15年 4月				53		8			8
18年 4月						9			9
10月	350,000								
19年 4月							56		
20年 4月				※3 44	※3 12		47	12	
21年 1月		※4 30,000							
4月						10			10
10月	※5 390,000								
22年 4月				※6 48	13		50	13	
23年 4月	390,000			※7 50	14	12	51	14	12
24年 4月				51					
26年 4月								16	14
27年 1月	404,000	※4 16,000							
27年 4月					※8 15	※8 13	52	17	16
28年 4月					16	14	54	19	
29年 4月				※9 54	※9 19	16			
30年 4月			30,000				58	19	16
31年 4月				58	19	16	61	19	16
令和 2年 4月				61	19	16	63	19	17
令和 3年 4月				63	19	17	63	19	17

- ※1 助産費を出産育児一時金に改める
- ※2 平成12年度より介護保険制度が施行
- ※3 平成20年度より後期高齢者医療制度が施行
- ※4 産科医療補償制度適用時加算額
- ※5 平成23年3月31日までの暫定措置
- ※6 平成23年と平成24年で毎年1万円ずつUPする（国保条例の経過措置にて改正）
- ※7 平成24年に1万円UPする（国保条例の経過措置にて改正）
- ※8 平成27年と平成28年で毎年1万円ずつUPする（国保条例の経過措置にて改正）
- ※9 平成29年度は基礎分52万円、支援分17万円とする（国保条例の経過措置にて改正）

(2) 医療費等の改定状況

① 医療費の改定状況

S38.	5.	1	医療費1.5%引上げ(結核治療指針改正)	
	9.	1	診療報酬の地域差撤廃	
40.	1.	1	医療費9.5%引上げ	<緊急是正>
	11.	1	薬価基準4.5%引下げ、調剤技術料3.0%引上げ	
42.	10.	1	薬価基準10.2%引下げ	
	12.	1	医療費7.68%引上げ、歯科医療費12.65%引上げ	<緊急是正>
43.	7.	1	歯科医療費1.99%引上げ	
44.	1.	1	薬価基準5.6%引下げ(医療費換算)	
45.	2.	1	医療費8.77%引上げ(医科8.77%、歯科9.73%)	<緊急是正>
	7.	1	医療費0.97%引上げ 薬価基準3.0%引下げ(医療費換算)	
47.	2.	1	医療費13.7%引上げ 薬価基準3.9%引下げ(医療費換算)	<緊急是正>
49.	2.	1	医療費19.0%引上げ 薬価基準3.4%引下げ(医療費換算)	<緊急是正>
	10.	1	医療費16.0%引上げ(医科16.0%、歯科16.2%)	<緊急是正>
50.	1.	1	薬価基準1.6%引下げ(医療費換算)	
51.	4.	1	医療費9.1%引上げ(病院10.0%、一般診療所8.1%)	<緊急是正>
	8.	1	歯科医療費9.6%引上げ(4月改訂通算9.1%引上げ)	<緊急是正>
53.	2.	1	医療費11.6%引上げ(病院12.0%、診療所10.8%、歯科診療所12.7%) 薬価基準2.0%引下げ	
56.	6.	1	医療費8.1%引上げ(医科8.4%、歯科5.9%、調剤3.8%) 薬価基準18.6%引下げ(医療費換算6.1%)	
58.	1.	1	薬価基準4.9%引下げ(医療費換算)	
	2.	1	医療費0.29%引上げ(医科0.29%)	
59.	3.	1	医療費2.79%引上げ(医科3.0%、歯科1.1%、調剤1.0%) 薬価基準16.6%引下げ(医療費換算5.1%)	
60.	3.	1	医療費3.3%引上げ(医科3.5%、歯科2.5%、調剤0.2%) 薬価基準6.0%引下げ(医療費換算1.9%) 材料価格0.2%引下げ(医療費換算)	
61.	4.	1	医療費2.3%引上げ(医科2.5%、歯科1.5%、調剤0.3%) 薬価基準5.1%引下げ 歯科材料価格0.1%引下げ(医療費換算)	
63.	4.	1	医療費3.4%引上げ(医科3.8%、調剤1.7%) 薬価基準10.2%引下げ(医療費換算2.9%)	
	6.	1	歯科医療費1.0%引上げ	
H元.	4.	1	医療費0.11%引上げ(医科0.8%、歯科0.32%、調剤1.50%) 薬価基準2.4%引上げ(医療費換算0.72%)	
	2.	4.	1 医療費3.7%引上げ(医科4.0%、歯科1.4%、調剤1.9%) 薬価基準9.2%引下げ(医療費換算2.7%)	
	4.	4.	1 医療費5.0%引上げ(医科5.4%、歯科2.7%、調剤1.9%) 薬価基準8.1%引下げ(医療費換算2.5%)	
	6.	4.	1 医療費3.3%引上げ(医科3.5%、歯科2.1%、調剤2.0%) 薬価基準6.6%引下げ(医療費換算2.1%)	
	10.	1	医療費1.5%引上げ(医科1.7%、歯科0.2%、調剤0.1%)	
	8.	4.	1 医療費3.4%引上げ(医科3.6%、歯科2.2%、調剤1.3%) 薬価基準6.8%引下げ(医療費換算2.6%)	
	9.	4.	1 医療費1.7%引上げ(医科1.31%、歯科0.75%、調剤1.15%) 薬価基準4.4%引下げ(医療費換算1.32%)	
	10.	4.	1 医療費1.5%引上げ(医科1.5%、歯科1.5%、調剤0.7%) 薬価基準9.7%引下げ(医療費換算2.8%)	

- 12. 4.1 医療費1.9%引上げ（医科2.0%、歯科2.0%、調剤0.8%）
薬価基準7.0%引下げ（医療費換算1.7%）
- 14. 4.1 医療費1.3%引下げ（医科1.3%、歯科1.3%、調剤1.3%）
薬価基準6.2%引下げ（医療費換算1.3%）
保険医療材料価格0.1%引下げ（医療費換算）
- 16. 4.1 薬価基準4.2%引下げ（医療費換算0.9%）
保険医療材料価格0.1%引下げ（医療費換算）
- 18. 4.1 医療費1.4%引下げ（医科1.5%、歯科1.5%、調剤0.6%）
薬価基準6.7%引下げ（医療費換算1.6%）
保険医療材料価格0.2%引下げ（医療費換算）
- 20. 4.1 医療費0.38%引上げ（医科0.42%、歯科0.42%、調剤0.17%）
薬価基準5.2%引下げ（医療費換算1.1%）
保険医療材料価格0.1%引下げ（医療費換算）
- 22. 4.1 医療費1.55%引上げ（医科1.74%、歯科2.09%、調剤0.52%）
薬価基準5.75%引下げ（医療費換算1.23%）
保険医療材料価格0.13%引下げ（医療費換算）
- 24. 4.1 医療費1.38%引上げ（医科1.55%、歯科1.70%、調剤0.46%）
薬価基準6.00%引下げ（医療費換算1.26%）
保険医療材料価格0.12%引下げ（医療費換算）
- 26. 4.1 医療費0.73%引上げ（医科0.82%、歯科0.99%、調剤0.22%）
薬価基準2.65%引下げ（医療費換算0.58%）
保険医療材料価格0.05%引下げ（医療費換算）
- 28. 4.1 医療費0.49%引上げ（医科0.56%、歯科0.61%、調剤0.17%）
薬価基準5.57%引下げ（医療費換算1.22%）
保険医療材料価格0.11%引下げ（医療費換算）
- 30. 4.1 医療費0.55%引上げ（医科0.63%、歯科0.69%、調剤0.19%）
薬価基準7.48%引下げ（医療費換算1.65%）
保険医療材料価格0.09%引下げ（医療費換算）
- R2. 4.1 医療費0.55%引上げ（医科0.53%、歯科0.59%、調剤0.16%）
薬価基準4.38%引下げ（医療費換算0.99%）
保険医療材料価格0.02%引下げ（医療費換算）
- 3. 4.1 薬価基準引下げ（平均乖離率8.0%の0.625倍（乖離率5.0%）を超える品目を対象）

② 入院時食事療養費制度（標準負担額）の推移

	市民税課税世帯		市民税非課税世帯		70才以上で低所得 I				
			90日まで	91日以降					
H 6.10. 1	1日	600円	1日	450円	1日	300円	1日	200円	
H 8.10. 1	1日	760円	1日	650円	1日	500円	1日	300円	
H13. 1. 1	1日	780円	1日	650円	1日	500円	1日	300円	
H18. 1. 1	1食	260円	1食	210円	1食	160円	1食	100円	
H28. 4. 1	一般	1食	360円	1食	210円	1食	160円	1食	100円
	*① 指定難病、小児慢性特定疾病の患者	1食	260円						
H30. 4. 1	一般	1食	460円	1食	210円	1食	160円	1食	100円
	*① 指定難病、小児慢性特定疾病の患者	1食	260円						

*① 平成28年4月1日において精神病床に1年以上継続して入院している者は、当分の間、当該区分とする。

65歳以上の療養病床入院者に係る食費・居住費負担額（H18.10.1からH20年3月までは70歳以上が対象者）

		現役並み所得者 一般	低所得Ⅱ	低所得者Ⅰ	
					高齢福祉年金受給者
H18.10. 1	1食当たりの食費	460円	210円	130円	100円
	1日当たりの居住費	320円	320円	320円	0円
H29.10. 1	1食当たりの食費	460円	210円	130円	100円
	1日当たりの居住費	370円	370円	370円	0円

③ 外来の際の薬剤の一部負担金の推移

	内服薬（投薬ごと）		外用薬 （投薬ごと）	頓服薬 （投薬ごと）	免除されるもの
	種 類	1日当り			
H9. 9. 1	1 2 ～ 3 4 ～ 5 6 以 上	0円 30円 60円 100円	1種類 50円 2 " 100円 3 " 150円	1種類 10円	・ 6歳未満の乳幼児 ・ 市町村民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者
H13. 1. 1	上記の内、老人保健該当者に係る薬剤一部負担金を廃止				
H15. 4. 1	薬剤一部負担金の廃止				

④ 高額療養費支給制度の推移

- S50. 7. 1 一部負担限度額30,000円（任意給付で実施）
 50. 10. 1 一部負担限度額30,000円（法定給付となる）
 51. 8. 1 一部負担限度額39,000円
 57. 9. 1 一部負担限度額45,000円（ただし、市民税非課税世帯と70歳以上の老人39,000円）
 58. 1. 1 一部負担限度額51,000円（ただし、市民税非課税世帯と70歳以上の老人39,000円）
 59. 10. 1 世帯合算、多数該当で一部負担限度額51,000円（ただし、市民税非課税世帯30,000円）
 ・ 世帯合算の実施（同一世帯で30,000円〔非課税世帯21,000円〕以上の自己負担額を合算）
 ・ 多数該当の実施、直近12カ月以内に4回目以降は30,000円（非課税世帯21,000円）を超える額
 ・ 血友病等長期疾病分の自己負担限度額10,000円
 61. 5. 1 市民税課税世帯一部負担限度額54,000円

※以下、表のとおり

	一部負担金の 限度額	世帯合算の対象と なる1件当たりの額	多数該当の場合の 4回目以降の基準額	血友病など長期特定疾病 の自己負担限度額
	54,000円 (30,000円)	30,000円 (21,000円)	30,000円 (21,000円)	10,000円
H元. 6. 1	57,000円 (31,800円)	" (")	33,000円 (22,200円)	"
3. 5. 1	60,000円 (33,600円)	" (")	34,800円 (23,400円)	"
5. 5. 1	63,000円 (35,400円)	" (")	37,200円 (24,600円)	"
8. 6. 11	63,600円 (35,400円)	" (")	" (")	"

※（ ）内の数字は、市民税非課税世帯に係る金額

H13. 1. 1 自己負担限度額について、上位所得世帯に係る新たな区分を設けるとともに、患者が受けた医療サービスの費用が反映されるよう設定する。

※上位所得世帯とは、当該年度の国民健康保険料の算定の基礎となる基礎控除後の総所得金額等が世帯全体（国保加入者）で670万円を超える世帯である。

	世帯区分	一部負担金の 限度額	世帯合算の対象と なる1件当たりの額	多数該当の場合の 4回目以降の基準額	血友病など長期特定疾病 の自己負担限度額
H13. 1. 1	市民税非課税世帯	35,400円	21,000円	24,600円	10,000円
	一 般 世 帯	*① 63,600円	30,000円	37,200円	
	上 位 所 得 世 帯	*② 121,800円	30,000円	70,800円	

*① 1か月にかかった総医療費が318,000円を超えるときは、超過分の1%を加算する。

*② 1か月にかかった総医療費が609,000円を超えるときは、超過分の1%を加算する。

H14. 10. 1 医療保険制度改定により、70歳未満と70歳以上のそれぞれについて区分を設け、自己負担限度額を設定する。

【70歳未満】

世帯区分	一部負担金の限度額	世帯合算の対象となる1件当たりの額	多数該当の場合の4回目以降の基準額	血友病など長期疾病分の自己負担限度額
市民税非課税世帯	35,400円	21,000円	24,600円	10,000円
一般世帯	*① 72,300円		40,200円	
上位所得世帯	*② 139,800円		77,700円	

【70歳以上】

区 分	一部負担金の限度額		世帯合算の対象となる1件当たりの額	多数該当の場合の4回目以降の基準額	血友病など長期疾病分の自己負担限度額
	外来(個人)	外来+入院(世帯ごと)			
低所得Ⅰ	8,000円	15,000円	全てのレセプト	/	10,000円
低所得Ⅱ		24,600円			
一般	12,000円	40,200円			
一定以上所得者	40,200円	*③ 72,300円			

*① 1か月にかけた総医療費が361,500円を超えるときは、超過分の1%を加算する。

*② 1か月にかけた総医療費が699,000円を超えるときは、超過分の1%を加算する。

*③ 1か月にかけた総医療費が361,500円を超えるときは、超過分の1%を加算する。

※「上位所得世帯」とは、基礎控除などを差し引いた後の国保上の総所得金額などが670万円を超える世帯である。

※「低所得Ⅰ」とは、世帯主および国保加入者全員が市民税非課税で、かつ必要経費・控除を差し引いた各所得が0円である世帯の加入者である。(この判定において公的年金等に係る控除額は一律65万円となる。)

※「低所得Ⅱ」とは、世帯主および国保加入者全員が市民税非課税である世帯の加入者である。

※「一定以上所得者」とは、同一世帯で国保に加入している前期高齢者と老人保健該当者の中で、市民税課税所得が124万円以上である方が1人でもいる世帯の前期高齢者である。

H15. 4. 1 上記の「*①」、「*②」の説明文を下記のとおり変更する。

*① 1か月にかけた総医療費が241,000円を超えるときは、超過分の1%を加算する。

*② 1か月にかけた総医療費が466,000円を超えるときは、超過分の1%を加算する。

H18. 10. 1 医療保険制度改定により、自己負担限度額が改定された。

【70歳未満】

世帯区分	一部負担金の限度額	世帯合算の対象となる1件当たりの額	多数該当の場合の4回目以降の基準額	血友病など長期疾病分の自己負担限度額
市民税非課税世帯	35,400円	21,000円	24,600円	10,000円
一般世帯	*① 80,100円		44,400円	
上位所得世帯	*② 150,000円		83,400円	20,000円

【70歳以上】

区 分	一部負担金の限度額		世帯合算の対象となる1件当たりの額	多数該当の場合の4回目以降の基準額	血友病など長期疾病分の自己負担限度額
	外来(個人)	外来+入院(世帯ごと)			
低所得Ⅰ	8,000円	15,000円	全てのレセプト	/	10,000円
低所得Ⅱ		24,600円			
一般	12,000円	44,400円			
現役並み所得者	44,400円	*③ 80,100円			

*① 1か月にかけた総医療費が267,000円を超えるときは、超過分の1%を加算する。

*② 1か月にかけた総医療費が500,000円を超えるときは、超過分の1%を加算する。

*③ 1か月にかけた総医療費が267,000円を超えるときは、超過分の1%を加算する。

※「上位所得世帯」とは、基礎控除などを差し引いた後の国保上の総所得金額などが600万円を超える世帯である。

※「低所得Ⅰ」とは、世帯主および国保加入者全員が市民税非課税で、かつ必要経費・控除を差し引いた各所得が0円である世帯の加入者である。(この判定において公的年金等に係る控除額は一律80万円となる。)

※「低所得Ⅱ」とは、世帯主および国保加入者全員が市民税非課税である世帯の加入者である。

※「現役並み所得者」とは、同一世帯で国保に加入している前期高齢者と老人保健該当者の中で、市民税課税所得が145万円以上である方が1人でもいる世帯の前期高齢者である。

H27. 1. 1 医療保険制度改定により、自己負担限度額が改定された。

【70歳未満】

世帯区分		一部負担金の限度額	世帯合算の対象となる1件当たりの額	多数該当の場合の4回目以降の基準額	血友病など長期疾病分の自己負担限度額
市民税非課税世帯		35,400円	21,000円	24,600円	10,000円
一般世帯	210万円以下	57,600円		44,400円	
	210万円超 600万円以下	*① 80,100円		44,400円	
上位所得世帯	600万円超 901万円以下	*② 167,400円		93,000円	20,000円
	901万円超	*③ 252,600円		140,100円	

【70歳以上】

区 分	一部負担金の限度額		世帯合算の対象となる1件当たりの額	多数該当の場合の4回目以降の基準額	血友病など長期疾病分の自己負担限度額
	外来 (個人)	外来+入院 (世帯ごと)			
低所得Ⅰ	8,000円	15,000円	全てのレセプト	/	10,000円
低所得Ⅱ		24,600円			
一 般	12,000円	44,400円			
現役並み所得者	44,400円	*④ 80,100円			

*① 1か月にかけた総医療費が267,000円を超えるときは、超過分の1%を加算する。

*② 1か月にかけた総医療費が558,000円を超えるときは、超過分の1%を加算する。

*③ 1か月にかけた総医療費が842,000円を超えるときは、超過分の1%を加算する。

*④ 1か月にかけた総医療費が267,000円を超えるときは、超過分の1%を加算する。

※「上位所得世帯」とは、基礎控除などを差し引いた後の国保上の総所得金額などが600万円を超える世帯である。

※「低所得Ⅰ」とは、世帯主および国保加入者全員が市民税非課税で、かつ必要経費・控除を差し引いた各所得が0円である世帯の加入者である。（この判定において公的年金等に係る控除額は一律80万円となる。）

※「低所得Ⅱ」とは、世帯主および国保加入者全員が市民税非課税である世帯の加入者である。

※「現役並み所得者」とは、世帯の中で国保に加入している高齢受給者のうち、市民税課税所得が145万円以上の者が1人でもいる場合の高齢受給者である。

H29. 8. 1 医療保険制度改定により、自己負担限度額が改定された。

【70歳未満】

世帯区分		一部負担金の限度額	世帯合算の対象となる1件当たりの額	多数該当の場合の4回目以降の基準額	血友病など長期疾病分の自己負担限度額
市民税非課税世帯		35,400円	21,000円	24,600円	10,000円
一般世帯	210万円以下	57,600円		44,400円	
	210万円超 600万円以下	*① 80,100円		44,400円	
上位所得世帯	600万円超 901万円以下	*② 167,400円		93,000円	20,000円
	901万円超	*③ 252,600円		140,100円	

【70歳以上】

区 分	一部負担金の限度額		世帯合算の対象となる1件当たりの額	多数該当の場合の4回目以降の基準額	血友病など長期疾病分の自己負担限度額
	外来 (個人)	外来+入院 (世帯ごと)			
低所得Ⅰ	8,000円	15,000円	全てのレセプト	/	10,000円
低所得Ⅱ		24,600円			
一 般	*④ 14,000円	57,600円			
現役並み所得者	57,600円	*⑤ 80,100円			

*① 1か月にかけた総医療費が267,000円を超えるときは、超過分の1%を加算する。

*② 1か月にかけた総医療費が558,000円を超えるときは、超過分の1%を加算する。

*③ 1か月にかけた総医療費が842,000円を超えるときは、超過分の1%を加算する。

*④ 年間（8月～翌7月）144,000円を上限とする。

*⑤ 1か月にかけた総医療費が267,000円を超えるときは、超過分の1%を加算する。

- ※「上位所得世帯」とは、基礎控除などを差し引いた後の国保上の総所得金額などが600万円を超える世帯である。
- ※「低所得Ⅰ」とは、世帯主および国保加入者全員が市民税非課税で、かつ必要経費・控除を差し引いた各所得が0円である世帯の加入者である。（この判定において公的年金等に係る控除額は一律80万円となる。）
- ※「低所得Ⅱ」とは、世帯主および国保加入者全員が市民税非課税である世帯の加入者である。
- ※「現役並み所得者」とは、世帯の中で国保に加入している高齢受給者のうち、市民税課税所得が145万円以上の者が1人でもいる場合の高齢受給者である。

H30. 8. 1 医療保険制度改定により、自己負担限度額が改定された。

【70歳未満】

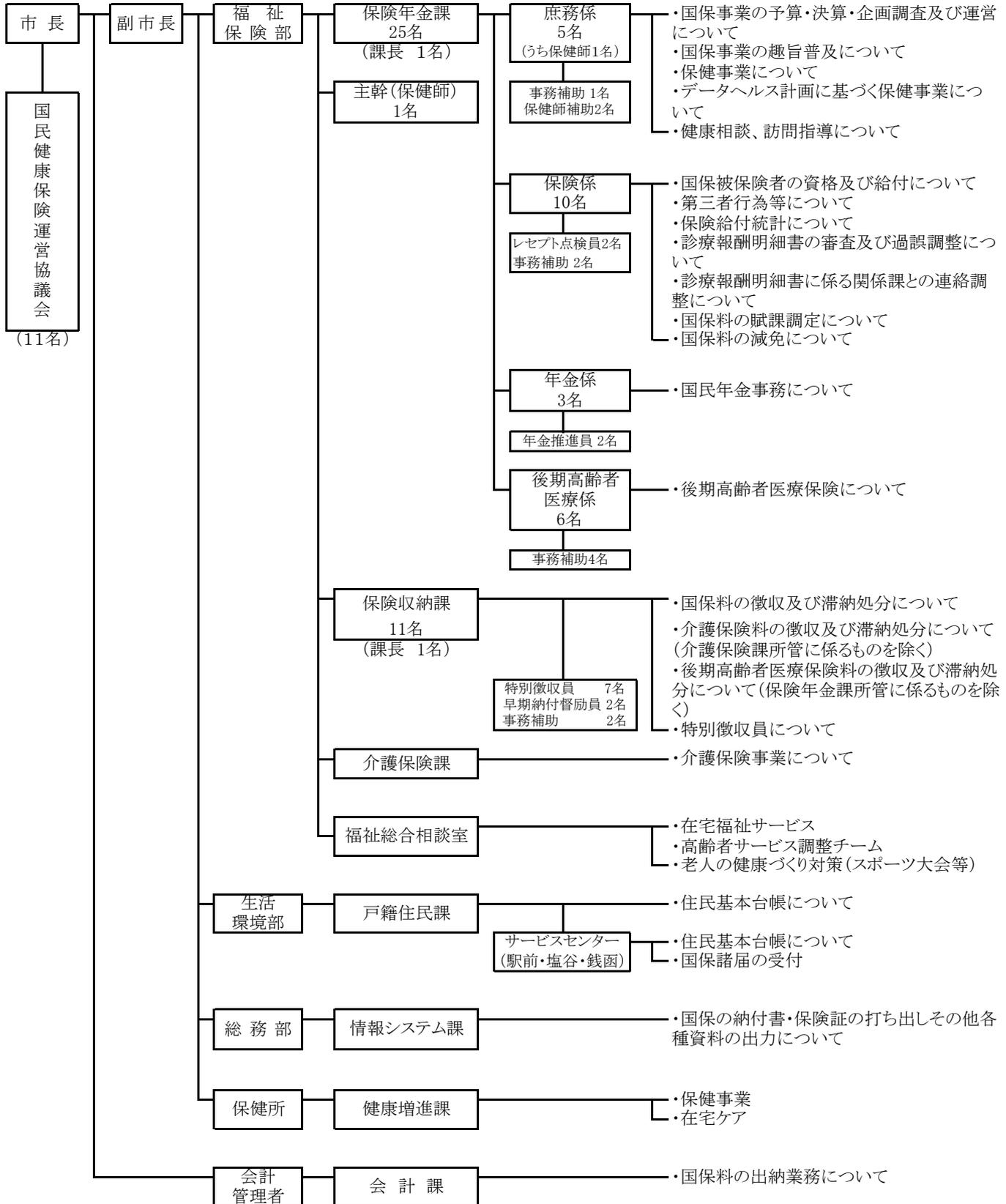
世帯区分		一部負担金の限度額	世帯合算の対象となる1件当たりの額	多数該当の場合の4回目以降の基準額	血友病など長期疾病分の自己負担限度額
市民税非課税世帯		35,400円	21,000円	24,600円	10,000円
一般世帯	210万円以下	57,600円		44,400円	
	210万円超 600万円以下	*① 80,100円		44,400円	
上位所得世帯	600万円超 901万円以下	*② 167,400円		93,000円	20,000円
	901万円超	*③ 252,600円		140,100円	

【70歳以上】

区 分	一部負担金の限度額		世帯合算の対象となる1件当たりの額	多数該当の場合の4回目以降の基準額	血友病など長期疾病分の自己負担限度額	
	外来(個人)	外来+入院(世帯ごと)				
低所得Ⅰ	8,000円	15,000円	全てのレセプト	44,400円	10,000円	
低所得Ⅱ		24,600円				
一 般	*④ 18,000円	57,600円				
現役並み所得者	I	*⑤ 80,100円				44,400円
	II	*⑥ 167,400円				93,000円
	III	*⑦ 252,600円	140,100円			

- *① 1か月にかけた総医療費が267,000円を超えるときは、超過分の1%を加算する。
- *② 1か月にかけた総医療費が558,000円を超えるときは、超過分の1%を加算する。
- *③ 1か月にかけた総医療費が842,000円を超えるときは、超過分の1%を加算する。
- *④ 年間(8月～翌7月)144,000円を上限とする。
- *⑤ 1か月にかけた総医療費が267,000円を超えるときは、超過分の1%を加算する。
- *⑥ 1か月にかけた総医療費が558,000円を超えるときは、超過分の1%を加算する。
- *⑦ 1か月にかけた総医療費が842,000円を超えるときは、超過分の1%を加算する。
- ※平成30年4月より、多数該当の場合は道内他市町村の国保での該当回数も通算される。
- ※「上位所得世帯」とは、基礎控除などを差し引いた後の国保上の総所得金額などが600万円を超える世帯である。
- ※「低所得Ⅰ」とは、世帯主および国保加入者全員が市民税非課税で、かつ必要経費・控除を差し引いた各所得が0円である世帯の加入者である。（この判定において公的年金等に係る控除額は一律80万円となる。）
- ※「低所得Ⅱ」とは、世帯主および国保加入者全員が市民税非課税である世帯の加入者である。
- ※「現役並み所得者」とは、世帯の中で国保に加入している高齢受給者のうち、市民税課税所得が145万円以上の者が1人でもいる場合の高齢受給者である。
- ※「現役並み所得者Ⅰ」とは、市民税課税所得が145万円以上380万円未満の者である。
- ※「現役並み所得者Ⅱ」とは、市民税課税所得が380万円以上690万円未満の者である。
- ※「現役並み所得者Ⅲ」とは、市民税課税所得が690万円以上の者である。

(3) 事務機構及び分掌事務（令和3年7月1日現在）



(4) 小樽市国民健康保険運営協議会委員

① 委員定数 11名

② 委員構成

- ・ 被保険者を代表する委員 3名
- ・ 公益を代表する委員 3名
- ・ 医療を代表する委員 3名
- ・ 被用者保険等保険者を代表する委員 2名

③ 任期 3年

④ 委員名簿

代表区分	氏名	就任年月日	職業
被保険者を 代表する委員	栗田 美和子	R 2. 7. 30	
	石丸 敬子	H 29. 6. 15	
	近藤 和浩	H 30. 5. 30	
公益を 代表する委員	◎ 片桐 由喜	H 23. 2. 8	小樽商科大学教授
	堀口 雅行	R 3. 5. 20	小樽市総連合町会会長
	古川 ゆかり	R 1. 10. 1	小樽年金事務所長
国民健康保険医 又は 国民健康保険 薬剤師を 代表する委員	鈴木 敏夫	R 3. 6. 4	医師
	加藤 友一	R 1. 6. 15	歯科医師
	桂 正俊	H 24. 4. 24	薬剤師
被用者保険等 保険者を 代表する委員	橋口 志朗	R 2. 4. 1	エア・ウォーター健康保険組合常務理事
	藤部 安典	R 2. 4. 1	札幌市職員共済組合事務局長

◎印は会長

(令和3年6月4日現在)

⑤ 歴代委員

氏名	代表区分	就任期間	氏名	代表区分	就任期間
宮尾 直治	公益担当代表	昭和31. 7. 28 ~ 昭和40. 10. 24	岩崎 義信	公益代表	平成13. 4. 1 ~ 平成14. 3. 31
石橋 猛雄	医療担当者代表	" 31. 7. 28 ~ " 38. 3. 31	直江 俊一	医療担当者代表	" 8. 5. 29 ~ " 14. 5. 31
小林 啓作	被保険者代表	" 31. 7. 28 ~ " 33. 7. 27	高橋 昭三	医療担当者代表	" 7. 4. 1 ~ " 15. 3. 31
館山 文次郎	医療担当者代表	" 31. 7. 28 ~ " 33. 7. 27	地主 安宏	被用者保険等代表	" 13. 4. 1 ~ " 15. 3. 31
秋野 武夫	"	" 31. 7. 28 ~ " 40. 3. 31	盛岡 悟平	公益代表	" 9. 5. 19 ~ " 15. 6. 14
安部 均	"	" 37. 2. 20 ~ " 39. 9. 20	三山 雄弘	医療担当者代表	" 15. 4. 1 ~ " 15. 9. 4
野口 誠一郎	公益代表	" 31. 7. 28 ~ " 33. 7. 27	安田 治	公益代表	" 14. 4. 1 ~ " 16. 3. 31
山崎 吉松	"	" 31. 7. 28 ~ " 38. 3. 31	小山 高史	被用者保険等代表	" 15. 4. 1 ~ " 17. 3. 31
牧野 包敏	"	" 36. 2. 1 ~ " 38. 3. 31	高橋 昭三	医療担当者代表	" 15. 9. 5 ~ " 17. 3. 31
本田 武夫	被保険者代表	" 33. 7. 28 ~ " 40. 4. 12	新田 壽夫	被用者保険等代表	" 2. 4. 1 ~ " 17. 8. 31
木村 幸蔵	"	" 40. 5. 19 ~ " 41. 12. 2	館 裕	医療担当者代表	" 12. 4. 1 ~ " 18. 3. 31
平井 猛	医療担当者代表	" 33. 2. 28 ~ " 37. 2. 19	朝倉 武	公益代表	" 16. 4. 1 ~ " 18. 3. 31
"	"	" 39. 9. 21 ~ " 40. 6. 20	今 義範	被用者保険等代表	" 17. 4. 1 ~ " 19. 3. 31
工藤 修三	公益代表	" 33. 7. 28 ~ " 42. 8. 8	戸田 正紹	被保険者代表	" 4. 1. 28 ~ " 19. 6. 14
生田 象次郎	"	" 31. 7. 28 ~ " 44. 3. 22	藤井 忠男	公益代表	" 15. 6. 15 ~ " 19. 6. 14
萩野 一山	"	" 41. 2. 1 ~ " 46. 6. 14	松井 清晴	"	" 18. 4. 1 ~ " 19. 8. 31
東 敏郎	"	" 42. 6. 21 ~ " 46. 6. 14	堀 正勝	被用者保険等代表	" 17. 9. 1 ~ " 20. 3. 31
谷黒 太郎	"	" 40. 4. 1 ~ " 46. 6. 14	野原 仁	"	" 19. 4. 1 ~ " 20. 3. 31
小沼 幸夫	公益代表	" 46. 6. 15 ~ " 47. 5. 15	新宮 弘道	被保険者代表	" 3. 6. 1 ~ " 20. 11. 25
堀内 一亮	医療担当者代表	" 46. 6. 15 ~ " 47. 8. 31	城 守	医療担当者代表	" 17. 4. 1 ~ " 21. 3. 31
笠原 鉄三	被保険者代表	" 42. 6. 21 ~ " 48. 6. 14	赤石 欽司	公益代表	昭和61. 5. 1 ~ " 21. 6. 14
石川 巖	公益代表	" 47. 5. 16 ~ " 48. 6. 14	石岡 孝規	公益代表	平成19. 9. 1 ~ " 21. 12. 31
皆川 忠雄	医療担当者代表	" 38. 4. 1 ~ " 50. 6. 14	三ツ野 篤久	医療担当者代表	" 14. 6. 1 ~ " 22. 6. 14
川原 正之	公益代表	" 48. 6. 15 ~ " 51. 4. 5	高井 政信	被用者保険等代表	" 20. 4. 1 ~ " 22. 6. 14
太田 秀夫	医療担当者代表	" 46. 6. 15 ~ " 51. 4. 5	中松 義治	公益代表	" 21. 6. 15 ~ " 22. 12. 31
渡辺 梯之助	"	" 47. 9. 1 ~ " 51. 12. 26	笠岡 茂	医療担当者代表	" 18. 4. 1 ~ " 23. 3. 31
"	公益代表	" 53. 10. 14 ~ " 54. 6. 14	石井 正巳	公益代表	" 19. 6. 15 ~ " 23. 6. 14
三ツ谷 弘郷	"	" 42. 11. 8 ~ " 53. 10. 13	櫻井 一清	被用者保険等代表	" 20. 4. 1 ~ " 24. 3. 31
藤山 彰司	"	" 51. 4. 6 ~ " 54. 6. 30	野津 論志	"	" 22. 6. 15 ~ " 24. 4. 23
久津見 敦	医療担当者代表	" 51. 4. 6 ~ " 55. 4. 6	茂内 勇人	公益代表	" 22. 1. 1 ~ " 24. 9. 30
関川 吉郎	"	" 51. 12. 27 ~ " 55. 7. 9	寺嶋 一憲	被用者保険等代表	" 24. 4. 1 ~ " 26. 3. 31
松本 健次郎	公益代表	" 54. 7. 1 ~ " 56. 3. 31	阿部 裕之	公益代表	" 24. 10. 1 ~ " 26. 9. 30
金久保 八郎	被保険者代表	" 38. 4. 1 ~ " 56. 4. 15	津田 哲哉	医療担当者代表	" 21. 4. 1 ~ " 27. 6. 14
米花 義郎	医療担当者代表	" 55. 4. 7 ~ " 57. 3. 31	鏡 八郎	被保険者代表	" 21. 6. 15 ~ " 27. 6. 14
小林 正徳	公益代表	" 56. 4. 1 ~ " 57. 6. 30	横尾 忠	被用者保険等代表	" 22. 6. 15 ~ " 27. 6. 14
野口 暁	医療担当者代表	" 50. 6. 15 ~ " 58. 6. 14	蓮実 一郎	被用者保険等代表	" 26. 4. 1 ~ " 27. 6. 14
中野 宣弥	公益代表	" 57. 7. 1 ~ " 58. 9. 30	野口 勇人	公益代表	" 26. 10. 1 ~ " 27. 11. 30
柿崎 秀太	"	" 58. 10. 1 ~ " 60. 2. 28	江島 圭一	被用者保険等代表	" 27. 6. 15 ~ " 29. 3. 31
西村 巖	被保険者代表	" 56. 2. 1 ~ " 60. 6. 14	新川 英夫	公益代表	" 23. 6. 15 ~ " 29. 5. 18
門脇 勝太郎	公益代表	" 54. 6. 15 ~ " 60. 6. 14	島山 卿子	被保険者代表	" 19. 6. 15 ~ " 29. 6. 14
斉藤 英輔	医療担当者代表	" 57. 4. 1 ~ " 60. 6. 14	岩崎 教文	被用者保険等代表	" 27. 4. 1 ~ " 29. 6. 14
小林 啓作	被保険者代表	" 48. 6. 15 ~ " 61. 4月	片岡 信美	公益代表	" 29. 5. 19 ~ " 29. 6. 14
青山 薫	被用者保険等代表	" 61. 2. 1 ~ " 61. 10月	水原 力	公益代表	" 27. 12. 1 ~ " 30. 3. 31
高橋 靖宏	公益代表	" 60. 3. 1 ~ " 62. 3. 31	久保 田聰子	被保険者代表	" 3. 6. 15 ~ " 30. 5. 29
山口 繁三	"	" 60. 6. 15 ~ " 62. 6. 17	北島 康夫	被用者保険等代表	" 29. 6. 15 ~ " 30. 5. 31
兵藤 昭三	医療担当者代表	" 60. 6. 15 ~ " 63. 3. 31	杉村 亮	被用者保険等代表	" 29. 4. 1 ~ " 31. 3. 31
桑山 道博	公益代表担当	" 62. 4. 1 ~ " 63. 10. 31	市村 昌久	医療担当者代表	" 23. 4. 1 ~ 令和 1. 6. 14
小山 博	被用者保険等代表	" 62. 2. 2 ~ 平成 2. 3. 31	本間 敦	公益代表	" 30. 4. 1 ~ " 1. 9. 30
長谷川 憲三	"	" 61. 2. 1 ~ " 2. 3. 31	奥村 毅	被用者保険等代表	" 30. 6. 1 ~ " 2. 3. 31
直江 俊一	医療担当者代表	" 55. 7. 10 ~ " 2. 5. 10	石崎 勝則	被用者保険等代表	" 31. 4. 1 ~ " 2. 3. 31
下田 修造	公益代表	" 63. 11. 1 ~ " 2. 9. 30	坂田 満佐子	被保険者代表	" 27. 6. 15 ~ " 2. 7. 29
宮尾 尚	"	" 44. 6. 21 ~ " 2. 11. 27	増田 榮治	公益代表	" 29. 6. 15 ~ 令和 3. 5. 19
大竹 和子	被保険者代表	" 61. 5. 15 ~ " 3. 6. 14	阿久津 光之	医療担当者代表	" 27. 6. 15 ~ 令和 3. 6. 3
渡辺 和夫	"	" 56. 6. 15 ~ " 4. 1. 27			
澤 正秋	公益代表	平成 2. 10. 1 ~ " 4. 3. 31			
西堀 修	"	" 4. 4. 1 ~ " 5. 5. 31			
斎藤 照	被用者保険等代表	" 2. 4. 1 ~ " 5. 3. 31			
上所 正信	公益代表	昭和62. 6. 18 ~ " 5. 6. 14			
佐藤 尚	医療担当者代表	" 63. 4. 1 ~ " 6. 3. 31			
加藤 義美	公益代表	平成 5. 4. 1 ~ " 7. 3. 31			
奥芝 年雄	医療担当者代表	昭和58. 6. 15 ~ " 7. 3. 31			
猪野 毛高俊	被用者保険等代表	平成 5. 4. 1 ~ " 7. 6. 14			
辻 健	医療担当者代表	" 2. 5. 11 ~ " 8. 3. 31			
竹俣 治郎	公益代表	" 7. 4. 1 ~ " 8. 3. 31			
芳川 勝男	"	" 5. 6. 15 ~ " 9. 5. 18			
唐橋 有	医療担当者代表	" 6. 4. 1 ~ " 9. 3. 31			
角瀬 俊明	公益代表	" 8. 4. 1 ~ " 10. 3. 31			
金野 信夫	被用者保険等代表	" 7. 6. 15 ~ " 11. 6. 14			
千葉 篤	医療担当者代表	" 9. 4. 1 ~ " 12. 3. 31			
斎藤 勲	公益代表	" 10. 4. 1 ~ " 12. 3. 31			
新関 明	被用者保険等代表	" 11. 6. 15 ~ " 13. 3. 31			
近藤 登	公益代表	" 12. 4. 1 ~ " 13. 3. 31			

2 被保険者

(1) 人口と国保加入者の推移

(各年度末現在)

区分	小樽市全体			国保			加入割合	
	世帯	人口	1世帯当たり人口	世帯	被保険者	1世帯当たり被保険者数	世帯 (%)	被保険者 (%)
26	65,561	124,122	1.89	20,412	(1,649) 30,271	1.48	31.13	24.39
27	65,090	122,088	1.88	19,679	(1,118) 28,960	1.47	30.23	23.72
28	64,653	120,037	1.86	18,681	(638) 27,095	1.45	28.89	22.57
29	64,165	117,924	1.84	17,979	(285) 25,842	1.44	28.02	21.91
30	63,415	115,621	1.82	17,347	(71) 24,746	1.43	27.35	21.40
元	62,991	113,728	1.81	16,705	(6) 23,626	1.41	26.52	20.77
2	62,365	111,634	1.79	16,577	(2) 23,298	1.41	26.58	20.87

(注) 国保の数値は一般および退職被保険者等の合計で、()内の数字は退職被保険者等に係るもの

(2) 年度別平均被保険者数

年度	平均世帯数	平均被保険者数						合計	介護2号被保険者数 (再掲)		
		一般	前期 高齢者 (再掲)	高齢 受給者 (再掲)	退職	内 訳			合計	一般	退職
						本人	扶養				
26	20,811	(93.9) 29,081	(47.6) 14,746	(24.5) 7,600	(6.1) 1,893	(4.7) 1,464	(1.4) 429	(100.0) 30,974	(33.2) 10,298	(27.5) 8,533	(5.7) 1,765
27	20,177	(95.7) 28,561	(49.7) 14,837	(24.8) 7,412	(4.3) 1,279	(3.4) 1,011	(0.9) 268	(100.0) 29,840	(31.8) 9,497	(27.8) 8,307	(4.0) 1,190
28	19,240	(97.0) 27,253	(51.7) 14,535	(24.9) 7,000	(3.0) 852	(2.5) 702	(0.5) 150	(100.0) 28,105	(30.6) 8,606	(27.8) 7,813	(2.8) 793
29	18,430	(98.3) 26,144	(53.7) 14,286	(26.8) 7,126	(1.7) 439	(1.4) 378	(0.2) 61	(100.0) 26,583	(29.5) 7,854	(28.0) 7,450	(1.5) 404
30	17,767	(99.4) 25,285	(54.9) 13,965	(29.0) 7,388	(0.6) 161	(0.6) 150	(0.0) 11	(100.0) 25,446	(28.9) 7,348	(28.3) 7,206	(0.6) 142
元	17,099	(99.9) 24,225	(55.8) 13,533	(31.7) 7,687	(0.1) 32	(0.1) 30	(0.0) 2	(100.0) 24,257	(28.6) 6,927	(28.4) 6,901	(0.1) 26
2	16,814	(100.0) 23,724	(55.9) 13,262	(33.8) 8,023	(0.0) 2	(0.0) 1	(0.0) 1	(100.0) 23,726	(28.4) 6,740	(28.4) 6,738	(0.0) 2

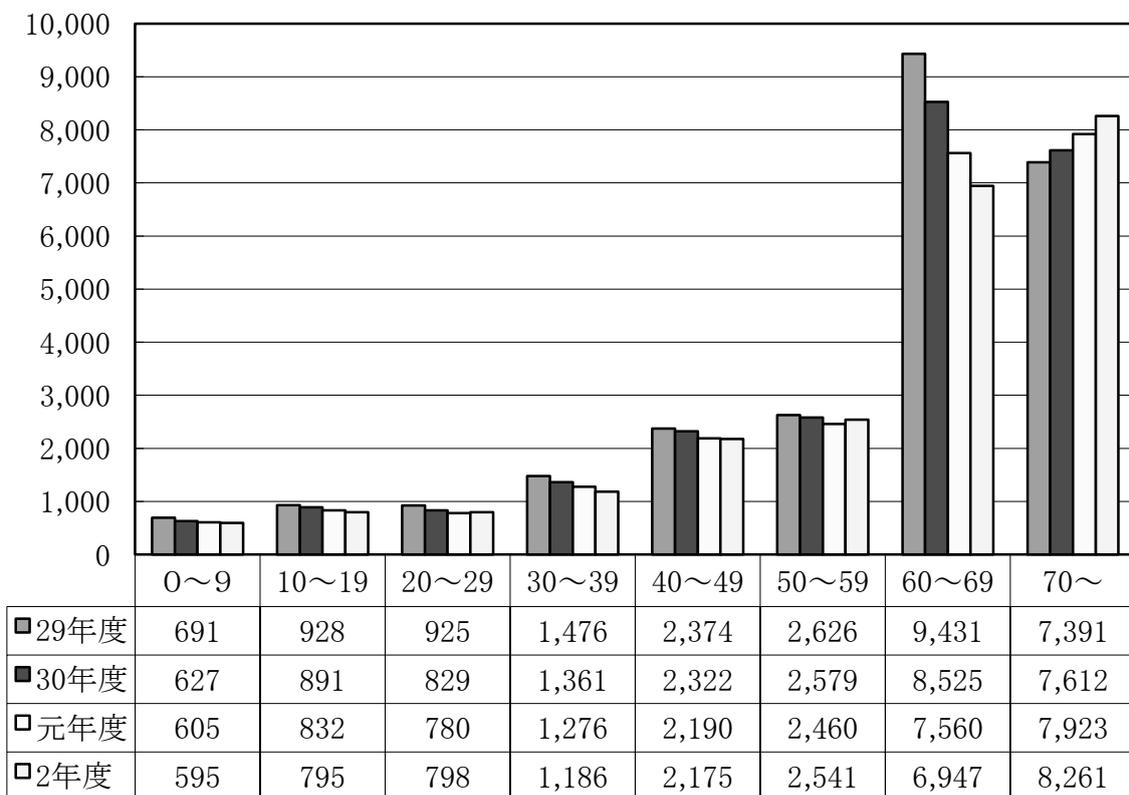
※ ()内の数字は、構成割合

(3) 年齢階層別被保険者数

(各年度末)

年度 年齢区分	27	28	29	30	元	2		
						男	女	計
0～4	423	336	285	265	239	110	115	225
5～9	460	439	406	362	366	194	176	370
10～14	517	428	406	415	408	205	193	398
15～19	652	560	522	476	424	196	201	397
20～24	568	504	471	436	414	188	225	413
25～29	597	514	454	393	366	185	200	385
30～34	799	688	631	561	516	245	236	481
35～39	1,043	943	845	800	760	369	336	705
40～44	1,360	1,248	1,151	1,095	977	528	431	959
45～49	1,299	1,250	1,223	1,227	1,213	633	583	1,216
50～54	1,353	1,265	1,246	1,200	1,151	599	614	1,213
55～59	1,565	1,448	1,380	1,379	1,309	579	749	1,328
60～64	3,598	3,118	2,689	2,426	2,200	833	1,274	2,107
65～69	7,463	7,262	6,742	6,099	5,360	1,972	2,868	4,840
70～74	7,263	7,092	7,391	7,612	7,923	3,421	4,840	8,261
計	28,960	27,095	25,842	24,746	23,626	10,257	13,041	23,298

(単位:人)



(4) 被保険者の異動状況

年 度	27		28		29		30		元		2		
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	
増 ・ 取 得	転 入	688	16.6	682	17.5	694	17.8	618	16.1	601	16.8	605	16.6
	社 保 離 脱	3,013	72.7	2,812	71.9	2,849	73.1	2,909	75.6	2,665	74.4	2,714	74.7
	生 保 廃 止	173	4.2	172	4.4	154	4.0	136	3.5	140	3.9	111	3.1
	出 生	91	2.2	54	1.4	49	1.3	49	1.3	35	1.0	44	1.2
	後 期 脱 退	0	0.0	0	0.0	1	0.0	1	0.0	4	0.1	1	0.0
	その他	177	4.3	189	4.8	149	3.8	134	3.5	136	3.8	160	4.4
	計	4,142	100	3,909	100	3,896	100	3,847	100	3,581	100	3,635	100
減 ・ 喪 失	転 出	619	11.4	632	10.9	573	11.1	602	12.2	549	11.7	458	11.6
	社 保 加 入	2,469	45.3	2,747	47.6	2,360	45.8	2,066	41.8	2,124	45.2	1,716	43.3
	生 保 開 始	244	4.5	246	4.3	261	5.1	209	4.2	179	3.8	161	4.1
	死 亡	216	4.0	204	3.5	181	3.5	201	4.1	216	4.6	223	5.6
	後 期 脱 退	1,690	31.0	1,747	30.3	1,624	34.0	1,674	33.9	1,479	31.5	1,267	32.0
	その他	215	3.9	198	3.4	150	2.9	191	3.8	154	3.2	138	3.4
	計	5,453	100	5,774	100	5,149	100	4,943	100	4,701	100	3,963	100
	△ 1,311		△ 1,865		△ 1,253		△ 1,096		△ 1,120		△ 328		

3 国民健康保険事業費納付金と市町村標準保険料率の推移

(1) 国民健康保険事業費納付金

(円)

	3年度	2年度	元年度
小樽市の確定納付金 (退職分含む)	2,754,724,000	2,858,490,000	3,016,962,000
医療分	2,067,063,000	2,137,601,000	2,270,642,000
一般分	2,064,756,000	2,130,362,000	2,270,188,000
退職分	2,307,000	7,239,000	454,000
支援金分	551,029,000	571,505,000	585,466,000
一般分	551,029,000	571,497,000	585,325,000
退職分	0	8,000	141,000
介護分 (退職分含む)	136,632,000	149,384,000	160,854,000

(2) 市町村（小樽市）標準保険料率と賦課割合

	3年度					2年度				
	所得割	均等割	平等割	応能割合	応益割合	所得割	均等割	平等割	応能割合	応益割合
医療分	8.10%	26,264円	27,704円	36.24%	63.76%	8.24%	30,785円	20,941円	36.88%	63.12%
支援金分	2.50%	8,278円	8,732円			2.55%	9,816円	6,677円		
介護分	1.86%	8,509円	6,628円			1.94%	10,211円	5,151円		

4 保険料

(1) 年度別賦課割合と料率の推移

【基礎分】

年 度	賦 課 割 合 (年 報)				料 率				
	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割	限度額
	%	%	%	%	%	%	円	円	万円
20	57.7	—	26.1	16.2	10.9	—	21,600	22,080	44
21	57.3	—	26.3	16.4	11.2	—	20,880	21,120	44
22	57.3	—	26.2	16.5	12.8	—	21,960	22,080	48
23	56.5	—	26.7	16.8	12.3	—	20,880	21,000	50
24	57.2	—	26.0	16.9	11.3	—	18,360	18,960	51
25	56.8	—	26.4	16.8	11.1	—	18,360	18,240	51
26	57.2	—	26.1	16.7	11.0	—	18,120	18,000	51
27	57.5	—	25.7	16.8	11.8	—	18,720	18,960	51
28	57.4	—	25.6	17.0	12.9	—	20,640	21,120	51
29	57.3	—	25.9	16.8	11.2	—	18,000	17,760	52
30	57.4	—	26.9	15.7	11.3	—	19,320	17,040	54
元	58.8	—	26.1	15.1	11.5	—	19,200	16,680	58
2	57.5	—	26.8	15.7	11.5	—	19,200	16,680	61

【後期支援分】

年 度	賦 課 割 合 (年 報)				料 率				
	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割	限度額
	%	%	%	%	%	%	円	円	万円
23	55.9	—	26.4	17.7	2.9	—	4,920	5,280	14
24	57.0	—	26.2	16.8	3.5	—	5,760	5,880	14
25	57.0	—	26.3	16.8	4.1	—	6,720	6,720	14
26	57.2	—	26.2	16.6	4.2	—	6,960	6,840	14
27	57.3	—	26.0	16.7	4.1	—	6,600	6,600	15
28	56.5	—	26.1	17.4	3.9	—	6,480	6,600	16
29	57.5	—	26.0	16.5	4.4	—	7,080	6,840	17
30	58.2	—	26.4	15.4	3.7	—	6,120	5,400	19
元	59.2	—	25.9	14.9	3.8	—	6,240	5,400	19
2	58.0	—	26.5	15.5	3.8	—	6,240	5,400	19

※平成20年度より後期高齢者医療制度が施行

【介護分】

年 度	賦 課 割 合 (年 報)				料 率				
	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割	限度額
	%	%	%	%	%	%	円	円	万円
20	54.4	—	27.2	18.4	2.6	—	6,480	5,400	9
21	55.2	—	26.9	17.9	2.6	—	5,760	4,680	10
22	55.1	—	26.8	18.1	2.9	—	6,000	4,920	10
23	53.5	—	28.3	18.2	3.1	—	6,600	5,160	12
24	54.6	—	28.0	17.4	4.0	—	7,800	5,880	12
25	55.3	—	27.4	17.3	4.5	—	8,640	6,600	12
26	56.2	—	26.6	17.2	4.6	—	8,880	6,840	12
27	56.2	—	26.5	17.2	4.3	—	8,280	6,360	13
28	54.7	—	27.5	17.8	4.0	—	8,280	6,240	14
29	56.2	—	26.5	17.3	4.3	—	8,400	6,360	16
30	60.8	—	24.8	14.4	3.2	—	6,120	4,080	16
元	61.1	—	24.5	14.4	3.2	—	5,880	3,960	16
2	59.5	—	25.2	15.3	3.2	—	5,760	3,960	16

※平成16年度より資産割を廃止

(2) 年度別保険料収納状況

① 現年度分

年度		調定額	収納額	還付未済額	不納欠損額	未収額	収納率
		円	円	円	円	円	%
28	一般	2,296,802,080	2,186,307,894	128,180	6,810	110,487,376	95.19
	基礎分	1,626,803,615	1,552,485,095	121,429	5,109	74,313,411	95.43
	支援分	500,263,946	477,288,599	5,210	1,701	22,973,646	95.41
	介護分	169,734,519	156,534,200	1,541	0	13,200,319	92.22
	退職	88,836,120	87,120,637	0	0	1,715,483	98.07
	基礎分	54,703,923	53,678,883	0	0	1,025,040	98.13
	支援分	16,826,587	16,491,925	0	0	334,662	98.01
	介護分	17,305,610	16,949,829	0	0	355,781	97.94
	計	2,385,638,200	2,273,428,531	128,180	6,810	112,202,859	95.30
	基礎分	1,681,507,538	1,606,163,978	121,429	5,109	75,338,451	95.52
	支援分	517,090,533	493,780,524	5,210	1,701	23,308,308	95.49
	介護分	187,040,129	173,484,029	1,541	0	13,556,100	92.75
29	一般	2,083,316,305	1,982,764,518	107,300	0	100,551,787	95.17
	基礎分	1,382,482,824	1,319,027,062	89,701	0	63,455,762	95.41
	支援分	529,826,214	506,056,273	15,305	0	23,769,941	95.51
	介護分	171,007,267	157,681,183	2,294	0	13,326,084	92.21
	退職	40,450,535	39,614,577	0	0	835,958	97.93
	基礎分	22,916,047	22,442,502	0	0	473,545	97.93
	支援分	8,809,005	8,630,389	0	0	178,616	97.97
	介護分	8,725,483	8,541,686	0	0	183,797	97.89
	計	2,123,766,840	2,022,379,095	107,300	0	101,387,745	95.23
	基礎分	1,405,398,871	1,341,469,564	89,701	0	63,929,307	95.45
	支援分	538,635,219	514,686,662	15,305	0	23,948,557	95.55
	介護分	179,732,750	166,222,869	2,294	0	13,509,881	92.48
30	一般	1,933,870,552	1,864,078,225	44,340	0	69,792,327	96.39
	基礎分	1,361,822,414	1,315,234,188	40,577	0	46,588,226	96.58
	支援分	444,755,618	429,346,423	3,763	0	15,409,195	96.54
	介護分	127,292,520	119,497,614	0	0	7,794,906	93.88
	退職	12,977,778	12,801,052	0	0	176,726	98.64
	基礎分	8,097,258	7,988,057	0	0	109,201	98.65
	支援分	2,636,645	2,601,344	0	0	35,301	98.66
	介護分	2,243,875	2,211,651	0	0	32,224	98.56
	計	1,946,848,330	1,876,879,277	44,340	0	69,969,053	96.41
	基礎分	1,369,919,672	1,323,222,245	40,577	0	46,697,427	96.59
	支援分	447,392,263	431,947,767	3,763	0	15,444,496	96.55
	介護分	129,536,395	121,709,265	0	0	7,827,130	93.96
元	一般	1,895,940,154	1,823,520,725	106,460	0	72,419,429	96.18
	基礎分	1,337,728,864	1,289,132,635	97,823	0	48,596,229	96.37
	支援分	439,171,684	423,183,856	6,584	0	15,987,828	96.36
	介護分	119,039,606	111,204,234	2,053	0	7,835,372	93.42
	退職	2,738,456	2,715,924	0	0	22,532	99.18
	基礎分	1,715,935	1,703,689	0	0	12,246	99.29
	支援分	563,486	559,469	0	0	4,017	99.29
	介護分	459,035	452,766	0	0	6,269	98.63
	計	1,898,678,610	1,826,236,649	106,460	0	72,441,961	96.18
	基礎分	1,339,444,799	1,290,836,324	97,823	0	48,608,475	96.37
	支援分	439,735,170	423,743,325	6,584	0	15,991,845	96.36
	介護分	119,498,641	111,657,000	2,053	0	7,841,641	93.44
2	一般	1,799,203,030	1,744,109,168	54,780	5,920	55,087,942	96.94
	基礎分	1,273,884,397	1,236,723,900	44,979	4,470	37,156,027	97.08
	支援分	416,275,933	404,091,513	8,754	1,450	12,182,970	97.07
	介護分	109,042,700	103,293,755	1,047	0	5,748,945	94.73
	退職	26,520	26,520	0	0	0	100.00
	基礎分	16,520	16,520	0	0	0	100.00
	支援分	5,360	5,360	0	0	0	100.00
	介護分	4,640	4,640	0	0	0	100.00
	計	1,799,229,550	1,744,135,688	54,780	5,920	55,087,942	96.94
	基礎分	1,273,900,917	1,236,740,420	44,979	4,470	37,156,027	97.08
	支援分	416,281,293	404,096,873	8,754	1,450	12,182,970	97.07
	介護分	109,047,340	103,298,395	1,047	0	5,748,945	94.73

② 滞納繰越分

年度		調定額	収納額	還付未済額	不納欠損額	未収額	収納率
		円	円	円	円	円	%
28	一般	316,561,253	67,036,615	36,940	51,977,073	197,547,565	21.18
	基礎分	206,101,684	44,382,776	36,940	33,339,389	128,379,519	21.53
	支援分	70,249,138	14,786,351	0	11,637,272	43,825,515	21.05
	介護分	40,210,431	7,867,488	0	7,000,412	25,342,531	19.57
	退職	7,869,405	2,276,552	0	2,026,133	3,566,720	28.93
	基礎分	4,638,691	1,365,700	0	1,184,525	2,088,466	29.44
	支援分	1,548,373	443,691	0	416,522	688,160	28.66
	介護分	1,682,341	467,161	0	425,086	790,094	27.77
	計	324,430,658	69,313,167	36,940	54,003,206	201,114,285	21.36
	基礎分	210,740,375	45,748,476	36,940	34,523,914	130,467,985	21.71
	支援分	71,797,511	15,230,042	0	12,053,794	44,513,675	21.21
	介護分	41,892,772	8,334,649	0	7,425,498	26,132,625	19.90
29	一般	303,862,435	72,944,940	47,510	46,455,969	184,461,526	24.01
	基礎分	199,887,315	48,833,406	47,510	29,697,882	121,356,027	24.43
	支援分	65,932,500	15,869,491	0	10,393,012	39,669,997	24.07
	介護分	38,042,620	8,242,043	0	6,365,075	23,435,502	21.67
	退職	5,361,203	1,646,733	0	716,705	2,997,765	30.72
	基礎分	3,164,506	987,468	0	411,472	1,765,566	31.20
	支援分	1,037,822	319,372	0	141,089	577,361	30.77
	介護分	1,158,875	339,893	0	164,144	654,838	29.33
	計	309,223,638	74,591,673	47,510	47,172,674	187,459,291	24.12
	基礎分	203,051,821	49,820,874	47,510	30,109,354	123,121,593	24.54
	支援分	66,970,322	16,188,863	0	10,534,101	40,247,358	24.17
	介護分	39,201,495	8,581,936	0	6,529,219	24,090,340	21.89
30	一般	280,794,591	79,126,807	15,770	22,655,866	179,011,918	28.18
	基礎分	182,159,680	51,843,600	15,770	15,101,999	115,214,081	28.46
	支援分	62,476,627	17,757,057	0	5,037,301	39,682,269	28.42
	介護分	36,158,284	9,526,150	0	2,516,566	24,115,568	26.35
	退職	3,833,723	1,398,103	0	181,052	2,254,568	36.47
	基礎分	2,239,111	822,679	0	93,363	1,323,069	36.74
	支援分	755,977	272,979	0	33,636	449,362	36.11
	介護分	838,635	302,445	0	54,053	482,137	36.06
	計	284,628,314	80,524,910	15,770	22,836,918	181,266,486	28.29
	基礎分	184,398,791	52,666,279	15,770	15,195,362	116,537,150	28.56
	支援分	63,232,604	18,030,036	0	5,070,937	40,131,631	28.51
	介護分	36,996,919	9,828,595	0	2,570,619	24,597,705	26.57
元	一般	246,834,705	75,305,748	0	12,680,194	158,848,763	30.51
	基礎分	160,467,331	49,401,769	0	8,366,990	102,698,572	30.79
	支援分	54,656,342	16,700,944	0	2,860,900	35,094,498	30.56
	介護分	31,711,032	9,203,035	0	1,452,304	21,055,693	29.02
	退職	2,431,294	819,256	0	208,800	1,403,238	33.70
	基礎分	1,432,270	482,179	0	128,379	821,712	33.67
	支援分	484,663	157,902	0	40,302	286,459	32.58
	介護分	514,361	179,175	0	40,119	295,067	34.83
	計	249,265,999	76,125,004	0	12,888,994	160,252,001	30.54
	基礎分	161,899,601	49,883,948	0	8,495,369	103,520,284	30.81
	支援分	55,141,005	16,858,846	0	2,901,202	35,380,957	30.57
	介護分	32,225,393	9,382,210	0	1,492,423	21,350,760	29.11
2	一般	225,100,423	75,732,922	3,560	19,855,376	129,512,125	33.64
	基礎分	147,248,723	50,031,343	3,560	12,887,654	84,329,726	33.98
	支援分	49,755,314	16,870,753	0	4,306,484	28,578,077	33.91
	介護分	28,096,386	8,830,826	0	2,661,238	16,604,322	31.43
	退職	1,425,770	889,569	0	0	536,201	62.39
	基礎分	833,958	517,359	0	0	316,599	62.04
	支援分	290,476	180,982	0	0	109,494	62.31
	介護分	301,336	191,228	0	0	110,108	63.46
	計	226,526,193	76,622,491	3,560	19,855,376	130,048,326	33.83
	基礎分	148,082,681	50,548,702	3,560	12,887,654	84,646,325	34.14
	支援分	50,045,790	17,051,735	0	4,306,484	28,687,571	34.07
	介護分	28,397,722	9,022,054	0	2,661,238	16,714,430	31.77

(3) 口座振替の加入状況 (年度末)

年 度	国 保 世 帯	加 入 世 帯	加 入 率
	世帯	世帯	%
26	20,412	9,346	45.79
27	19,679	9,073	46.10
28	18,681	8,704	46.59
29	17,979	8,617	47.93
30	17,347	8,465	48.80
元	16,705	8,334	49.89
2	16,577	8,401	50.68

(4) 口座振替の保険料収納状況

年 度	現年度分 保険料調定額 (全 体)	口座振替の 保険料調定額	占める 割 合	口座振替の 保険料収納額	収 納 割 合
	円	円	%	円	%
26	2,537,052,650	1,154,811,620	45.2	1,131,141,590	98.0
27	2,423,426,110	1,125,494,300	46.4	1,102,419,610	97.9
28	2,385,638,200	1,142,379,270	47.9	1,118,955,060	97.9
29	2,123,766,840	1,039,493,150	48.9	1,015,700,580	97.7
30	1,946,848,330	980,159,610	50.3	961,756,120	98.1
元	1,898,678,610	977,762,320	51.5	956,088,780	97.8
2	1,799,229,550	959,715,940	53.3	944,781,800	98.4

(5) 特別徴収員等の収納状況 (現年度分)

年 度	特別徴収員等	収 納 件 数	収 納 額
	人	件	円
26	13	17,379	223,524,129
27	13	16,074	213,106,044
28	13	14,384	196,969,925
29	10	14,035	186,195,500
30	10	11,476	153,153,420
元	10	9,832	140,536,120
2	9	7,572	112,017,388

滞繰・口座移行分を除く

(6) 年度別保険料算定内訳

【基礎分】

年度	賦課対象 世帯数	賦課対象 被保険者数	所得割の 賦課対象額	資産割の 賦課対象額	保 険 料		
					所得割	資産割	均等割
	世帯	人	千円	千円	千円	千円	千円
28							
一般	19,213	28,110	10,089,099	—	1,301,494	—	580,190
退職	621	1,067	401,799	—	51,831	—	22,023
計	19,834	29,177	10,490,898	—	1,353,325	—	602,213
29							
一般	18,519	26,811	9,555,635	—	1,070,231	—	482,598
退職	368	606	197,673	—	22,139	—	10,908
計	18,887	27,417	9,753,308	—	1,092,370	—	493,506
30							
一般	17,987	25,859	9,424,880	—	1,065,011	—	499,596
退職	160	254	80,087	—	9,050	—	4,907
計	18,147	26,113	9,504,967	—	1,074,061	—	504,503
元							
一般	17,464	24,939	9,373,971	—	1,078,006	—	478,829
退職	43	63	23,274	—	2,676	—	1,210
計	17,507	25,002	9,397,245	—	1,080,682	—	480,039
2							
一般	16,951	23,957	8,592,256	—	988,109	—	459,974
退職	1	2	0	—	0	—	38
計	16,952	23,959	8,592,256	—	988,109	—	460,012

年度	①	②	7 (6) 割 軽 減			5 (4) 割 軽 減			2
	賦課対象 世帯数	賦課対象 被保険者数	世帯数	被保数	軽減額	世帯数	被保数	軽減額	世帯数
	世帯	人	世帯	人	円	世帯	人	円	世帯
28									
一般	19,213	28,110	8,332	10,276	267,478,848	3,547	6,073	96,953,760	2,364
退職	621	1,067	242	308	7,975,968	123	257	3,922,080	94
計	19,834	29,177	8,574	10,584	275,454,816	3,670	6,330	100,875,840	2,458
29									
一般	18,519	26,811	8,026	9,848	220,348,884	3,459	5,814	80,147,040	2,348
退職	368	606	149	194	4,265,688	68	131	1,776,180	70
計	18,887	27,417	8,175	10,042	224,614,572	3,527	5,945	81,923,220	2,418
30									
一般	17,987	25,859	7,613	9,287	213,107,160	3,457	5,746	82,208,040	2,315
退職	160	254	81	101	2,320,164	27	54	751,680	20
計	18,147	26,113	7,694	9,388	215,427,324	3,484	5,800	82,959,720	2,335
元									
一般	17,464	24,939	7,473	9,122	206,792,397	3,414	5,591	79,235,700	2,216
退職	43	63	23	26	612,150	7	14	192,780	1
計	17,507	25,002	7,496	9,148	207,404,547	3,421	5,605	79,428,480	2,217
2									
一般	16,951	23,957	7,163	8,685	197,503,887	3,391	5,477	78,045,390	2,200
退職	1	2	1	2	38,556	0	0	0	0
計	16,952	23,959	7,164	8,687	197,542,443	3,391	5,477	78,045,390	2,200

算 定 額		② 減免額	③		④		⑤ 増減額	①-②-③ -④+⑤ 調 定 額
平 等 割	計 ①		軽減額	割 合 ③/①	限度額を 超える額	割 合 ④/①		
千円	千円	千円	千円	%	千円	%	千円	千円
387,161	2,268,845	3,005	390,110	17.19	186,214	8.21	62,712	1,752,228
12,984	86,838	103	13,042	15.02	4,534	5.22	14,455	83,614
400,145	2,355,683	3,108	403,152	17.11	190,748	8.10	77,167	1,835,842
312,869	1,865,698	2,852	322,456	17.28	125,450	6.72	32,457	1,447,397
6,496	39,543	0	6,739	17.04	900	2.28	8,988	40,892
319,365	1,905,241	2,852	329,195	17.28	126,350	6.63	41,445	1,488,289
291,508	1,856,115	3,033	317,249	17.09	156,988	8.46	11,473	1,390,318
2,697	16,654	0	3,275	19.66	466	2.80	4,818	17,731
294,205	1,872,769	3,033	320,524	17.11	157,454	8.41	16,291	1,408,049
276,959	1,833,794	2,623	306,880	16.73	154,553	8.43	32,009	1,401,747
709	4,595	0	831	18.08	370	8.05	1,678	5,072
277,668	1,838,389	2,623	307,711	16.74	154,923	8.43	33,687	1,406,819
268,982	1,717,065	73,254	295,902	17.23	74,238	4.32	1,155	1,274,826
17	55	0	39	70.91	0	0.00	1	17
268,999	1,717,120	73,254	295,941	17.23	74,238	4.32	1,156	1,274,843

割 軽 減		計				限度額を 超える 世帯 ⑤	割 合 ⑤/①	前 年 対 比	
被 保 数	軽 減 額	③ 世 帯 数	割 合 ③/①	④ 被 保 数	割 合 ④/②				軽 減 額
人	円	世帯	%	人	%	円	世帯	%	
4,089	25,676,928	14,243	74.13	20,438	72.71	390,109,536	402	2.09	17.9
183	1,144,032	459	73.91	748	70.10	13,042,080	9	1.45	12.5
4,272	26,820,960	14,702	74.13	21,186	72.61	403,151,616	411	2.07	17.8
3,989	21,959,904	13,833	74.70	19,651	73.29	322,455,828	272	1.47	△ 32.3
125	696,864	287	77.99	450	74.26	6,738,732	1	0.27	△ 88.9
4,114	22,656,768	14,120	74.76	20,101	73.32	329,194,560	273	1.45	△ 33.6
3,829	21,934,164	13,385	74.41	18,862	72.94	317,249,364	242	1.35	△ 11.0
35	203,400	128	80.00	190	74.80	3,275,244	1	0.63	0.0
3,864	22,137,564	13,513	74.46	19,052	72.96	320,524,608	243	1.34	△ 11.0
3,683	20,851,416	13,103	75.03	18,396	73.76	306,879,513	232	1.33	△ 4.1
6	26,376	31	72.09	46	73.02	831,306	0	0.00	△ 100.0
3,689	20,877,792	13,134	75.02	18,442	73.76	307,710,819	232	1.33	△ 4.5
3,569	20,352,774	12,754	75.24	17,731	74.01	295,902,051	164	0.97	△ 29.3
0	0	1	100.00	2	100.00	38,556	0	0.00	-
3,569	20,352,774	12,755	75.24	17,733	74.01	295,940,607	164	0.97	△ 29.3

【後期高齢者支援分】

年度	賦課対象 世帯数	賦課対象 被保険 者数	所得割の 賦課対象額	資産割の 賦課 対象額	保 険 料		
					所得割	資産割	均等割
	世帯	人	千円	千円	千円	千円	千円
28							
一般	19,213	28,110	10,089,099	—	393,475	—	182,153
退職	621	1,067	401,799	—	15,671	—	6,914
計	19,834	29,177	10,490,898	—	409,146	—	189,067
29							
一般	18,519	26,811	9,555,635	—	420,448	—	189,822
退職	368	606	197,673	—	8,698	—	4,290
計	18,887	27,417	9,753,308	—	429,146	—	194,112
30							
一般	17,987	25,859	9,424,880	—	348,721	—	158,257
退職	160	254	80,087	—	2,963	—	1,554
計	18,147	26,113	9,504,967	—	351,684	—	159,811
元							
一般	17,464	24,939	9,373,971	—	356,211	—	155,619
退職	43	63	23,274	—	884	—	393
計	17,507	25,002	9,397,245	—	357,095	—	156,012
2							
一般	16,951	23,957	8,592,256	—	326,506	—	149,492
退職	1	2	0	—	0	—	12
計	16,952	23,959	8,592,256	—	326,506	—	149,504

年度	①	②	7 (6) 割 軽 減			5 (4) 割 軽 減			2
	賦課対象 世帯数	賦課対象 被保険 者数	世帯数	被保険 者数	軽 減 額	世帯数	被保険 者数	軽 減 額	世帯数
	世帯	人	世帯	人	円	世帯	人	円	世帯
28									
一般	19,213	28,110	8,332	10,276	83,802,936	3,547	6,073	30,389,145	2,364
退職	621	1,067	242	308	2,498,958	123	257	1,229,505	94
計	19,834	29,177	8,574	10,584	86,301,894	3,670	6,330	31,618,650	2,458
29									
一般	18,519	26,811	8,026	9,848	85,881,369	3,459	5,814	31,296,420	2,348
退職	368	606	149	194	1,662,906	68	131	693,735	70
計	18,887	27,417	8,175	10,042	87,544,275	3,527	5,945	31,990,155	2,418
30									
一般	17,987	25,859	7,613	9,287	67,517,478	3,457	5,746	26,044,560	2,315
退職	160	254	81	101	735,084	27	54	238,140	20
計	18,147	26,113	7,694	9,388	68,252,562	3,484	5,800	26,282,700	2,335
元									
一般	17,464	24,939	7,473	9,122	67,101,531	3,414	5,591	25,719,420	2,216
退職	43	63	23	26	198,618	7	14	62,580	1
計	17,507	25,002	7,496	9,148	67,300,149	3,421	5,605	25,782,000	2,217
2									
一般	16,951	23,957	7,163	8,685	64,087,065	3,391	5,477	25,332,690	2,200
退職	1	2	1	2	12,516	0	0	0	0
計	16,952	23,959	7,164	8,687	64,099,581	3,391	5,477	25,332,690	2,200

算 定 額		② 減免額	③ 軽減額	④		⑤ 増減額	①-②-③ -④+⑤ 調 定 額	
平 等 割	計 ①			限 度 額 を 超 える 額	割 合 ④/①			
千円	千円	千円	千円	%	千円	%	千円	千円
120,988	696,616	927	122,241	17.55	55,255	7.93	17,929	536,122
4,057	26,642	31	4,087	15.34	445	1.67	5,252	27,331
125,045	723,258	958	126,328	17.47	55,700	7.70	23,181	563,453
120,497	730,767	1,110	125,753	17.21	60,394	8.26	13,684	557,194
2,502	15,490	0	2,629	16.97	88	0.57	3,964	16,737
122,999	746,257	1,110	128,382	17.20	60,482	8.10	17,648	573,931
92,379	599,357	970	100,511	16.77	48,421	8.08	2,941	452,396
855	5,372	0	1,038	19.32	14	0.26	1,684	6,004
93,234	604,729	970	101,549	16.79	48,435	8.01	4,625	458,400
89,663	601,493	857	99,589	16.56	51,490	8.56	10,385	459,942
230	1,507	0	270	17.92	0	0.00	674	1,911
89,893	603,000	857	99,859	16.56	51,490	8.54	11,059	461,853
87,080	563,078	24,015	96,026	17.05	26,456	4.70	0	416,581
5	17	0	13	76.47	0	0.00	0	4
87,085	563,095	24,015	96,039	17.06	26,456	4.70	0	416,585

割 軽 減		計				限 度 額 を 超 える 世 帯 ⑤	割 合 ⑤/①	前 年 対 比	
被 保 数	軽 減 額	③ 世 帯 数	割 合 ③/①	④ 被 保 数	割 合 ④/②				軽 減 額
人	円	世 帯	%	人	%	円	世 帯	%	
4,089	8,048,574	14,243	74.13	20,438	72.71	122,240,655	376	1.96	△ 19.8
183	358,608	459	73.91	748	70.10	4,087,071	7	1.13	△ 50.0
4,272	8,407,182	14,702	74.13	21,186	72.61	126,327,726	383	1.93	△ 20.7
3,989	8,575,260	13,833	74.70	19,651	73.29	125,753,049	366	1.98	△ 2.7
125	272,076	287	77.99	450	74.26	2,628,717	2	0.54	△ 71.4
4,114	8,847,336	14,120	74.76	20,101	73.32	128,381,766	368	1.95	△ 3.9
3,829	6,949,026	13,385	74.41	18,862	72.94	100,511,064	209	1.16	△ 42.9
35	64,440	128	80.00	190	74.80	1,037,664	1	0.63	△ 50.0
3,864	7,013,466	13,513	74.46	19,052	72.96	101,548,728	210	1.16	△ 42.9
3,683	6,768,264	13,103	75.03	18,396	73.76	99,589,215	233	1.33	11.5
6	8,568	31	72.09	46	73.02	269,766	0	0.00	△ 100.0
3,689	6,776,832	13,134	75.02	18,442	73.76	99,858,981	233	1.33	11.0
3,569	6,606,282	12,754	75.24	17,731	74.01	96,026,037	179	1.06	△ 23.2
0	0	1	100.00	2	100.00	12,516	0	0.00	—
3,569	6,606,282	12,755	75.24	17,733	74.01	96,038,553	179	1.06	△ 23.2

【介護分】

年度	賦課対象 世帯数	賦課対象 被保険 者数	所得割の 賦課対象額	資産割の 賦課 対象額	保 険 料		
					所得割	資産割	均等割
	世帯	人	千円	千円	千円	千円	千円
28							
一般	7,047	8,101	3,597,506	—	139,768	—	67,076
退職	762	1,022	395,525	—	10,513	—	8,462
計	7,809	9,123	3,993,031	—	150,281	—	75,538
29							
一般	6,636	7,678	3,487,733	—	141,254	—	64,495
退職	499	587	196,917	—	5,740	—	4,931
計	7,135	8,265	3,684,650	—	146,994	—	69,426
30							
一般	6,426	7,367	3,496,059	—	112,985	—	45,086
退職	202	246	80,087	—	1,452	—	1,506
計	6,628	7,613	3,576,146	—	114,437	—	46,592
元							
一般	6,277	7,164	3,290,879	—	105,702	—	42,124
退職	55	62	23,274	—	351	—	365
計	6,332	7,226	3,314,153	—	106,053	—	42,489
2							
一般	5,997	6,809	2,886,781	—	92,377	—	39,220
退職	1	2	0	—	0	—	12
計	5,998	6,811	2,886,781	—	92,377	—	39,232

年度	①	②	7 (6) 割 軽 減			5 (4) 割 軽 減			2
	賦課対象 世帯数	賦課対象 被保険 者数	世帯数	被保険 者数	軽減額	世帯数	被保険 者数	軽減額	世帯数
	世帯	人	世帯	人	円	世帯	人	円	世帯
28									
一般	7,047	8,101	3,005	3,213	31,748,388	1,131	1,326	9,018,360	741
退職	762	1,022	263	299	2,881,788	163	240	1,502,160	125
計	7,809	9,123	3,268	3,512	34,630,176	1,294	1,566	10,520,520	866
29									
一般	6,636	7,678	2,887	3,092	31,033,884	1,008	1,186	8,186,640	749
退職	499	587	163	188	1,831,116	90	126	815,400	84
計	7,135	8,265	3,050	3,280	32,865,000	1,098	1,312	9,002,040	833
30									
一般	6,426	7,367	2,702	2,898	20,131,944	1,011	1,197	5,725,260	706
退職	202	246	86	97	661,164	41	53	245,820	28
計	6,628	7,613	2,788	2,995	20,793,108	1,052	1,250	5,971,080	734
元									
一般	6,277	7,164	2,750	2,953	19,777,548	962	1,115	5,182,860	681
退職	55	62	24	26	173,544	11	13	60,000	3
計	6,332	7,226	2,774	2,979	19,951,092	973	1,128	5,242,860	684
2									
一般	5,997	6,809	2,591	2,784	18,407,340	959	1,098	5,061,060	662
退職	1	2	1	2	10,836	0	0	0	0
計	5,998	6,811	2,592	2,786	18,418,176	959	1,098	5,061,060	662

算 定 額		②	③		④		⑤	①-②-③ -④+⑤
平 等 割	計 ①	減 免 額	軽 減 額	割 合 ③/①	限 度 額 を 超 える 額	割 合 ④/①	増 減 額	調 定 額
千 円	千 円	千 円	千 円	%	千 円	%	千 円	千 円
43,973	250,817	336	43,171	17.21	32,964	13.14	4,612	178,958
4,755	23,730	26	4,831	20.36	1,168	4.92	399	18,104
48,728	274,547	362	48,002	17.48	34,132	12.43	5,011	197,062
42,205	247,954	258	41,692	16.81	34,989	14.11	7	171,022
3,174	13,845	0	2,957	21.36	310	2.24	1,853	12,431
45,379	261,799	258	44,649	17.05	35,299	13.48	1,860	183,453
26,218	184,289	205	27,476	14.91	2,529	1.37	26,114	180,193
824	3,782	0	973	25.73	0	0.00	560	3,369
27,042	188,071	205	28,449	15.13	2,529	1.34	26,674	183,562
24,857	172,683	154	26,466	15.33	20,435	11.83	6,588	132,216
218	934	0	243	26.02	0	0.00	232	923
25,075	173,617	154	26,709	15.38	20,435	11.77	6,820	133,139
23,748	155,345	11,867	24,882	16.02	9,255	5.96	297	109,638
4	16	0	11	68.75	0	0.00	0	5
23,752	155,361	11,867	24,893	16.02	9,255	5.96	297	109,643

割 軽 減		計				限度額を 超える		前 年 対 比	
被 保 数	軽 減 額	③ 世 帯 数	割 合 ③/①	④ 被 保 数	割 合 ④/②	軽 減 額	割 合 ⑤/①	前 年 対 比	
人	円	世 帯	%	人	%	円	世 帯	%	
893	2,403,576	4,877	69.21	5,432	67.05	43,170,324	241	3.42	△ 25.8
176	447,456	551	72.31	715	69.96	4,831,404	9	1.18	△ 59.1
1,069	2,851,032	5,428	69.51	6,147	67.38	48,001,728	250	3.20	△ 28.0
904	2,471,448	4,644	69.98	5,182	67.49	41,691,972	191	2.88	△ 20.7
121	310,128	337	67.54	435	74.11	2,956,644	5	1.00	△ 44.4
1,025	2,781,576	4,981	69.81	5,617	67.96	44,648,616	196	2.75	△ 21.6
852	1,618,944	4,419	68.77	4,947	67.15	27,476,148	118	1.84	△ 38.2
35	65,688	155	76.73	185	75.20	972,672	0	0.00	△ 100.0
887	1,684,632	4,574	69.01	5,132	67.41	28,448,820	118	1.78	△ 39.8
822	1,506,024	4,393	69.99	4,890	68.26	26,466,432	112	1.78	△ 5.1
6	9,432	38	69.09	45	72.58	242,976	0	0.00	—
828	1,515,456	4,431	69.98	4,935	68.30	26,709,408	112	1.77	△ 5.1
772	1,413,648	4,212	70.24	4,654	68.35	24,882,048	94	1.57	△ 16.1
0	0	1	100.00	2	100.00	10,836	0	0.00	—
772	1,413,648	4,213	70.24	4,656	68.36	24,892,884	94	1.57	△ 16.1

(7) 保険料滞納繰越分調定額 年度別内訳

年度	基礎分			支援分			介護分		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
18	1	16,492	0.0				1	710	0.0
19	1	17,310	0.0				0	0	0.0
20	0	0	0.0				0	0	0.0
21	2	212,517	0.1	2	64,331	0.1	1	47,012	0.2
22	4	82,771	0.1	4	19,379	0.0	3	14,730	0.1
23	11	615,969	0.4	11	146,123	0.3	9	131,948	0.5
24	29	1,103,507	0.7	26	256,416	0.5	21	216,561	0.8
25	58	4,039,028	2.7	58	1,429,559	2.9	41	888,583	3.1
26	82	4,450,650	3.0	82	1,639,626	3.3	58	1,139,803	4.0
27	155	10,664,264	7.2	155	3,702,003	7.3	109	2,451,393	8.6
28	296	22,980,611	15.5	296	7,090,689	14.2	208	5,001,382	17.6
29	466	29,015,512	19.6	466	11,021,327	22.0	300	6,313,150	22.2
30	527	30,062,483	20.3	527	9,927,714	19.8	309	5,087,188	17.9
元	857	44,821,567	30.3	853	14,748,623	29.5	500	7,105,262	25.0
計	2,489	148,082,681	100	2,480	50,045,790	100	1,560	28,397,722	100

※ 令和3年3月31日現在

次年度に滞納繰越分となる現年度収入未済額

年度	基礎分			支援分			介護分		
	件数	金額		件数	金額		件数	金額	
2	669	37,156,027		669	12,182,970		384	5,748,945	

※ 令和3年6月1日現在

(8) 年度別不納欠損内訳

区分	年度	件数	金額	構成比	
					件数
無財産	26	25	51,250	0.1	
	27	41	129,520	0.2	
	28	4	6,810	0.0	
	29	0	0	0.0	
	30	0	0	0.0	
	元	41	1,222,452	9.5	
	2	86	528,725	2.7	
	生活困窮	26	3,527	71,569,337	85.6
		27	2,279	48,420,444	85.4
		28	2,289	45,870,893	85.0
29		2,034	39,375,945	85.6	
30		814	14,699,218	64.4	
元		430	6,824,870	52.9	
2		662	13,297,889	66.9	
居所不明		26	447	5,321,530	6.4
		27	253	3,419,390	6.0
		28	263	2,178,230	4.0
	29	209	1,903,360	4.0	
	30	169	1,754,450	7.7	
	元	99	1,116,550	8.7	
	2	96	1,105,960	5.6	
	生活扶助	26	332	4,042,772	4.8
		27	208	3,122,840	5.5
		28	319	4,392,513	8.1
29		262	3,513,559	7.5	
30		277	3,982,880	17.4	
元		229	2,559,042	19.9	
2		210	3,593,562	18.1	
本人死亡		26	90	2,568,870	3.1
		27	109	1,651,520	2.9
		28	86	1,561,570	2.9
	29	115	2,379,810	5.0	
	30	118	2,400,370	10.5	
	元	86	1,166,080	9.0	
	2	49	1,335,160	6.7	
	計	26	4,421	83,553,759	100.0
		27	2,890	56,743,714	100.0
		28	2,961	54,010,016	100.0
29		2,620	47,172,674	100.0	
30		1,378	22,836,918	100.0	
元		885	12,888,994	100.0	
2		1,103	19,861,296	100.0	

5 保険給付

(1) 療養給付費等の状況

【一般分+退職分】

年 度	区 分	件 数	日 数 (回 数)	費 用 額 (円)	受 診 率 (%)	一 件 当 日 数 (日)	費 用 額 (円)			
							一 件 当 た り	一 日 当 た り	一 人 当 た り	
30 年 度	診 療 費	入 院	10,111	178,704	5,557,576,970	39.592	17.67	549,657	31,099	217,620
		入 院 外	242,672	358,110	3,387,953,492	950.239	1.48	13,961	9,461	132,663
		歯 科	50,807	105,104	805,497,930	198.947	2.07	15,854	7,664	31,541
		計	303,590	641,918	9,751,028,392	1,188.778	2.11	32,119	15,190	381,824
	調 剤	188,758	(225,457)	2,377,942,200	—	—	12,598	—	93,114	
	食事療養・ 生活療養	(9,807)	(480,221)	318,186,226	—	—	32,445	—	12,459	
	訪問看護	226	1,312	14,875,240	—	5.81	65,820	11,338	582	
	合 計	492,574	643,230	12,462,032,058	—	—	25,300	—	487,980	
元 年 度	診 療 費	入 院	9,638	172,430	5,474,692,400	39.581	17.89	568,032	31,750	224,833
		入 院 外	232,149	338,077	3,362,563,475	953.384	1.46	14,485	9,946	138,093
		歯 科	50,785	103,408	795,951,510	208.563	2.04	15,673	7,697	32,688
		計	292,572	613,915	9,633,207,385	1,201.528	2.10	32,926	15,691	395,614
	調 剤	181,168	(215,363)	2,338,737,444	—	—	12,909	—	96,047	
	食事療養・ 生活療養	(9,291)	(465,655)	307,794,924	—	—	33,128	—	12,640	
	訪問看護	241	1,288	15,021,250	—	5.34	62,329	11,662	617	
	合 計	473,981	615,203	12,294,761,003	—	—	25,939	—	504,918	
2 年 度	診 療 費	入 院	8,853	163,076	5,215,484,610	37.271	18.42	589,121	31,982	219,572
		入 院 外	211,976	299,707	3,126,618,977	892.418	1.41	14,750	10,432	131,630
		歯 科	44,726	90,393	744,003,510	188.296	2.02	16,635	8,231	31,323
		計	265,555	553,176	9,086,107,097	1,117.985	2.08	34,216	16,425	382,525
	調 剤	168,482	(196,757)	2,228,409,080	—	—	13,226	—	93,816	
	食事療養・ 生活療養	(8,548)	(445,775)	295,074,926	—	—	34,520	—	12,423	
	訪問看護	295	1,839	25,393,920	—	6.23	86,081	13,809	1,069	
	合 計	434,332	555,015	11,634,985,023	—	—	26,788	—	489,832	

(注1) 調剤の日数欄の数値は、処方箋枚数なので合計には含まない。また、食事療養費の件数・日数は診療費分に含まれるので合計には含まない。

【一般分】

年 度	区 分	件 数	日 数 (回 数)	費 用 額 (円)	受 診 率 (%)	一 件 当 日 数 (日)	費 用 額 (円)			
							一 件 当 た り	一 日 当 た り	一 人 当 た り	
30 年 度	診 療 費	入 院	10,041	177,924	5,514,598,990	39.595	17.72	549,208	30,994	217,461
		入 院 外	240,867	355,474	3,359,594,282	949.828	1.48	13,948	9,451	132,481
		歯 科	50,440	104,248	799,076,150	198.904	2.07	15,842	7,665	31,511
		計	301,348	637,646	9,673,269,422	1,188.328	2.12	32,100	15,170	381,453
	調 剤	187,378	(223,761)	2,357,399,490	—	—	12,581	—	92,961	
	食事療養・ 生活療養	(9,738)	(478,378)	316,947,841	—	—	32,548	—	12,498	
	訪問看護	226	1,312	14,875,240	—	5.81	65,820	11,338	587	
	合 計	488,952	638,958	12,362,491,993	—	—	25,284	—	487,499	
元 年 度	診 療 費	入 院	9,630	172,377	5,472,681,520	39.608	17.90	568,295	31,748	225,093
		入 院 外	231,763	337,545	3,356,907,385	953.247	1.46	14,484	9,945	138,070
		歯 科	50,681	103,182	794,503,460	208.452	2.04	15,677	7,700	32,678
		計	292,074	613,104	9,624,092,365	1,201.308	2.10	32,951	15,697	395,841
	調 剤	180,901	(215,035)	2,335,949,544	—	—	12,913	—	96,078	
	食事療養・ 生活療養	(9,283)	(465,529)	307,713,518	—	—	33,148	—	12,656	
	訪問看護	241	1,288	15,021,250	—	5.34	62,329	11,662	618	
	合 計	473,216	614,392	12,282,776,677	—	—	25,956	—	505,194	
2 年 度	診 療 費	入 院	8,851	163,042	5,214,465,940	37.266	18.42	589,139	31,982	219,547
		入 院 外	211,947	299,662	3,126,227,607	892.371	1.41	14,750	10,433	131,625
		歯 科	44,719	90,375	743,794,390	188.283	2.02	16,633	8,230	31,316
		計	265,517	553,079	9,084,487,937	1,117.919	2.08	34,214	16,425	382,489
	調 剤	168,456	(196,718)	2,228,214,540	—	—	13,227	—	93,816	
	食事療養・ 生活療養	(8,546)	(445,693)	295,025,501	—	—	34,522	—	12,422	
	訪問看護	295	1,839	25,393,920	—	6.23	86,081	13,809	1,069	
	合 計	434,268	554,918	11,633,121,898	—	—	26,788	—	489,795	

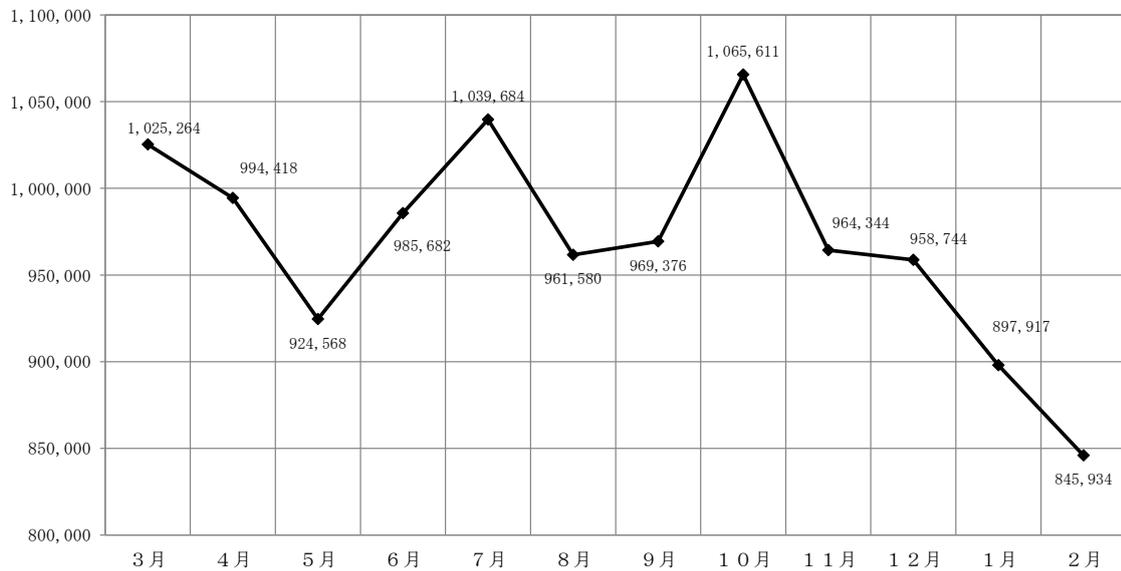
【退職分】

年度	区分	件数	日数 (回数)	費用額 (円)	受診率 (%)	一件当 日数 (日)	費用額 (円)			
							一件当たり	一日当たり	一人当たり	
30 年 度	診 療 費	入院	70	780	42,977,980	39.106	11.14	613,971	55,100	240,100
		入院外	1,805	2,636	28,359,210	1,008.380	1.46	15,711	10,758	158,431
		歯科	367	856	6,421,780	205.028	2.33	17,498	7,502	35,876
		計	2,242	4,272	77,758,970	1,252.514	1.91	34,683	18,202	434,408
	調剤	1,380	(1,696)	20,542,710	—	—	14,886	—	114,764	
	食事療養・ 生活療養	(69)	(1,843)	1,238,385	—	—	17,948	—	6,918	
	訪問看護	0	0	0	—	—	—	—	—	
	合計	3,622	4,272	99,540,065	—	—	27,482	—	556,090	
元 年 度	診 療 費	入院	8	53	2,010,880	21.622	6.63	251,360	37,941	54,348
		入院外	386	532	5,656,090	1,043.243	1.38	14,653	10,632	152,867
		歯科	104	226	1,448,050	281.081	2.17	13,924	6,407	39,136
		計	498	811	9,115,020	1,345.946	1.63	18,303	11,239	246,352
	調剤	267	(328)	2,787,900	—	—	10,442	—	75,349	
	食事療養・ 生活療養	(8)	(126)	81,406	—	—	10,176	—	2,200	
	訪問看護	0	0	0	—	—	—	—	—	
	合計	765	811	11,984,326	—	—	15,666	—	323,901	
2 年 度	診 療 費	入院	2	34	1,018,670	100.000	17.00	509,335	29,961	509,335
		入院外	29	45	391,370	1,450.000	1.55	13,496	8,697	195,685
		歯科	7	18	209,120	350.000	2.57	29,874	11,618	104,560
		計	38	97	1,619,160	1,900.000	2.55	42,609	16,692	809,580
	調剤	26	(39)	194,540	—	—	7,482	—	97,270	
	食事療養・ 生活療養	(2)	(82)	49,425	—	—	24,713	—	24,713	
	訪問看護	0	0	0	—	—	—	—	—	
	合計	64	97	1,863,125	—	—	29,111	—	931,563	

(2) 月別療養給付費の推移(費用額)

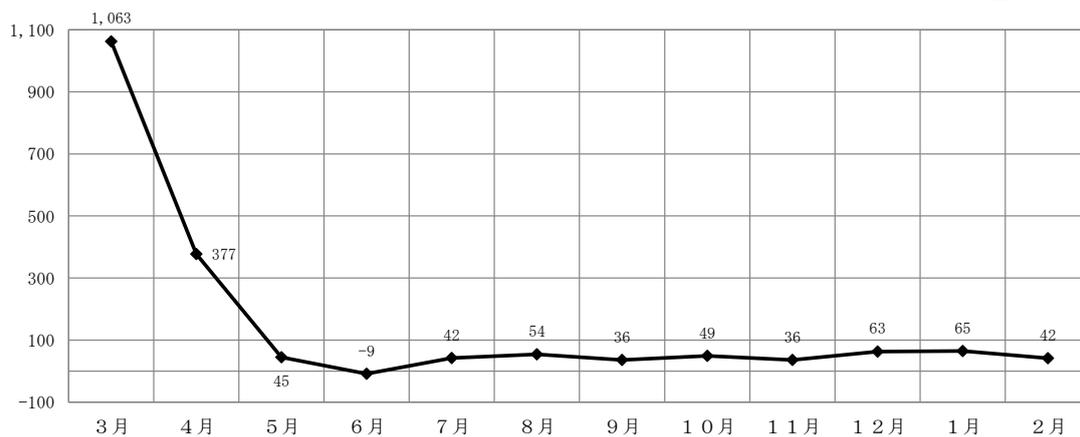
(一般分)

単位：千円



(退職分)

単位：千円



(3) 高額療養費の推移（支払義務額）

区分		30年度		元年度		2年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
現物給付 (連合会)	一般	13,636	1,266,724,306	13,548	1,292,666,493	12,938	1,250,195,464
	退職	132	14,681,749	10	808,292	2	234,801
	計	13,768	1,281,406,055	13,558	1,293,474,785	12,940	1,250,430,265
個人申請	一般	11,109	93,898,221	11,987	99,164,353	11,564	99,219,587
	退職	26	345,339	0	7,586	0	0
	計	11,135	94,243,560	11,987	99,171,939	11,564	99,219,587
公金振替 (重度・ 母子等)	一般	419	18,531,775	475	6,858,090	365	5,090,399
	退職	6	764,217	1	10,800	0	0
	計	425	19,295,992	476	6,868,890	365	5,090,399
合計	一般	25,164	1,379,154,302	26,010	1,398,688,936	24,867	1,354,505,450
	退職	164	15,791,305	11	826,678	2	234,801
	計	25,328	1,394,945,607	26,021	1,399,515,614	24,869	1,354,740,251

(4) 療養費の推移（支払義務額）

区分		30年度		元年度		2年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
一般診療	一般	51	4,478,745	57	2,373,598	114	2,035,363
	退職	0	0	0	0	0	0
	計	51	4,478,745	57	2,373,598	114	2,035,363
柔道復 整	一般	8,817	49,042,820	8,507	47,980,131	6,797	39,683,834
	退職	90	401,377	21	49,338	2	2,989
	計	8,907	49,444,197	8,528	48,029,469	6,799	39,686,823
装具	一般	457	9,089,715	506	9,079,637	452	8,755,158
	退職	5	132,459	0	0	0	0
	計	462	9,222,174	506	9,079,637	452	8,755,158
はり きゅう 他	一般	1,424	10,532,474	1,553	12,136,802	1,356	11,743,769
	退職	21	103,712	1	2,170	0	0
	計	1,445	10,636,186	1,554	12,138,972	1,356	11,743,769
看護	一般	0	0	0	0	0	0
	退職	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0
移送	一般	1	26,550	0	0	0	0
	退職	0	0	0	0	0	0
	計	1	26,550	0	0	0	0
合計	一般	10,750	73,170,304	10,623	71,570,168	8,719	62,218,124
	退職	116	637,548	22	51,508	2	2,989
	計	10,866	73,807,852	10,645	71,621,676	8,721	62,221,113

(5) 年度別実質給付率の推移

一般分＋退職分

区分 年度	療 養 諸 費			D 高額療養費	C+D A-B 実質 給付率
	A 費用額	B 公費負担額	C 保険者負担額		
	円	円	円	円	%
30	12,562,231,473	0	9,227,652,098	1,394,945,607	84.56
元	12,391,370,732	0	9,140,787,509	1,399,515,614	85.06
2	11,718,314,052	0	8,664,164,252	1,354,740,251	85.50

一般分

30	12,461,780,611	0	9,157,414,819	1,379,154,302	84.55
元	12,379,312,821	0	9,132,348,911	1,398,688,936	85.07
2	11,716,446,657	0	8,662,859,468	1,354,505,450	85.50

退職分

30	100,450,862	0	70,237,279	15,791,305	85.64
元	12,057,911	0	8,438,598	826,678	76.84
2	1,867,395	0	1,304,784	234,801	82.45

(6) 出産育児一時金・葬祭費の状況（支払義務額）

年度	出 産 育 児 一 時 金		葬 祭 費	
	件 数	金 額	件 数	金 額
	件	円	件	円
30	57	23,727,481	193	5,750,000
元	34	13,680,861	196	5,880,000
2	51	21,404,000	209	6,270,000

(7) レセプト点検調査実施状況

被保険者数	23,753 人	24,350 人	25,538 人
レセプト枚数	439,397 枚	478,104 枚	497,265 枚
保険者負担分総額	10,092,896,388 円	10,518,820,105 円	10,623,654,051 円
	2年度	元年度	30年度

一般＋退職

区分	2年度			元年度			30年度		
	枚数	金額 千円	1人当たり 財政効果 円	枚数	金額 千円	1人当たり 財政効果 円	枚数	金額 千円	1人当たり 財政効果 円
過誤	資格 他保険者分	39	1,229	78	1,283	66	815		
	他制度分	555	5,956	903	8,955	1,080	9,987		
	その他	267	47,040	309	26,272	474	51,732		
計	861	54,225	2,283	1,290	36,510	1,620	62,534	2,449	
請求 内容	0	0		1	0	1	0		
請求 内容 (妥当性)	3,893	9,141		3,410	7,327	3,783	8,255		
その他	130	2,475		145	2,514	153	2,099		
点検	4,023	11,616	489	3,556	9,841	3,937	10,354	405	
小計	4,884	65,841	2,772	4,846	46,351	5,557	72,888	2,854	
第三者納付金	96	7,392	311	39	931	29	3,630	142	
返納金	509	8,294	349	334	6,877	351	5,169	202	
一般と退職の振替分	0	0		20	-2	89	76		
合計	5,489	81,527	3,432	5,239	54,157	6,026	81,763	3,202	

6 国保財政の状況

(1) 決算の年度別推移

(単位：円)

科目		年度		左の決算内訳			
		30年度	31年度	一般	退職	事務費	
保険料	医療給付費分現年度分	1,330,643,000	1,323,262,822	1,315,274,765	7,988,057	-	
	後期支援分現年度分	424,228,000	431,951,530	429,350,186	2,601,344	-	
	介護納付金分現年度分	123,627,000	121,709,265	121,709,265	-	-	
	医療給付費分滞納繰越分	42,200,000	52,682,049	51,859,370	822,679	-	
	後期支援分滞納繰越分	14,400,000	18,030,036	17,757,057	272,979	-	
	介護納付金分滞納繰越分	7,700,000	9,828,595	9,828,595	-	-	
	計	1,942,798,000	1,957,464,297	1,945,779,238	11,685,059	0	
使用料及び手数料		-	-	-	-	-	
歳出	保険給付費等普通交付金	11,046,648,000	10,676,679,258	10,590,650,674	86,028,584	-	
	保険給付費等特別交付金 (保険者努力支援分)	41,649,000	41,650,000	41,650,000	-	-	
	保険給付費等特別交付金 (特別調整交付金分)	115,411,000	157,821,000	155,741,000	-	2,080,000	
	保険給付費等特別交付金 (道繰入分(2号分))	59,549,000	63,913,000	23,781,000	-	40,132,000	
	保険給付費等特別交付金 (特定健診等負担金)	14,334,000	14,726,000	14,726,000	-	-	
	健康増進事業費補助金	0	3,319,000	3,319,000	-	-	
	計	11,277,591,000	10,958,108,258	10,829,867,674	86,028,584	42,212,000	
入	一般会計繰入金	1,181,186,000	1,151,746,625	962,572,400	-	189,174,225	
	一般会計借入金	0	0	0	-	-	
	繰越金	395,424,000	395,424,004	395,424,004	-	-	
	財産収入	114,000	48,385	48,385	-	-	
	基金繰入金	3,000	0	0	-	-	
	諸収入	5,410,000	18,489,512	13,694,432	45,900	4,749,180	
	合計	14,802,526,000	14,481,281,081	14,147,386,133	97,759,543	236,135,405	
	歳出	総務費					
一般管理費		195,817,000	187,071,672	-	-	187,071,672	
賦課徴収費		54,796,000	41,938,850	-	-	41,938,850	
計		250,613,000	229,010,522	0	0	229,010,522	
保健事業費		92,356,000	80,972,998	73,850,355	-	7,122,643	
保険給付費		療養給付費	9,393,246,000	9,164,572,316	9,094,971,085	69,601,231	-
		療養費	74,828,000	73,892,508	73,254,960	637,548	-
		高額療養費	1,516,609,000	1,396,706,364	1,380,870,659	15,835,705	-
		高額介護合算療養費	2,000,000	680,558	680,558	0	-
		移送費	150,000	26,550	26,550	0	-
		小計	10,986,833,000	10,635,878,296	10,549,803,812	86,074,484	0
付		審査支払手数料	24,400,000	24,330,911	24,330,911	-	-
		出産育児一時金	29,415,000	23,746,283	23,746,283	-	-
		葬祭費	6,000,000	5,750,000	5,750,000	-	-
	計	11,046,648,000	10,689,705,490	10,603,631,006	86,074,484	0	
(※)納付金	医療給付費分	2,229,248,000	2,229,247,000	2,225,999,000	3,248,000	-	
	後期高齢者支援金等分	599,984,000	599,983,000	598,914,000	1,069,000	-	
	介護納付金分	173,504,000	173,504,000	173,504,000	0	-	
	計	3,002,736,000	3,002,734,000	2,998,417,000	4,317,000	0	
出	共同事業拠出金	5,000	2,240	0	-	2,240	
	前年度繰上充用金	0	0	0	-	-	
	一般会計借入金償還金	0	0	0	-	-	
	基金積立金	101,503,000	95,309,760	95,309,760	-	-	
	返還金	300,165,000	300,162,629	294,601,577	5,561,052	-	
	その他	8,500,000	3,626,920	3,616,089	10,831	-	
	合計	14,802,526,000	14,401,524,559	14,069,425,787	95,963,367	236,135,405	
収支差引		0	79,756,522	77,960,346	1,796,176	0	

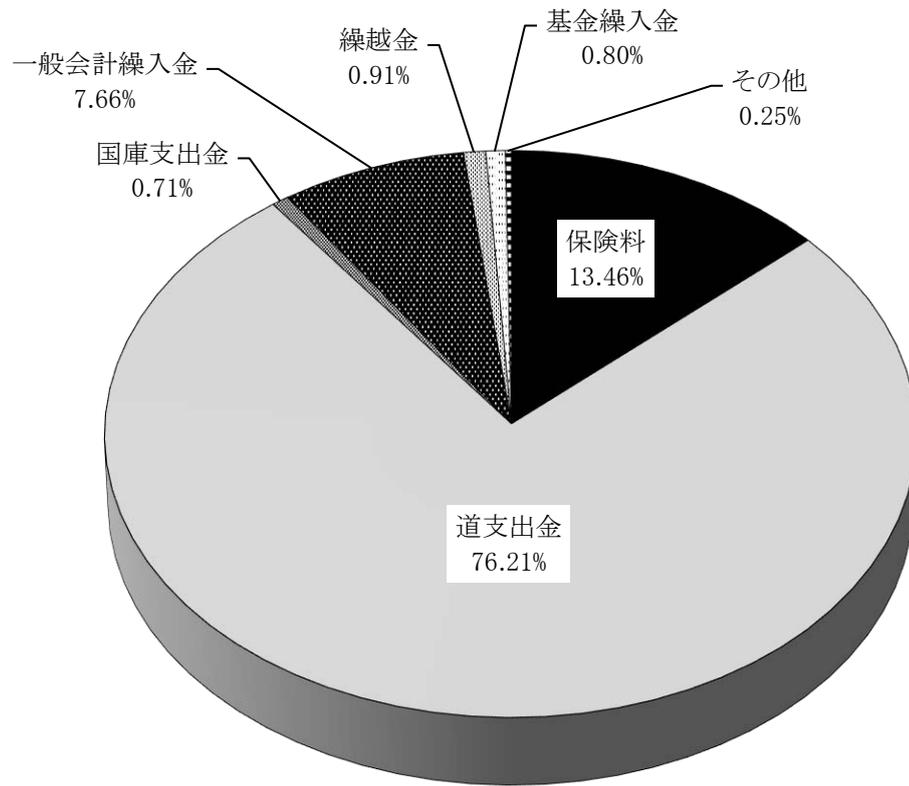
※ 国民健康保険事業費納付金・・・国保制度改革により、平成30年度から各市町村が道に対し納付するもの。

科目		年度		左の決算内訳									
		元	年	度	予	算	決	算	一	般	退	職	事
保 険 料	医療給付費分現年度分	1,300,718,000	1,290,934,147	1,289,230,458	1,703,689	-							
	後期支援分現年度分	418,982,000	423,749,909	423,190,440	559,469	-							
	介護納付金分現年度分	112,223,000	111,659,053	111,659,053	-	-							
	医療給付費分滞納繰越分	47,300,000	49,883,948	49,401,769	482,179	-							
	後期支援分滞納繰越分	15,700,000	16,858,846	16,700,944	157,902	-							
	介護納付金分滞納繰越分	8,200,000	9,382,210	9,382,210	-	-							
	計	1,903,123,000	1,902,468,113	1,899,564,874	2,903,239	0							
使用料及び手数料		-	-	-	-	-							
歳 道 支 出 金	保険給付費等普通交付金	10,729,268,000	10,679,648,548	10,670,096,902	9,551,646	-							
	保険給付費等特別交付金 (保険者努力支援分)	40,563,000	33,393,000	33,393,000	-	-							
	保険給付費等特別交付金 (特別調整交付金分)	125,035,000	145,592,000	143,429,000	-	2,163,000							
	保険給付費等特別交付金 (道繰入分(2号分))	56,957,000	67,565,000	22,324,000	-	45,241,000							
	保険給付費等特別交付金 (特定健診等負担金)	15,273,000	19,930,000	19,930,000	-	-							
	健康増進事業費補助金	0	3,795,000	3,795,000	-	-							
計	10,967,096,000	10,949,923,548	10,892,967,902	9,551,646	47,404,000								
入	国庫支出金 (社会保障・税番号制度システム整備費補助金)	0	3,007,000	-	-	3,007,000							
	一般会計繰入金	1,105,370,000	1,072,446,400	899,480,995	-	172,965,405							
	一般会計借入金	0	0	0	-	-							
	繰越金	79,757,000	79,756,522	79,756,522	-	-							
	財産収入	313,000	57,890	57,890	-	-							
	基金繰入金	100,000,000	100,000,000	100,000,000	-	-							
	諸収入	8,588,000	15,565,783	9,651,336	19,565	5,894,882							
	合計	14,164,247,000	14,123,225,256	13,881,479,519	12,474,450	229,271,287							
歳 保 険 給 付 費 納 付 金 出	総務費	194,021,000	182,988,716	-	-	182,988,716							
	賦課徴収費	51,661,000	39,793,100	-	-	39,793,100							
	計	245,682,000	222,781,816	0	0	222,781,816							
	保健事業費	90,660,000	76,220,746	69,733,695	-	6,487,051							
	保 険 給 付 費	療養給付費	9,192,292,885	9,081,740,856	9,073,334,201	8,406,655	-						
		療養費	72,049,117	71,643,625	71,592,117	51,508	-						
		高額療養費	1,407,847,746	1,402,015,743	1,401,189,065	826,678	-						
		高額介護合算療養費	2,000,000	754,491	754,491	0	-						
		移送費	150,000	0	0	0	-						
		小計	10,674,339,748	10,556,154,715	10,546,869,874	9,284,841	0						
	審査支払手数料	23,423,252	23,423,252	23,423,252	-	-							
	出産育児一時金	16,813,000	14,265,691	14,265,691	-	-							
	葬祭費	6,300,000	5,880,000	5,880,000	-	-							
	計	10,720,876,000	10,599,723,658	10,590,438,817	9,284,841	0							
	納 付 金	医療給付費分	2,270,678,000	2,270,642,000	2,270,188,000	454,000	-						
後期高齢者支援金等分		585,470,000	585,466,000	585,325,000	141,000	-							
介護納付金分		160,854,000	160,854,000	160,854,000	-	-							
計		3,017,002,000	3,016,962,000	3,016,367,000	595,000	0							
共同事業拠出金	5,000	2,420	0	-	2,420								
前年度繰上充用金	0	0	0	-	-								
一般会計借入金償還金	0	0	0	-	-								
基金積立金	81,522,000	79,814,412	79,814,412	-	-								
返還金	0	0	0	0	-								
その他	8,500,000	6,204,407	6,204,407	0	-								
合計	14,164,247,000	14,001,709,459	13,762,558,331	9,879,841	229,271,287								
収支差引		0	121,515,797	118,921,188	2,594,609	0							

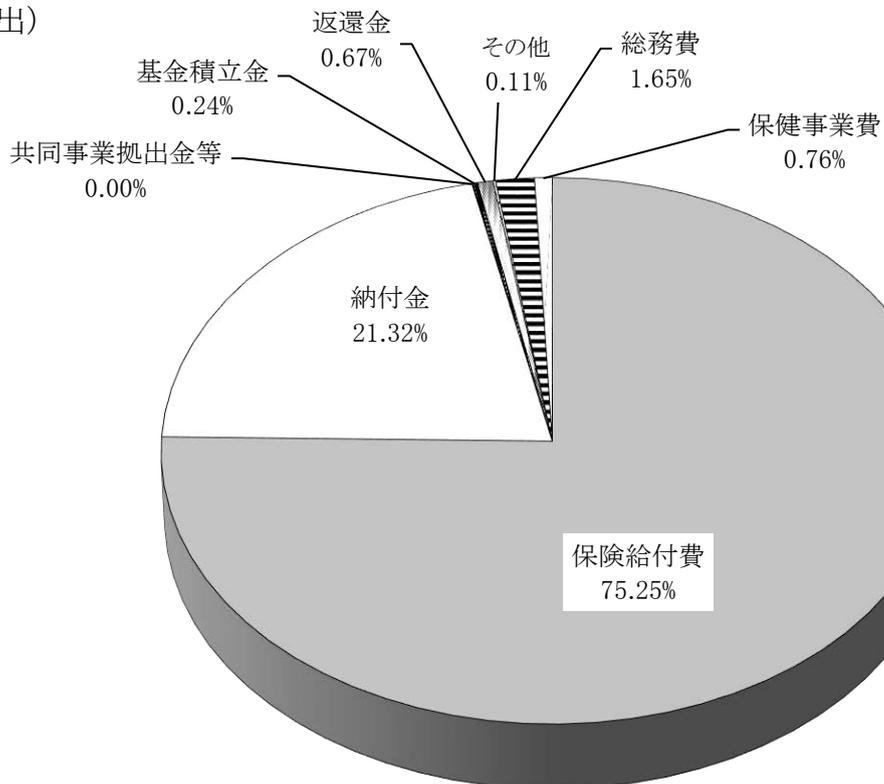
年度 科目		2年度		左の決算内訳					
		予算	決算	一般	退職	事務費			
歳 入	保険料	医療給付費分現年度分	1,175,711,000	1,236,785,399	1,236,768,879	16,520	-		
		後期支援分現年度分	390,732,000	404,105,627	404,100,267	5,360	-		
		介護納付金分現年度分	98,173,000	103,299,442	103,299,442	-	-		
		医療給付費分滞納繰越分	41,538,000	50,552,262	50,034,903	517,359	-		
		後期支援分滞納繰越分	13,966,000	17,051,735	16,870,753	180,982	-		
		介護納付金分滞納繰越分	7,568,000	9,022,054	9,022,054	-	-		
	計	1,727,688,000	1,820,816,519	1,820,096,298	720,221	0			
	使用料及び手数料	-	-	-	-	-			
	歳 支 出	道 支 出 金	保険給付費等普通交付金	10,535,874,000	10,066,640,120	10,065,107,682	1,532,438	-	
			保険給付費等特別交付金 (保険者努力支援分)	54,030,000	56,200,000	56,200,000	-	-	
保険給付費等特別交付金 (特別調整交付金分)			79,965,000	109,102,000	108,721,000	-	381,000		
保険給付費等特別交付金 (道線入分(2号分))			101,241,000	61,674,000	22,217,000	-	39,457,000		
保険給付費等特別交付金 (特定健診等負担金)			19,460,000	17,268,000	17,268,000	-	-		
健康増進事業費補助金			0	4,669,000	4,669,000	-	-		
計	10,790,570,000	10,315,553,120	10,274,182,682	1,532,438	39,838,000				
入	国庫 支出 金	社会保障・税番号制度シス テム整備費補助金	3,118,000	3,117,000	-	-	3,117,000		
		災害等臨時特例補助金	95,372,000	92,693,000	92,693,000	-	-		
	一般会計繰入金	1,069,269,000	1,036,118,783	860,033,827	-	176,084,956			
	一般会計借入金	0	0	0	-	-			
	繰越金	121,516,000	121,515,797	121,515,797	-	-			
	財産収入	174,000	17,942	17,942	-	-			
	基金繰入金	108,694,000	108,694,000	108,694,000	-	-			
	諸収入	5,030,000	33,669,370	24,791,772	0	8,877,598			
	合計	13,921,431,000	13,532,195,531	13,302,025,318	2,252,659	227,917,554			
	歳 支 出	総務 費	一般管理費	193,470,000	184,123,211	-	-	184,123,211	
賦課徴収費			48,451,000	37,343,619	-	-	37,343,619		
計			241,921,000	221,466,830	0	0	221,466,830		
保 険 給 付 費		健 事 業 費	健康事業費	122,637,000	100,357,767	93,909,173	-	6,448,594	
			療 養 給 付 費	療養給付費	9,025,553,000	8,620,627,884	8,619,326,089	1,301,795	-
				療養費	67,819,000	62,301,682	62,298,693	2,989	-
				高額療養費	1,385,588,000	1,357,837,546	1,357,602,745	234,801	-
				高額介護合算療養費	1,500,000	1,147,248	1,147,248	0	-
				移送費	100,000	0	0	0	-
				小計	10,480,560,000	10,041,914,360	10,040,374,775	1,539,585	0
	給 付 費		審査支払手数料	22,600,000	21,493,307	21,493,307	-	-	
			出産育児一時金	25,214,000	21,255,340	21,255,340	-	-	
			葬祭費	7,500,000	6,270,000	6,270,000	-	-	
傷病手当金		1,825,000	281,307	281,307	-	-			
計	10,537,699,000	10,091,214,314	10,089,674,729	1,539,585	0				
納 付 金	医療給付費分	2,137,601,000	2,137,601,000	2,130,362,000	7,239,000	-			
	後期高齢者支援金等分	571,505,000	571,505,000	571,497,000	8,000	-			
	介護納付金分	149,402,000	149,384,000	149,384,000	-	-			
	計	2,858,508,000	2,858,490,000	2,851,243,000	7,247,000	0			
出	共同事業拠出金	5,000	2,130	0	-	2,130			
	財政安定化事業拠出金	10,000	7,294	7,294	-	-			
	前年度繰上充用金	0	0	0	-	-			
	一般会計借入金償還金	0	0	0	-	-			
	基金積立金	32,518,000	32,362,599	32,362,599	-	-			
	返還金	89,172,000	89,171,140	89,171,140	0	-			
	その他	38,961,000	15,000,972	15,000,972	0	-			
	合計	13,921,431,000	13,408,073,046	13,171,368,907	8,786,585	227,917,554			
収支差引	0	124,122,485	130,656,411	-6,533,926	0				

令和2年度国保事業会計決算図表

(歳入)



(歳出)



(2) 道特別交付金の交付状況

区 分	2 年 度		元 年 度		30 年 度	
	金 額	1人当たり	金 額	1人当たり	金 額	1人当たり
保険給付費等普通交付金	円 10,066,640,120	円 424,287	円 10,679,648,548	円 440,271	円 10,676,679,258	円 419,582
保険給付費等特別交付金	244,244,000	10,294	266,480,000	10,986	278,110,000	10,929
特別調整交付金分 ※1	109,102,000	4,598	145,592,000	6,002	157,821,000	6,202
保険者努力支援分 ※2	56,200,000	2,369	33,393,000	1,377	41,650,000	1,637
道繰入分 ※3	61,674,000	2,599	67,565,000	2,785	63,913,000	2,512
特定健診等負担金分 ※4	17,268,000	728	19,930,000	822	14,726,000	579
健康増進事業費補助金	4,669,000	197	3,795,000	156	3,319,000	130
計	10,315,553,120	434,778	10,949,923,548	451,413	10,958,108,258	430,641

※1 市町村の災害その他特別の事情に応じて国費を財源として交付される分

※2 市町村が行う被保険者の健康保持増進、医療の効率的な提供推進、その他医療に要する費用適正化等に係る取組に応じて国費を財源として交付される分

※3 市町村の財政状況その他の事情に応じ道が繰り入れる分

※4 特定健康診査等に要する費用に応じて交付される分

7 保健事業等

(1) 保健事業の状況

① 国民健康保険保健事業

事業名	事業内容	平成30年度	令和元年度	令和2年度
特定健康診査	特定健康診査	受診率 20.0 %	受診率 19.6 %	受診率 (見込み) 24.8 %
特定保健指導	特定保健指導	動機付け支援 初回面接実施率 37.7 % 積極的支援 初回面接実施率 17.5 %	動機付け支援 初回面接実施率 19.3 % 積極的支援 初回面接実施率 16.9 %	動機付け支援 初回面接実施率 7.7 % 積極的支援 初回面接実施率 2.8 %
その他健康 保持増進事業	健康セミナー	80 人	60 人	不開催
	健康相談・訪問指導事業	延べ 99 人	延べ 96 人	延べ 100 人

② 健康増進法による保健事業

事業名	事業内容	平成30年度	令和元年度	令和2年度
健康教育	健康教育 (一般・歯周疾患・骨粗しょう症・ 病態別・薬健康教育など)	開催数 105 回	開催数 95 回	開催数 13 回
		参加人数 2,171 人	参加人数 1,692 人	参加人数 212 人
健康相談	重点健康相談 (高血圧・高脂血症・糖尿病・歯 周疾患・骨粗しょう症・病態別) 総合健康相談	開催数 324 回	開催数 274 回	開催数 165 回
		参加人数 827 人	参加人数 662 人	参加人数 167 人
健康診査	がん 検 診	胃がん検診 1,634 人	1,445 人	1,042 人
		子宮がん検診 1,840 人	2,623 人	1,953 人
		乳がん検診 1,675 人	1,858 人	1,284 人
		肺がん検診 2,095 人	1,918 人	1,177 人
		大腸がん検診 3,982 人	3,619 人	2,988 人
訪問指導	検診要指導者訪問指導	実 2 回	実 3 回	実 2 回
	介護予防対象者訪問指導	延べ 5 人	延べ 8 人	延べ 4 人

③ 他の法律に基づく保健事業

事業名	事業内容	平成30年度	令和元年度	令和2年度
健康教育	健康講話	開催数 139回	開催数 129回	開催数 36回
		参加人数 4,180人	参加人数 3,703人	参加人数 755人
健康教室	精神デイケア(R元まで実施)	開催数 44回	開催数 26回	開催数 ー回
	幼児教室(R元まで実施)	参加人数 282人	参加人数 166人	参加人数 ー人
口腔保健事業	集団健診	開催数 108回	開催数 106回	開催数 87回
	保育所等健康教育	参加人数 3,580人	参加人数 3,320人	参加人数 2,646人
栄養改善事業	栄養改善講習会	開催数 82回	開催数 75回	開催数 38回
	食生活展	参加人数 1,585人	参加人数 1,492人	参加人数 363人
高齢者の健康 体力づくり	シルバースポーツ大会	開催数 1回	開催数 0回	開催数 0回
		参加人数 275人	参加人数 0人	参加人数 0人
	スポーツ普及事業 ・ゲートボール大会 など	開催数 2回 参加人数 58人	開催数 2回 参加人数 54人	開催数 0回 参加人数 0人
訪問指導	地域保健法等に基づく	実 444回	実 524回	実 489回
	訪問指導	延べ 952人	延べ 1,081人	延べ 695人

(2) 医療機関等状況

① 医療施設数 (各年度末現在)

年	病院	一般 診療所	歯科 診療所	計
26	16	85	79	180
27	16	86	79	181
28	16	87	79	182
29	16	86	77	179
30	16	86	78	180
元	16	84	78	178
2	15	81	78	174

② 病床数 (各年度末現在)

年	病 院					一 般 診 療 所	病 床 数 合 計
	精神	結核	感染症	療養・一般	計		
26	933	4	2	2,247	3,186	311	3,497
27	933	4	2	2,231	3,170	295	3,465
28	933	4	2	2,195	3,134	275	3,409
29	933	4	2	2,032	2,971	255	3,226
30	933	4	2	2,032	2,971	230	3,201
元	933	4	2	2,032	2,971	206	3,177
2	921	4	2	1,932	2,859	206	3,065

(3) 医療費通知の状況

年 度	通知年月	対象医療費月	通知世帯数	通知項目
27 年 度	27 年 4 月	27年 1・2月診療分	15,514	・受診者・受診年月日
	6 月	27年 3・4月診療分	15,986	・診療科目・日数
	8 月	27年 5・6月診療分	15,802	・医療費総額
	10 月	27年 7・8月診療分	15,717	・医療機関名
	12 月	27年 9月診療分	13,765	
	28 年 2 月	27年10～12月診療分	16,376	(6項目)
28 年 度	28 年 4 月	28年 1・2月診療分	15,238	・受診者・受診年月日
	6 月	28年 3・4月診療分	15,430	・診療科目・日数
	8 月	28年 5・6月診療分	15,193	・医療費総額
	10 月	28年 7・8月診療分	15,057	・医療機関名
	12 月	28年 9・10月診療分	14,875	
	29 年 2 月	28年11・12月診療分	14,752	(6項目)
29 年 度	29 年 4 月	29年 1・2月診療分	14,351	・受診者・受診年月日
	6 月	29年 3・4月診療分	14,642	・診療科目・日数
	8 月	29年 5・6月診療分	14,626	・医療費総額
	10 月	29年 7・8月診療分	14,515	・医療機関名
	12 月	29年 9・10月診療分	14,407	
	30 年 2 月	29年11・12月診療分	14,282	(6項目)
30 年 度	30 年 4 月	30年 1・2月診療分	14,034	・受診者・受診年月日
	6 月	30年 3・4月診療分	14,103	・診療科目・日数
	8 月	30年 5・6月診療分	14,119	・医療費総額
	10 月	30年 7・8月診療分	14,034	・医療機関名
	31 年 1 月	30年 9・10月診療分	14,165	
	3 月	30年11・12月診療分	14,169	(6項目) ※31年1月以降は、「支払った医療費の額」を含む 7項目
元 年 度	元年 5 月	31年 1・2月診療分	13,943	・受診者・受診年月日
	7 月	31年 3・4月診療分	14,092	・診療科目・日数
	9 月	元年 5・6月診療分	13,935	・医療費総額
	11 月	元年 7・8月診療分	13,899	・医療機関名
	2年 1 月	元年 9・10月診療分	13,812	・支払った医療費の額
	3 月	元年 11・12月診療分	13,626	(7項目)
2 年 度	2年 5 月	2年 1・2月診療分	13,308	・受診者・受診年月日
	7 月	2年 3・4月診療分	13,212	・診療科目・日数
	9 月	2年 5・6月診療分	13,176	・医療費総額
	11 月	2年 7・8月診療分	13,364	・医療機関名
	3年 1 月	2年 9・10月診療分	13,548	・支払った医療費の額
	3 月	2年 11・12月診療分	13,348	(7項目)

参 考 資 料 編

- ・年 度 別 診 療 諸 率 状 況
- ・道 内 主 要 都 市 国 保 事 業 状 況
- ・疾 病 統 計（令 和 3 年 5 月 診 療 分）
- ・国 民 健 康 保 険 事 業 状 況 報 告 書（事 業 年 報）
- ・国 保 関 係 条 例、規 則 及 び 要 綱 等

年度別診療諸率状況

区 分	年度	療 養 の 給 付									
		受 診 率				1 件 当 たり 日 数				1 件 当 たり	
		入 院	入 院 外	歯 科	計	入 院	入 院 外	歯 科	計	入 院	入 院 外
		%	%	%	%	日	日	日	日	円	円
一 般	28	39.733	936.287	156.941	1,162.960	18.18	1.52	2.20	2.20	523,583	13,478
	29	40.330	942.488	194.184	1,177.001	17.88	1.49	2.14	2.16	543,008	13,603
	30	39.595	949.828	198.904	1,188.328	17.72	1.48	2.07	2.12	549,208	13,948
	元	39.608	953.247	208.452	1,201.308	17.90	1.46	2.04	2.10	568,295	14,484
	2	37.266	892.371	188.283	1,117.919	18.42	1.41	2.02	2.08	589,139	14,750
退 職	28	34.155	895.857	196.865	1,126.876	14.94	1.64	2.34	2.16	528,982	16,107
	29	38.806	933.049	214.712	1,186.567	13.73	1.56	2.37	2.11	560,813	17,772
	30	39.106	1,008.380	205.028	1,252.514	11.14	1.46	2.33	1.91	613,971	15,711
	元	21.622	1,043.243	281.081	1,345.946	6.63	1.38	2.17	1.63	251,360	14,653
	2	100.000	1,450.000	150.000	1,700.000	17.00	1.55	6.00	2.85	509,335	13,496
合 計	28	39.556	935.009	187.255	1,161.820	18.09	1.52	2.20	2.20	523,730	13,557
	29	40.303	942.322	194.544	1,177.170	17.81	1.49	2.15	2.16	543,309	13,675
	30	39.592	950.239	198.947	1,188.778	17.67	1.48	2.07	2.11	549,657	13,961
	元	39.581	953.384	208.563	1,201.528	17.89	1.46	2.04	2.10	568,032	14,485
	2	37.271	892.418	188.279	1,117.968	18.42	1.41	2.02	2.08	589,121	14,750

(診 療 費) 諸 率										被保険者 1人当たり 療養諸費
費 用 額		1日当たり費用額				1人当たり費用額				
歯 科	計	入 院	入院外	歯 科	計	入 院	入院外	歯 科	計	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
16,298	31,359	28,804	8,882	7,409	14,278	208,033	126,192	30,468	364,693	479,260
15,831	32,110	30,376	9,139	7,392	14,882	218,992	128,203	30,741	377,936	479,682
15,842	32,100	30,994	9,451	7,665	15,170	217,461	132,481	31,511	381,453	491,753
15,677	32,951	31,748	9,945	7,700	15,697	225,093	138,070	32,678	395,841	491,415
16,633	34,214	31,982	10,433	8,230	16,425	219,547	131,625	31,316	382,489	493,303
16,211	31,670	35,405	9,828	6,927	14,631	180,671	144,298	31,914	356,884	461,505
18,273	35,623	40,844	11,380	7,722	16,920	217,629	165,822	39,235	422,686	534,212
17,498	34,683	55,100	10,758	7,502	18,202	240,100	158,431	35,876	434,408	561,178
13,924	18,303	37,941	10,632	6,407	11,239	54,348	152,867	39,136	246,352	325,889
69,707	47,622	29,961	8,697	11,618	16,692	509,335	195,685	104,560	809,580	933,698
16,296	31,369	28,953	8,913	7,392	14,288	207,168	126,764	30,514	364,446	475,512
15,878	32,172	30,512	9,180	7,399	14,917	218,968	128,864	30,891	378,723	479,108
15,854	32,119	31,099	9,461	7,664	15,190	217,620	132,663	31,541	381,824	492,499
15,673	32,926	31,750	9,946	7,697	15,691	224,833	138,093	32,688	395,614	491,903
16,636	34,216	31,982	10,432	8,231	16,425	219,572	131,630	31,323	382,525	493,340

道内主要都市国保事業状況

都市	区分 年度	被 保 険 者 数 (年 間 平 均) 人				国 保 国 保			
		一 般	退 職	全体(3-2)	(再掲)介護2号 被保険者数	年度末世帯数	年度末被保数	総世帯数	総人口
札幌市	30	383,005	1,945	384,950	121,720	261,374	374,958	957,074	1,965,161
	元	371,447	350	371,797	116,085	256,306	363,360	967,464	1,969,686
	2	364,638	7	364,645	112,889	256,944	360,927	970,131	1,974,212
函館市	30	57,654	279	57,933	18,848	38,632	56,280	141,807	256,772
	元	55,472	60	55,532	17,753	37,448	53,976	141,221	253,340
	2	53,796	1	53,797	16,968	36,983	52,868	140,972	250,022
旭川市	30	71,765	404	72,169	22,210	47,443	70,352	177,376	335,323
	元	68,952	59	69,011	20,709	46,167	67,481	177,602	332,610
	2	67,218	2	67,220	19,912	45,720	66,380	177,864	329,822
室蘭市	30	16,821	73	16,894	4,587	11,612	16,391	45,556	83,534
	元	16,165	11	16,176	4,343	11,212	15,606	45,208	82,167
	2	15,459	0	15,459	4,143	11,048	15,218	44,878	80,762
釧路市	30	35,528	201	35,729	10,872	24,365	34,819	94,068	168,730
	元	34,179	33	34,212	10,102	23,712	33,552	93,947	166,573
	2	33,258	0	33,258	9,563	23,266	32,750	93,643	164,298
帯広市	30	34,525	145	34,670	11,422	22,370	34,453	87,612	166,093
	元	33,832	23	33,855	10,939	22,064	33,604	88,209	165,384
	2	33,218	0	33,218	10,585	21,841	32,987	89,024	165,001
北見市	30	27,303	26	27,329	8,738	17,472	27,146	61,370	116,944
	元	26,410	3	26,413	8,296	17,000	26,040	61,465	115,761
	2	25,621	0	25,621	7,948	16,810	25,493	61,586	114,784
苫小牧市	30	33,850	200	34,050	9,844	22,646	33,439	88,733	171,275
	元	32,860	32	32,892	9,285	22,301	32,529	89,602	170,555
	2	32,161	0	32,161	8,871	22,120	31,909	90,198	169,808
江別市	30	25,449	80	25,529	7,690	16,134	25,122	57,211	118,814
	元	24,933	4	24,937	7,421	15,978	24,553	57,978	119,409
	2	24,636	0	24,636	7,188	16,007	24,338	58,598	119,502
小樽市	30	25,359	179	25,538	7,378	17,347	24,746	63,415	115,621
	元	24,313	37	24,350	6,966	16,705	23,626	62,991	113,728
	2	23,751	2	23,753	6,741	16,577	23,298	62,365	111,634

被保険者数割合%		国保加入率%		一人当たり医療費(療養諸費) 円		
一般	退職	世帯	被保険者	一般	退職	全体
99.5	0.5	27.3	19.1	399,767	485,554	400,200
99.9	0.1	26.5	18.4	414,072	564,667	414,214
100.0	0.0	26.5	18.3	400,235	758,052	400,242
99.5	0.5	27.2	21.9	422,996	451,514	423,133
99.9	0.1	26.5	21.3	435,952	386,235	435,898
100.0	0.0	26.2	21.1	438,960	417,660	438,960
99.4	0.6	26.7	21.0	430,117	522,004	430,631
99.9	0.1	26.0	20.3	444,834	341,665	444,745
100.0	0.0	25.7	20.1	435,588	57,340	435,577
99.6	0.4	25.5	19.6	456,049	524,050	456,343
99.9	0.1	24.8	19.0	462,460	1,941,063	463,466
100.0	0.0	24.6	18.8	456,940	-	456,942
99.4	0.6	25.9	20.6	403,426	426,685	403,557
99.9	0.1	25.2	20.1	420,271	516,998	420,364
100.0	0.0	24.8	19.9	420,989	-	420,990
99.6	0.4	25.5	20.7	370,177	678,937	371,469
99.9	0.1	25.0	20.3	372,917	777,714	373,192
100.0	0.0	24.5	20.0	366,369	-	366,367
99.9	0.1	28.5	23.2	377,201	445,476	377,266
100.0	0.0	27.7	22.5	379,062	172,677	379,039
100.0	0.0	27.3	22.2	367,096	-	367,096
99.4	0.6	25.5	19.5	388,516	698,183	390,334
99.9	0.1	24.9	19.1	404,647	1,357,783	405,574
100.0	0.0	24.5	18.8	398,719	-	398,724
99.7	0.3	28.2	21.1	406,306	498,710	406,596
100.0	0.0	27.6	20.6	420,792	649,955	420,828
100.0	0.0	27.3	20.4	408,361	-	408,362
99.3	0.7	27.4	21.4	491,415	561,178	491,903
99.8	0.2	26.5	20.8	509,164	325,889	508,886
100.0	0.0	26.6	20.9	493,303	933,698	493,340

都市	区分	保 險 料 (税) 率									賦 課 限 度 額		
		医 療 分			支 援 分			介 護 分			医 療 分	支 援 分	介 護 分
	年度	所得割 %	均等割 円	平等割 円	所得割 %	均等割 円	平等割 円	所得割 %	均等割 円	平等割 円	円	円	円
札幌市	30	9.09	17,130	31,640	2.96	5,580	10,300	2.60	5,390	7,680	580,000	190,000	160,000
	元	9.78	18,120	33,010	2.97	5,530	10,070	2.56	5,310	7,440	610,000	190,000	160,000
	2	9.46	17,750	32,020	3.09	5,730	10,330	2.53	5,330	7,380	630,000	190,000	170,000
函館市	30	10.01	22,250	22,740	3.25	7,230	7,390	2.74	7,540	5,840	580,000	190,000	160,000
	元	10.50	23,520	23,790	3.18	7,160	7,240	2.56	7,110	5,460	610,000	190,000	160,000
	2	9.94	24,110	23,340	3.19	7,650	7,410	2.66	7,890	5,830	630,000	190,000	170,000
旭川市	30	7.68	28,210	19,450	2.63	9,700	6,690	2.18	9,680	4,910	540,000	190,000	160,000
	元	7.96	29,230	20,040	2.58	9,440	6,470	2.21	9,570	4,810	580,000	190,000	160,000
	2	8.39	30,430	20,430	2.74	9,870	6,630	2.22	9,640	4,820	610,000	190,000	160,000
室蘭市	30	8.40	20,220	26,290	2.90	12,820	-	2.80	13,270	-	580,000	190,000	160,000
	元	8.40	20,220	26,290	2.90	12,820	-	2.80	13,270	-	610,000	190,000	170,000
	2	8.40	20,220	26,290	2.90	12,820	-	2.80	13,270	-	630,000	190,000	170,000
釧路市	30	9.17	25,100	18,300	3.11	8,500	6,200	2.58	8,400	4,700	580,000	190,000	160,000
	元	9.35	25,500	18,400	3.02	8,200	6,000	2.50	8,100	4,500	610,000	190,000	160,000
	2	9.23	25,500	18,400	3.06	8,200	6,000	2.43	7,900	4,300	630,000	190,000	170,000
帯広市	30	7.58	22,670	24,350	2.76	8,000	8,590	2.00	9,030	7,140	580,000	190,000	160,000
	元	7.54	23,870	23,290	2.56	7,920	7,730	1.78	8,790	6,240	610,000	190,000	160,000
	2	7.51	25,100	24,040	2.70	8,600	8,240	1.79	9,420	6,480	630,000	190,000	170,000
北見市	30	7.50	26,600	21,200	2.70	9,200	6,800	1.80	9,600	6,300	580,000	190,000	160,000
	元	7.70	26,700	21,300	2.50	9,100	6,700	1.80	9,300	6,100	610,000	190,000	160,000
	2	7.30	26,600	21,200	2.50	9,100	6,700	1.80	9,300	6,100	630,000	190,000	170,000
苫小牧市	30	8.22	17,700	30,700	2.50	7,300	5,800	2.23	6,800	6,400	530,000	170,000	150,000
	元	7.88	16,700	29,900	2.81	8,600	6,600	2.23	6,800	6,400	540,000	190,000	160,000
	2	7.88	16,700	29,900	2.81	8,600	6,600	2.23	6,800	6,400	580,000	190,000	160,000
江別市	30	8.30	24,000	25,500	1.70	5,300	6,000	1.80	9,600	-	540,000	190,000	160,000
	元	8.30	24,000	25,500	1.70	5,300	6,000	1.80	9,600	-	580,000	190,000	160,000
	2	8.30	24,000	25,500	1.70	5,300	6,000	1.80	9,600	-	610,000	190,000	160,000
小樽市	30	11.30	19,320	17,040	3.70	6,120	5,400	3.20	6,120	4,080	540,000	190,000	160,000
	元	11.50	19,200	16,680	3.80	6,240	5,400	3.20	5,880	3,960	580,000	190,000	160,000
	2	11.50	19,200	16,680	3.80	6,240	5,400	3.20	5,760	3,960	610,000	190,000	160,000

一人当たり保険料（円）										一世帯当たり保険料（円）			
医療分			支援分			介護分	全体			医療分	支援分	介護分	計
一般	退職	全体	一般	退職	全体		一般	退職	全体				
61,312	49,136	61,251	19,975	16,007	19,955	19,358	87,373	78,242	87,327	88,397	28,799	22,120	126,030
65,358	39,441	65,333	19,942	12,067	19,935	19,016	91,234	61,001	91,206	93,174	28,430	21,603	130,071
60,337	25,076	60,336	19,462	8,076	19,462	17,123	85,100	39,638	85,099	85,105	27,451	19,335	120,034
60,563	56,484	60,543	19,704	18,394	19,698	20,790	86,988	90,395	87,005	88,839	28,903	24,096	127,668
63,562	55,635	63,553	19,362	17,058	19,359	19,389	89,114	85,829	89,111	92,121	28,061	22,266	129,167
59,047	8,036	59,046	18,733	2,550	18,733	18,815	83,714	14,586	83,713	84,715	26,877	21,511	120,106
53,227	40,895	53,158	18,256	14,119	18,233	17,883	76,954	66,338	76,895	79,397	27,233	20,605	114,849
55,169	41,008	55,156	17,871	12,938	17,866	17,988	78,434	63,587	78,421	81,125	26,278	20,559	115,343
57,391	16,306	57,390	18,622	5,291	18,622	17,835	81,297	29,112	81,295	83,574	27,118	20,273	118,385
52,599	46,249	52,571	18,166	16,136	18,157	18,922	75,863	76,605	75,866	74,659	25,786	21,227	107,741
53,269	31,118	53,254	18,297	10,040	18,291	19,105	76,693	49,351	76,674	74,680	25,650	21,275	107,523
51,522	-	51,522	17,608	-	17,608	17,920	73,932	-	73,932	71,337	24,380	17,920	102,367
56,861	55,891	56,856	19,185	18,916	19,183	19,059	81,793	89,863	81,839	81,832	27,611	21,846	117,790
57,748	58,345	57,748	18,584	18,839	18,584	18,241	81,709	91,353	81,719	81,992	26,386	20,688	116,026
57,851	-	57,851	18,829	-	18,829	17,885	81,823	-	81,823	81,518	26,533	17,885	115,298
62,693	56,529	62,667	22,058	19,962	22,049	25,049	92,972	92,123	92,969	96,808	34,062	29,267	143,618
63,873	26,539	63,848	21,160	8,845	21,152	23,576	92,651	42,992	92,617	97,632	32,344	27,663	141,624
64,766	-	64,766	22,132	-	22,132	24,033	94,556	-	94,556	98,143	33,538	28,057	143,286
65,950	65,470	65,950	22,769	22,986	22,770	25,731	96,938	105,863	96,947	102,868	35,516	31,017	151,216
68,301	51,944	68,299	22,148	17,079	22,147	26,460	98,759	81,826	98,757	105,219	34,119	31,499	152,142
66,270	-	66,270	21,891	-	21,891	26,327	96,329	-	96,329	100,910	33,334	31,161	146,680
58,596	49,831	58,545	17,671	15,250	17,657	18,979	81,710	78,087	81,688	87,229	26,308	21,739	121,712
56,348	28,569	56,321	20,069	10,356	20,060	19,046	81,791	47,398	81,757	82,653	29,439	21,564	119,982
56,080	-	56,080	19,897	-	19,897	18,713	81,139	-	81,139	81,228	28,820	20,991	117,524
62,354	37,325	62,275	13,823	7,967	13,804	16,229	81,057	52,646	80,968	97,499	21,612	19,162	126,765
62,567	41,459	62,564	13,740	8,850	13,739	16,434	81,197	56,759	81,193	96,682	21,231	19,239	125,470
60,134	-	60,134	13,180	-	13,180	15,227	77,758	-	77,758	91,903	20,144	17,651	118,836
53,702	45,236	53,642	17,538	14,730	17,519	17,557	76,260	72,502	76,233	76,880	25,108	20,074	109,257
55,021	46,377	55,008	18,063	15,229	18,059	17,155	77,981	74,012	77,974	78,093	25,638	19,507	110,697
53,635	8,260	53,631	17,527	2,680	17,525	16,177	75,753	13,260	75,747	75,715	24,742	18,327	106,938

都 市	区分	収 納 率 (現 年 度 分) %											
	年度	一 般				退 職				全 体			
		医療分	支援分	介護分	計	医療分	支援分	介護分	計	医療分	支援分	介護分	計
札幌市	30	94.61	94.61	92.34	94.45	98.09	98.09	98.10	98.09	94.62	94.62	92.41	94.47
	元	94.49	94.47	92.16	94.33	99.34	99.34	99.41	99.35	94.49	94.48	92.17	94.34
	2	94.59	94.59	92.23	94.44	100.00	100.00	100.00	100.00	94.59	94.59	92.23	94.44
函館市	30	92.44	92.36	89.01	92.15	97.41	97.27	96.43	97.21	92.46	92.38	89.10	92.18
	元	92.72	92.68	89.62	92.49	99.69	99.69	99.38	99.64	92.72	92.69	89.64	92.50
	2	94.96	94.96	92.65	94.80	100.00	100.00	100.00	100.00	94.96	94.96	92.65	94.80
旭川市	30	92.25	92.32	88.28	91.99	97.42	97.44	97.52	97.44	92.28	92.34	88.39	92.01
	元	93.46	93.45	89.74	93.20	99.65	99.65	99.55	99.64	93.46	93.46	89.75	93.21
	2	94.76	94.75	92.13	94.59	100.00	100.00	100.00	100.00	94.76	94.75	92.13	94.59
室蘭市	30	96.05	96.10	92.48	95.82	96.42	96.64	96.28	96.44	96.05	96.10	92.53	95.82
	元	96.36	96.35	92.38	96.09	91.08	90.78	94.27	91.55	96.35	96.35	92.38	96.09
	2	96.75	96.75	92.87	96.50	-	-	-	-	96.75	96.75	92.87	96.50
釧路市	30	92.01	92.04	87.92	91.73	93.62	93.63	93.46	93.60	92.02	92.04	88.00	91.74
	元	93.08	93.06	89.20	92.82	98.14	98.19	96.12	97.83	93.09	93.06	89.21	92.83
	2	93.93	93.91	90.77	93.73	-	-	-	-	93.93	93.91	90.77	93.73
帯広市	30	92.25	92.20	90.20	92.05	92.44	92.29	92.57	92.43	92.25	92.20	90.22	92.06
	元	91.50	91.39	89.26	91.29	91.72	91.67	93.32	92.00	91.50	91.39	89.27	91.29
	2	92.37	92.21	89.93	92.14	100.00	100.00	-	100.00	92.37	92.21	89.93	92.14
北見市	30	94.23	94.17	93.07	94.11	98.92	98.93	99.23	98.97	94.23	94.17	93.08	94.12
	元	94.39	94.32	93.21	94.28	100.00	100.00	100.00	100.00	94.39	94.32	93.21	94.28
	2	95.42	95.32	94.15	95.29	-	-	-	-	95.42	95.32	94.15	95.29
苫小牧市	30	94.50	94.53	92.07	94.34	99.09	99.05	99.12	99.09	94.52	94.55	92.17	94.37
	元	94.18	94.26	91.03	93.99	99.19	99.13	99.25	99.19	94.18	94.26	91.05	93.99
	2	94.25	94.28	90.33	94.01	-	-	-	-	94.25	94.28	90.33	94.01
江別市	30	97.18	97.28	95.97	97.12	99.94	99.94	99.74	99.91	97.19	97.28	95.99	97.13
	元	97.19	97.26	95.49	97.10	100.00	100.00	100.00	100.00	97.19	97.26	95.49	97.10
	2	97.55	97.62	96.27	97.49	100.00	100.00	100.00	100.00	97.55	97.62	96.27	97.49
小樽市	30	96.59	96.55	93.89	96.40	98.65	98.66	98.56	98.64	96.60	96.56	93.97	96.42
	元	96.38	96.38	93.44	96.20	99.29	99.29	98.63	99.18	96.39	96.38	93.46	96.20
	2	97.09	97.08	94.74	96.95	100.00	100.00	100.00	100.00	97.09	97.08	94.74	96.95

収 支 状 況 (円)			累 積 赤 字 額 (円)
収 入	支 出	収 支 差 引	
188,506,830,011	187,669,729,835	837,100,176	—
186,856,773,466	184,773,865,513	2,082,907,953	—
181,439,410,179	178,548,676,408	2,890,733,771	—
29,551,115,070	29,105,456,725	445,658,345	—
29,374,623,642	28,793,187,359	581,436,283	—
29,121,210,005	28,476,074,684	645,135,321	—
36,669,108,102	36,489,363,389	179,744,713	—
35,747,461,171	35,522,782,880	224,678,291	—
35,165,318,256	34,640,716,136	524,602,120	—
9,389,683,333	9,121,477,422	268,205,911	—
9,065,691,775	8,995,372,012	70,319,763	—
8,552,431,078	8,435,498,329	116,932,749	—
17,514,420,534	17,280,129,738	234,290,796	—
17,228,358,615	17,019,302,714	209,055,901	—
16,945,246,871	16,795,432,000	149,814,871	—
16,763,929,142	16,563,343,311	200,585,831	—
16,196,557,527	15,919,439,996	277,117,531	—
15,953,961,713	15,751,655,827	202,305,886	—
12,853,021,862	12,853,021,862	0	—
12,533,417,389	12,533,417,389	0	—
11,922,401,602	11,922,401,602	0	—
16,890,577,476	16,745,722,892	144,854,584	—
16,274,616,293	16,194,045,771	80,570,522	—
15,727,206,004	15,597,005,426	130,200,578	—
12,621,290,789	12,430,019,572	191,271,217	—
12,596,345,212	12,429,611,070	166,734,142	—
12,190,800,040	12,071,608,263	119,191,777	—
14,481,281,081	14,401,524,559	79,756,522	—
14,123,225,256	14,001,709,459	121,515,797	—
13,532,195,531	13,408,073,046	124,122,485	—

疾病統計（令和3年5月診療分）

1 病類別別罹病状況（入院＋入院外）

※○数字は、順位を表す

番号	項目	医療費		構成比			対前年比			
		件数	日数	費用額(円)	件数%	日数%	費用額%	件数%	日数%	費用額%
1	腸管感染症	48	66	990,070	0.22	0.15	0.14	177.78	157.14	234.03
2	結核	2	3	55,710	0.01	0.01	0.01	100.00	100.00	274.16
3	主として性的伝播様式をとる感染症	6	8	46,500	0.03	0.02	0.01	66.67	57.14	49.30
4	皮膚及び粘膜の病変を伴うウイルス性疾患	118	254	2,305,230	0.54	0.57	0.32	121.65	135.11	229.65
5	ウイルス性肝炎	53	65	1,204,090	0.24	0.15	0.16	85.48	73.86	48.28
6	その他のウイルス性疾患	5	7	118,420	0.02	0.02	0.02	100.00	87.50	134.74
7	真菌症	96	112	505,900	0.44	0.25	0.07	90.57	77.78	23.04
8	感染症及び寄生虫症の続発・後遺症	1	1	2,890	0.00	0.00	0.00	100.00	100.00	30.94
9	その他の感染症及び寄生虫症	27	51	1,153,900	0.12	0.11	0.16	128.57	94.44	83.86
10	胃の悪性新生物<腫瘍>	69	162	8,694,150	0.32	0.36	1.19	111.29	108.72	174.85
11	結腸の悪性新生物<腫瘍>	74	229	11,560,120	0.34	0.51	1.58	102.78	100.88	101.00
12	直腸S状結腸移行部及び直腸の悪性新生物<腫瘍>	43	152	7,750,380	0.20	0.34	1.06	130.30	167.03	104.37
13	肝及び肝内胆管の悪性新生物<腫瘍>	22	76	5,109,830	0.10	0.17	0.70	100.00	53.15	64.05
14	気管、気管支及び肺の悪性新生物<腫瘍>	94	379	25,443,590	0.43	0.85	3.48	116.05	109.54	130.42
15	乳房の悪性新生物<腫瘍>	120	304	13,563,940	0.55	0.68	1.85	87.59	102.01	106.22
16	子宮の悪性新生物<腫瘍>	16	32	899,810	0.07	0.07	0.12	106.67	114.29	43.34
17	悪性リンパ腫	26	92	3,944,600	0.12	0.21	0.54	65.00	42.99	30.90
18	白血病	14	125	13,224,320	0.06	0.28	1.81	116.67	181.16	166.72
19	その他の悪性新生物<腫瘍>	260	941	51,296,510	1.19	2.10	7.01	99.62	90.74	74.80
20	良性新生物<腫瘍>及びその他の新生物<腫瘍>	211	389	11,445,290	0.97	0.87	1.56	119.89	117.52	108.84
21	貧血	33	42	270,980	0.15	0.09	0.04	117.86	76.36	39.51
22	その他の血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害	16	27	3,037,670	0.07	0.06	0.42	59.26	32.53	26.39
23	甲状腺障害	154	179	1,475,560	0.71	0.40	0.20	110.79	114.74	91.83
24	糖尿病	1,101	1,449	23,997,820	③	5.06	3.24	101.47	101.19	128.70
25	脂質異常症	929	1,058	7,826,410	④	4.27	2.37	110.07	106.76	95.51
26	その他の内分泌、栄養及び代謝疾患	81	141	2,575,820	0.37	0.32	0.35	94.19	84.43	66.42
27	血管性及び詳細不明の認知症	13	103	1,431,570	0.06	0.23	0.20	108.33	67.32	72.99
28	精神作用物質使用による精神及び行動の障害	34	472	6,521,840	0.16	1.06	0.89	89.47	93.65	103.68
29	統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	401	4,081	52,489,790	1.84	②	7.17	94.58	99.44	99.27
30	気分〔感情〕障害(躁うつ含む)	459	1,052	10,080,560	⑧	2.11	1.38	102.00	88.33	81.99
31	神経症性障害, ストレス関連障害及び身体表現性障害	258	496	4,277,870	1.19	1.11	0.58	99.61	100.00	101.53

※○数字は、順位を表す

番号	項目	項目	療費		構成比			対前年比		
			件数	日数	費用額円	件数%	日数%	費用額%	件数%	日数%
32	知的障害<精神遅滞>	37	111	1,173,750	0.17	0.25	0.16	100.00	106.73	96.93
33	その他の精神及び行動の障害	91	514	7,140,180	0.42	1.15	0.98	91.00	98.28	117.85
34	パーキンソン病	53	248	4,889,160	0.24	0.55	0.67	110.42	115.89	135.06
35	アルツハイマー病	30	204	2,763,710	0.14	0.46	0.38	107.14	146.76	153.03
36	てんかん	134	1,128	18,156,480	0.62	2.52	2.48	98.53	99.21	99.55
37	脳性麻痺及びその他の麻痺性症候群	35	500	10,011,240	0.16	1.12	1.37	112.90	97.85	103.15
38	自律神経系の障害	15	50	847,360	0.07	0.11	0.12	83.33	277.78	808.86
39	その他の神経系の疾患	417	1,105	22,454,120	1.92	2.47	3.07	111.20	114.51	130.29
40	結膜炎	88	97	484,430	0.40	0.22	0.07	65.67	63.82	68.83
41	白内障	93	117	2,139,620	0.43	0.26	0.29	59.62	61.26	70.61
42	屈折及び調節の障害	624	730	6,601,160	2.87	1.63	0.90	93.55	92.99	85.36
43	その他の眼及び付属器の疾患	420	511	6,846,450	1.93	1.14	0.94	154.98	139.24	104.37
44	外耳炎	18	29	123,460	0.08	0.06	0.02	163.64	207.14	187.77
45	その他の外耳疾患	12	13	50,730	0.06	0.03	0.01	171.43	185.71	176.08
46	中耳炎	34	59	1,248,460	0.16	0.13	0.17	125.93	131.11	759.77
47	その他の中耳及び乳様突起の疾患	3	7	23,920	0.01	0.02	0.00	60.00	70.00	27.11
48	メニエール病	37	51	256,010	0.17	0.11	0.03	88.10	89.47	71.44
49	その他の内耳疾患	17	23	183,790	0.08	0.05	0.03	77.27	76.67	104.44
50	その他の耳疾患	71	85	483,080	0.33	0.19	0.07	105.97	97.70	12.65
51	高血圧性疾患	3,343	3,854	29,106,480	15.36	8.62	3.98	105.26	104.11	104.53
52	虚血性心疾患	257	368	11,081,200	1.18	0.82	1.51	112.23	109.52	93.39
53	その他の心疾患	247	463	13,420,720	1.14	1.04	1.83	106.93	95.86	53.49
54	くも膜下出血	18	177	8,492,540	0.08	0.40	1.16	105.88	145.08	128.06
55	脳内出血	68	634	19,318,330	0.31	1.42	2.64	98.55	116.54	129.13
56	脳梗塞	397	1,082	24,249,620	1.82	2.42	3.31	101.28	126.70	150.37
57	脳動脈硬化(症)	0	0	0	0.00	0.00	0.00	—	—	—
58	その他の脳血管疾患	66	96	4,211,390	0.30	0.21	0.58	120.00	80.67	83.55
59	動脈硬化(症)	20	58	3,141,960	0.09	0.13	0.43	83.33	200.00	658.48
60	低血圧(症)	1	1	2,200	0.00	0.00	0.00	20.00	16.67	2.78

※○数字は、順位を表す

番号	項目	医 療		費 用		構 成 比			対 前 年 比		
		件数	日数	費用額円	件数%	日数%	費用額%	件数%	日数%	費用額%	
61	その他の循環器系の疾患	53	141	4,811,140	0.24	0.32	0.66	108.16	146.88	159.65	
62	急性鼻咽頭炎 [かぜ] <感冒>	4	4	85,360	0.02	0.01	0.01	—	—	—	
63	急性咽頭炎及び急性扁桃炎	28	35	354,960	0.13	0.08	0.05	254.55①	318.18⑤	630.59	
64	その他の急性上気道感染症	117	146	1,147,990	0.54	0.33	0.16	169.57	155.32	228.15	
65	肺炎	11	67	2,074,010	0.05	0.15	0.28	100.00⑥	239.29	174.52	
66	急性気管支炎及び急性細気管支炎	42	55	487,950	0.19	0.12	0.07	127.27	125.00	138.53	
67	アレルギー性鼻炎	414	473	1,985,670	1.90	1.06	0.27	108.95	111.03	123.40	
68	慢性副鼻腔炎	97	173	934,290	0.45	0.39	0.13	98.98	101.76	140.11	
69	急性又は慢性と明示されない気管支炎	1	1	6,680	0.00	0.00	0.00	—	—	—	
70	慢性閉塞性肺疾患	63	112	2,571,720	0.29	0.25	0.35	131.25	134.94	108.42	
71	喘息	300	348	3,142,720	1.38	0.78	0.43	98.68	92.06	99.95	
72	その他の呼吸器系の疾患	68	252	8,095,770	0.31	0.56	1.11	95.77	100.80	104.07	
73	う 蝕	255	517	4,579,720	1.17	1.16	0.63	107.14	109.30	116.53	
74	歯肉炎及び歯周疾患	3,021	5,645	45,371,370	②	13.88①	12.62③	6.20	114.36	116.79	
75	その他の歯及び歯の支持組織の障害	318	853	7,407,300	1.46	1.91	1.01	100.32	100.95	95.01	
76	胃潰瘍及び十二指腸潰瘍	107	174	4,142,860	0.49	0.39	0.57	96.40	129.85⑩	257.68	
77	胃炎及び十二指腸炎	246	301	2,684,130	1.13	0.67	0.37	114.42	116.67	128.84	
78	痔 核	117	204	2,010,660	0.54	0.46	0.27	108.33	104.62⑨	270.98	
79	アルコール性肝疾患	13	14	178,300	0.06	0.03	0.02	56.52	11.57	4.81	
80	慢性肝炎 (アルコール性のものを除く)	31	56	276,580	0.14	0.13	0.04	103.33	98.25	99.15	
81	肝硬変 (アルコール性のものを除く)	11	12	228,850	0.05	0.03	0.03	73.33	19.67	16.00	
82	その他の肝疾患	61	112	1,200,250	0.28	0.25	0.16	115.09	110.89	70.44	
83	胆石症及び胆のう炎	34	115	5,297,610	0.16	0.26	0.72	⑨	141.67	169.12	
84	膽 疾 患	21	39	1,196,500	0.10	0.09	0.16	116.67	162.50	166.56	
85	その他の消化器系の疾患	441	766	20,130,870	⑨	2.03	1.71⑩	2.75	118.87	122.95	
86	皮膚及び皮下組織の感染症	51	116	1,695,890	0.23	0.26	0.23	100.00	106.42	90.98	
87	皮膚炎及び湿疹	565	719	3,378,610	⑥	2.60	1.61	110.57	115.97	107.29	
88	その他皮膚及び皮下組織の疾患	339	519	5,470,800	1.56	1.16	0.75	103.04	116.89	111.30	
89	炎症性多発性関節障害	223	305	4,956,300	1.02	0.68	0.68	131.18	132.03	92.24	
90	関 節 症	521	1,251	22,112,060	⑦	2.39⑤	2.80④	3.02	118.68	122.89	
91	脊椎障害 (脊椎症を含む)	361	796	8,135,660	1.66	1.78	1.11	97.57	84.95	47.56	

※○数字は、順位を表す

番号	項目	療費		構成比			対前年比			
		件数	日数	費用額円	件数%	日数%	費用額%	件数%	日数%	費用額%
92	椎間板障害	91	205	1,880,420	0.42	0.46	0.26	100.00	85.42	90.89
93	頭腕症候群	54	123	409,160	0.25	0.28	0.06	100.00	104.24	113.08
94	腰痛症及び坐骨神経痛	69	155	952,540	0.32	0.35	0.13	102.99	86.59	54.09
95	その他脊柱障害	65	167	5,931,370	0.30	0.37	0.81	108.33	125.56	507.99
96	肩の傷害<損傷>	122	321	2,561,100	0.56	0.72	0.35	⑩ 137.08	163.78	284.13
97	骨の密度及び構造の障害	107	173	1,382,330	0.49	0.39	0.19	87.70	101.17	109.40
98	その他の筋骨格系及び結合組織の疾患	259	567	8,788,770	1.19	1.27	1.20	134.90	138.29	165.60
99	糸球体疾患及び腎尿管細管間質性疾患	32	62	1,416,820	0.15	0.14	0.19	106.67	96.88	70.51
100	腎不全	71	595	17,265,970	0.33	1.33	2.36	98.61	85.49	58.05
101	尿路結石症	43	56	1,087,500	0.20	0.13	0.15	119.44	100.00	172.63
102	その他腎尿路系の疾患	170	233	2,065,400	0.78	0.52	0.28	105.59	101.75	73.96
103	前立腺肥大(症)	183	241	2,032,810	0.84	0.54	0.28	95.31	107.11	77.29
104	その他の男性生殖器の疾患	24	28	323,260	0.11	0.06	0.04	100.00	53.85	21.55
105	月経障害及び閉経周辺期障害	62	105	423,990	0.28	0.23	0.06	121.57	141.89	97.88
106	乳房及びその他の女性生殖器の疾患	90	118	1,928,410	0.41	0.26	0.26	112.50	107.27	95.74
107	流産	3	6	67,270	0.01	0.01	0.01	① 300.00	② 300.00	④ 646.83
108	妊娠高血圧症候群	0	0	0	0.00	0.00	0.00	—	—	—
109	単胎自然分娩	0	0	0	0.00	0.00	0.00	—	—	—
110	その他の妊娠、分娩及び産じょく	20	46	524,000	0.09	0.10	0.07	95.24	115.00	84.06
111	妊娠及び胎児発育の関連障害	0	0	0	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
112	その他の周産期に発生した病態	5	16	155,610	0.02	0.04	0.02	③ 250.00	⑤ 266.67	150.20
113	心臓の先天奇形	5	5	78,760	0.02	0.01	0.01	83.33	83.33	72.89
114	その他の先天奇形、変形及び染色体異常	24	154	2,685,330	0.11	0.34	0.37	104.35	98.72	87.05
115	異常臨床所見、異常検査所見等で他分類不可	296	470	7,738,410	1.36	1.05	1.06	121.81	116.34	111.26
116	骨折	146	481	9,841,180	0.67	1.08	1.35	92.41	81.11	66.96
117	頭蓋内損傷及び内臓の損傷	15	159	4,600,660	0.07	0.36	0.63	115.38	98.15	94.86
118	熱傷及び腐食	6	10	42,280	0.03	0.02	0.01	75.00	76.92	85.60
119	中毒	4	14	38,770	0.02	0.03	0.01	80.00	③ 280.00	206.77
120	その他の損傷及びその他の外因の影響	428	1,025	19,041,450	⑩ 1.97	2.29	2.60	128.53	119.32	142.96
	計	21,758	44,719	731,618,840	100.00	100.00	100.00	108.16	105.47	99.12

2 病類年齢別罹病状況

※ ○数字は、順位を表す

番号	疾病分類項目	0歳～4歳		5歳～9歳		10～14歳		15～19歳		20～24歳	
		件数	医療費(円)	件数	医療費(円)	件数	医療費(円)	件数	医療費(円)	件数	医療費(円)
I	1-9 感染症及び寄生虫症	9	313,780	14	108,540	11	98,930	5	36,070	5	127,630
II	10-20 新生物<腫瘍>	2	371,750	1	689,810	0	0	0	0	0	0
III	21-22 血液及び造血器の疾患、免疫機構の障害	0	0	0	0	0	0	2	21,470	2	14,960
IV	23-26 内分泌、栄養及び代謝疾患	0	0	0	0	2	38,320	1	12,820	5	39,000
V	27-33 精神及び行動の障害	2	49,840	10	59,870	6	29,320	11	73,060	12	107,160
VI	34-39 神経系の疾患	0	0	7	734,180	2	5,010	5	410,370	7	1,826,390
VII	40-43 眼及び付属器の疾患	3	16,420	8	60,630	15	91,990	9	34,070	7	39,320
VIII	44-50 耳及び乳様突起の疾患	3	29,990	2	8,400	2	16,270	1	4,730	2	16,960
IX	51 高血圧性疾患	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	52 虚血性心疾患	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	53 その他型の心疾患	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	54-58 脳血管疾患	0	0	0	0	1	6,740	0	0	0	0
	59-61 循環器系の疾患	0	0	0	0	0	0	1	2,200	0	0
X	62-64 かぜ等の呼吸器系の疾患	25	246,890	21	141,190	3	11,280	6	83,590	7	78,040
	65-66 肺炎及び急性気管支炎等	6	69,050	5	34,690	1	3,780	2	18,530	1	6,110
	67-68 アレルギー性鼻炎、慢性副鼻腔炎	23	170,850	28	314,510	13	100,220	5	16,190	4	21,400
	69 急性又は慢性と表示されない気管支炎	0	0	1	6,680	0	0	0	0	0	0
	70-71 慢性閉塞性肺疾患及び喘息	4	45,090	6	26,870	4	44,620	0	0	2	19,440
	72 その他呼吸器系の疾患	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
XI	73-75 歯及び歯の支持組織の疾患	6	54,320	46	507,010	34	391,290	29	461,130	33	497,990
	76-77 胃及び十二指腸の疾患	0	0	0	0	2	7,630	4	32,960	1	4,030
	78 腸のその他の疾患	0	0	0	0	0	0	1	4,330	0	0
	79-82 肝臓の疾患	0	0	0	0	0	0	1	17,430	1	1,470
	83 胆石症及び胆のう炎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	84 唾液腺疾患	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	85 その他消化器系の疾患	1	7,040	4	19,490	1	19,800	1	1,310	3	487,750
XII	86-88 皮膚及び皮下組織の疾患	25	187,940	23	111,210	21	114,530	30	149,430	12	56,670
XIII	89-98 筋骨格系及び結合組織の疾患	0	0	2	8,290	7	5,116,160	12	128,840	3	979,530
XIV	99-106 腎尿路生殖器系の疾患	0	0	0	0	1	13,180	2	33,190	8	59,060
XV	107-110 妊娠、分娩及び産じょく	0	0	0	0	0	0	1	8,230	6	105,350
XVI	111-112 周産期に発生した病態	4	151,780	1	3,830	0	0	0	0	0	0
XVII	113-114 先天奇形、変形及び染色体異常	1	15,000	2	22,800	3	48,060	1	600,420	0	0
XVIII	115 異常臨床所見等で他分類不可	1	9,510	6	268,690	3	31,790	5	29,260	5	102,550
XIX	116-120 損傷、中毒及びその他の外因の影響	8	611,830	10	71,000	15	177,670	12	448,970	2	40,010
	計	123	2,351,080	197	3,197,690	147	6,366,590	147	2,628,600	128	4,630,820

※○数字は、順位を表す

番号	疾病分類項目	25～29歳		30～34歳		35～39歳		40～44歳		45～49歳	
		件数	医療費(円)	件数	医療費(円)	件数	医療費(円)	件数	医療費(円)	件数	医療費(円)
I	1-9 感染症及び寄生虫症	7	41,390	5	36,290	7	40,060	8	38,860	11	412,790
II	10-20 新生物<腫瘍>	5	81,420	9	190,400	8	95,990	10	129,850	38	6,229,130
III	21-22 血液及び造血器の疾患,免疫機構の障害	0	0	0	0	2	26,560	5	24,210	4	51,070
IV	23-26 内分泌,栄養及び代謝疾患	15	188,930	12	117,620	21	606,330	40	747,380	64	1,959,160
V	27-33 精神及び行動の障害	26	714,150	52	931,920	73	2,673,210	117	4,869,050	151	7,776,150
VI	34-39 神経系の疾患	7	95,350	30	5,540,230	29	2,441,340	40	2,018,100	42	5,558,240
VII	40-43 眼及び付属器の疾患	6	21,920	9	81,100	16	96,750	15	112,370	19	405,340
VIII	44-50 耳及び乳様突起の疾患	3	25,000	1	1,840	9	80,270	3	17,920	8	55,490
IX	51 高血圧性疾患	0	0	3	22,430	7	71,510	16	130,150	31	302,200
	52 虚血性心疾患	0	0	0	0	1	5,020	1	21,910	4	34,120
	53 その他型の心疾患	1	5,030	0	0	0	0	6	1,469,120	3	72,360
	54-58 脳血管疾患	0	0	1	4,180	0	0	4	1,170,620	11	192,370
59-61 循環器系の疾患	0	0	1	790	0	0	0	0	0	0	
X	62-64 かぜ等の呼吸器系の疾患	4	75,950	7	66,340	5	61,040	9	108,130	4	29,050
	65-66 肺炎及び急性気管支炎等	1	11,480	2	25,030	3	44,290	1	29,190	1	18,770
67-68	アレルギー性鼻炎、慢性副鼻腔炎	7	42,420	10	116,590	12	65,740	18	93,440	23	97,070
69	急性又は慢性と表示されない気管支炎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
70-71	慢性閉塞性肺疾患及び喘息	2	13,740	1	4,950	9	45,180	12	69,200	19	137,520
72	その他の呼吸器系の疾患	0	0	0	0	1	35,580	3	29,350	2	461,160
XI	73-75 歯及び歯の支持組織の疾患	39	538,110	59	787,160	87	1,205,630	123	1,803,410	178	2,493,180
	76-77 胃及び十二指腸の疾患	1	17,940	3	12,120	4	136,710	10	103,140	12	150,330
78	腸のその他の疾患	1	8,210	2	28,350	5	21,400	5	22,320	5	31,930
79-82	肝臓の疾患	1	11,040	1	2,620	1	8,970	5	56,550	4	19,740
83	胆石症及び胆のう炎	0	0	0	0	0	0	2	704,560	0	0
84	膵疾患	0	0	1	9,020	0	0	0	0	2	24,120
85	その他の消化器系の疾患	4	540,220	5	84,760	8	55,670	14	429,170	10	496,650
XII	86-88 皮膚及び皮下組織の疾患	28	140,700	25	213,680	35	225,750	32	169,860	42	770,510
	89-98 筋骨格系及び結合組織の疾病	5	53,550	14	1,040,760	15	137,020	29	408,210	50	630,870
XIII	99-106 腎尿路生殖器系の疾患	9	54,060	9	90,180	19	851,050	13	852,940	34	1,407,800
XIV	107-110 妊娠、分娩及び産じょく	7	120,980	4	49,260	5	307,450	0	0	0	0
XV	111-112 周産期に発生した病態	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
XVI	113-114 先天奇形、変形及び染色体異常	1	7,210	1	4,730	3	31,580	4	700,030	4	632,070
XVII	115 異常臨床所見等で他分類不可	4	87,190	3	52,210	4	33,870	4	69,370	11	164,830
XIX	116-120 損傷、中毒及びその他の外因の影響	3	27,380	4	43,920	15	1,689,950	10	1,134,550	29	361,820
	計	187	2,923,370	274	9,558,480	404	11,093,920	559	17,532,960	816	30,975,840

※○数字は、順位を表す

番号	疾病分類項目	50～54歳		55～59歳		60～64歳		65～69歳		70～74歳	
		件数	医療費(円)	件数	医療費(円)	件数	医療費(円)	件数	医療費(円)	件数	医療費(円)
I	1-9 感染症及び寄生虫症	12	109,290	19	175,400	30	316,700	65	637,200	148	3,889,780
II	10-20 新生物<腫瘍>	12	663,740	45	12,938,790	91	17,277,000	209	23,770,610	519	90,494,050
III	21-22 血液及び造血器の疾患、免疫機構の障害	2	6,510	6	2,859,820	3	9,850	10	124,130	13	170,070
IV	23-26 内分泌、栄養及び代謝疾患	67	714,630	98	3,090,240	198	3,652,410	592	7,717,680	1,150	16,991,090
V	27-33 精神及び行動の障害	147	7,209,080	140	18,595,630	147	13,952,040	159	9,396,050	240	16,679,030
VI	34-39 神経系の疾患	42	6,509,550	50	11,219,160	72	7,598,100	105	5,891,900	246	9,274,150
VII	40-43 眼及び付属器の疾患	33	358,180	46	298,380	92	730,290	275	4,002,780	672	9,722,120
VIII	44-50 耳及び乳様突起の疾患	5	23,260	5	23,920	20	141,360	45	1,340,270	83	583,770
IX	51 高血圧性疾患	68	653,570	99	783,740	267	2,417,260	874	7,434,190	1,978	17,291,430
	52 虚血性心疾患	13	201,430	13	1,389,710	21	1,097,360	62	4,875,450	142	3,456,200
X	53 その他型の心疾患	9	1,711,400	12	2,115,220	21	229,000	60	1,475,420	135	6,343,170
	54-58 脳血管疾患	18	3,063,090	23	9,168,920	52	4,660,770	108	8,565,290	331	29,439,900
XI	59-61 循環器系の疾患	1	9,140	3	29,390	10	4,363,140	16	1,201,880	42	2,348,760
	62-64 心臓の疾患	6	194,920	3	13,930	9	72,420	10	145,130	30	260,410
XII	65-66 肺炎及び急性気管支炎等	2	49,990	2	23,430	3	338,750	11	1,617,050	12	271,820
	67-68 アレルギー性鼻炎、慢性副鼻腔炎	22	151,910	20	79,020	47	161,460	109	574,390	170	914,750
XIII	69 急性又は慢性と表示されない気管支炎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	70-71 慢性閉塞性肺疾患及び喘息	17	203,530	16	116,810	32	255,620	83	1,408,010	156	3,323,860
XIV	72 その他呼吸器系の疾患	1	8,930	3	316,060	8	1,483,270	12	2,195,990	38	3,565,430
	73-75 歯及び歯の支持組織の疾患	151	2,305,050	209	3,611,220	351	5,747,450	823	13,699,490	1,426	23,255,950
XV	76-77 胃及び十二指腸の疾患	14	129,640	26	443,250	31	287,010	79	758,690	166	4,743,540
	78 腸のその他疾患	7	39,050	6	391,180	6	24,320	28	175,850	51	1,263,720
XVI	79-82 肝臓の疾患	10	111,000	6	83,830	11	208,260	29	404,070	46	959,000
	83 胆石症及び胆のう炎	2	47,260	1	10,550	1	23,910	11	1,774,240	17	2,737,090
XVII	84 脾臓の疾患	1	66,620	0	0	1	790	5	478,080	11	617,870
	85 その他消化器系の疾患	18	325,410	23	1,549,520	46	3,076,190	104	3,636,110	199	9,401,780
XVIII	86-88 皮膚及び皮下組織の疾患	42	256,740	45	1,208,450	73	956,040	160	1,423,350	362	4,560,440
	89-98 筋骨格系及び結合組織の疾患	49	764,030	93	1,130,370	164	3,101,880	436	7,883,740	993	35,726,460
XIX	99-106 腎尿路生殖器系の疾患	31	3,541,780	39	4,738,440	55	3,419,400	140	4,759,830	315	6,723,250
	107-110 妊娠、分娩及び産後	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
XX	111-112 周産期に発生した病態	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	113-114 先天奇形、変形及び染色体異常	1	624,320	0	0	2	11,780	2	25,010	4	41,080
XXI	115 異常臨床所見等その他分類不可	11	113,450	10	119,570	42	2,695,170	57	681,780	130	3,279,170
	116-120 損傷、中毒及びその他の外因の影響	30	367,600	29	1,520,010	44	3,385,510	133	6,887,530	255	16,796,590
計		844	30,534,100	1,090	78,043,960	1,950	81,694,510	4,812	124,961,190	10,080	325,125,730

※ ○数字は、順位を表す

番号	疾病分類項目	合計		
		件数	医療費(円)	
I	1-9 感染症及び寄生虫症	356	6,382,710	
II	10-20 新生物<腫瘍>	949	152,932,540	
III	21-22 血液及び造血器の疾患、免疫機構の障害	49	3,308,650	
IV	23-26 内分泌、栄養及び代謝疾患	2,265	35,875,610	
V	27-33 精神及び行動の障害	1,293	83,115,560	
VI	34-39 神経系の疾患	684	59,122,070	
VII	40-43 眼及び付属器の疾患	1,225	16,071,660	
VIII	44-50 耳及び乳様突起の疾患	192	2,369,450	
IX	51 高血圧性疾患	3,343	29,106,480	
	52 虚血性心疾患	257	11,081,200	
	53 その他型の心疾患	247	13,420,720	
	54-58 脳血管疾患	549	56,271,880	
	59-61 循環器系の疾患	74	7,955,300	
X	62-64 かぜ等の呼吸器系の疾患	149	1,588,310	
	65-66 肺炎及び急性気管支炎等	53	2,561,960	
	67-68 アレルギー性鼻炎、慢性副鼻腔炎	511	2,919,960	
	69 急性又は慢性と表示されない気管支炎	1	6,680	
	70-71 慢性閉塞性肺疾患及び喘息	363	5,714,440	
	72 その他呼吸器系の疾患	68	8,095,770	
	XI	73-75 歯及び歯の支持組織の疾患	3,594	57,358,390
		76-77 胃及び十二指腸の疾患	353	6,826,990
		78 腸のその他の疾患	117	2,010,660
		79-82 肝臓の疾患	116	1,883,980
	83 胆石症及び胆のう炎	34	5,297,610	
	84 脾臓疾患	21	1,196,500	
	85 その他消化器系の疾患	441	20,130,870	
XII	86-88 皮膚及び皮下組織の疾患	955	10,545,300	
	89-98 筋骨格系及び結合組織の疾病	1,872	57,109,710	
XIII	99-106 腎尿路生殖器系の疾患	675	26,544,160	
XIV	107-110 妊娠、分娩及び産じょく	23	591,270	
XV	111-112 周産期に発生した病態	5	155,610	
XVI	113-114 先天奇形、変形及び染色体異常	29	2,764,090	
XVII	115 異常臨床所見等で他分類不可	296	7,738,410	
XVIII	116-120 損傷、中毒及びその他の外因の影響	599	33,564,340	
	計	21,758	731,618,840	

（令和2年度）

都道府県名	北海道
保険者名	小樽市
都道府県・保険者番号	0 : 1 : - : 0 : 0 : 3

事業開始年月日	年 月 日
---------	-------

○ 一般状況

その他保険給付	出産育児	葬 祭	傷病手当	出産手当	そ の 他
	999,999,999,999円	30,000円	999,999,999,999円	0円	0円

		本年度末現在			
		(再掲) 未就学児	(再掲) 前期高齢者	(再掲) 70歳以上一般	(再掲) 70歳以上現役 並み所得者
世 帯 数		16,577			
被 保 険 者 数	総 数	23,298	359	13,055	7,973
	退職被保険者等	2	0		
	一般被保険者	23,296	359	13,055	7,973

		年度平均			
		(再掲) 未就学児	(再掲) 前期高齢者	(再掲) 70歳以上一般	(再掲) 70歳以上現役 並み所得者
世 帯 数		16,825			
被 保 険 者 数	総 数	23,753	345	13,276	7,845
	退職被保険者等	2	0		
	一般被保険者	23,751	345	13,276	7,845

		本年度末現在	年度平均			年度平均
介護保険第2号被保険者数		6,633	6,741	標準負担額の減額状況		1,937
介護保険第2号世帯数		5,865	5,950			

		本年度末現在	年度平均	世帯の継続性を認めた世帯数 (市町村内転居の場合を除く)		本年度中
特 定 世 帯 数		1,566	1,548			20
特 定 継 続 世 帯 数		214	240			

被 保 険 者 増 減 内 訳	本年度中増	転 入		社保離脱	生保廃止	出 生	後期高齢者 離脱	そ の 他	計
		605	(再掲) 他県からの転入 234						
	本年度中減	転 出		社保加入	生保開始	死 亡	後期高齢者 加入	そ の 他	計
		458	(再掲) 他県への転出 160						

本年度末現在 事務職員数	専 任	兼 任	計	一部負担割合	法定割合	そ の 他
	23	3	26		1	0

備 考						作成者 氏 名	印
--------	--	--	--	--	--	------------	---

様式 14 (市町村) 国民健康保険事業状況報告書 (事業年報) B表 (1) (市町村)
 (令和2年度)

○経理状況
 1. 収支状況及び資産・負債等の状況

都道府県名	北海道
保険者名	小樽市
都道府県・保険者番号	0 1 - 0 0 3

[1] 収入状況及び支出状況

収入				支出					
科目		収入額	(再掲)後期高齢者 支援金等分	(再掲)介護分	科目		支出額	(再掲)後期高齢者 支援金等分	(再掲)介護分
		円	円	円			円	円	円
保険料入税	一般被保険者分	医療給付費分	1,286,803,782		保険給付費	総務費	療養給付費	8,619,326,089	
		後期高齢者支援金分	420,971,020	420,971,020			療養費	62,298,693	
		介護納付金分	112,125,628				小計	8,681,624,782	
		一般被保険者等分計	1,819,900,430	420,971,020			高額療養費	1,357,602,745	
	退職被保険者分	医療給付費分	533,879				高額介護合算療養費	1,147,248	
		後期高齢者支援金分	186,342	186,342			移送費	0	
		介護納付金分	195,868				出産育児諸費	21,245,890	
		退職被保険者等分計	916,089	186,342			葬祭諸費	6,270,000	
	計	1,820,816,519	421,157,362	112,321,496			育児諸費	0	
	国庫支出金		95,810,000				その他	281,307	
都道府県支出金	保険給付費等交付金(普通交付金)	10,066,640,120		一般被保険者分計	10,068,171,972				
	保険者努力支援分	56,200,000		療養給付費	1,301,795				
	特別調整交付金分	109,102,000		療養費	2,989				
	都道府県繰入金(2号分)	61,674,000		小計	1,304,784				
	特定健康診査等負担金	17,268,000		高額療養費	234,801				
	保険給付費等交付金(特別交付金)計	244,244,000		高額介護合算療養費	0				
	財政安定化基金交付金	0		移送費	0				
	その他	4,669,000		退職被保険者等分計	1,539,585				
	計	10,315,553,120		審査支払手数料	21,502,757				
	連合会支出金	0		計	10,091,214,314				
一般会計繰入金	保険基盤安定(保険税軽減分)	416,474,784	95,987,637	24,701,544	事業費納付金	国民健康保険	療養給付費分	2,130,362,000	
	保険基盤安定(保険者支援分)	244,296,176	56,622,996	14,189,959			退職被保険者等分	7,239,000	
	職員給与費等	176,084,956					医療給付費分計	2,137,601,000	
	出産育児一時金等	14,163,927					一般被保険者分	571,497,000	571,497,000
	財政安定化支援事業	184,240,000					退職被保険者等分	8,000	8,000
	その他	858,940					後期高齢者支援金等分計	571,505,000	571,505,000
計	1,036,118,783	152,610,633	38,891,503	介護納付金分			149,384,000	149,384,000	
直診勘定繰入金	0			計			2,858,490,000	571,505,000	149,384,000
その他の収入	33,687,312			財政安定化基金拠出金			7,294		
小計(単年度収入) A	13,301,985,734	573,767,995	151,212,999	保健事業費			保健事業費	52,573,752	
					特定健康診査等事業費	47,784,015			
					健康管理センター事業費	0			
					計	100,357,767			
					保険給付費等交付金償還金	89,171,140			
					直診勘定繰出金	0			
					その他の支出	15,003,102	3,290,533	1,533,564	
					小計(単年度支出) B	13,375,710,447	574,795,533	150,917,564	
					単年度収支差(A-B)	-73,724,713	-1,027,538	295,435	

基金繰入金 C	108,694,000			基金積立金 F	32,362,599		
繰越金 D	121,515,797			前年度繰上充用金 G	0		
市町村債 E	0			公債費 H	0		
うち財政安定化基金貸付金	0			うち財政安定化基金償還金	0		
収入合計(A+C+D+E)	13,532,195,531			支出合計(B+F+G+H)	13,408,073,046		
				収支差引残(収入合計-支出合計)	124,122,485		
				うち次年度への繰越金 I	124,122,485		
				うち基金積立金 J	0		

[2] 基金保有額及び市町村債の状況

基金保有額(前年度末) K	520,093,962	市町村債残高	0
基金繰入金 C	108,694,000	うち財政安定化基金貸付金残高	0
基金積立金 F	32,362,599		
収支差引残のうち基金積立金 J	0		
その他増加額 L	0		
その他減少額 M	0		
基金保有額(K-C+F+J+L-M)	443,762,561		

[3] 資産・負債等の状況(年度末現在)

資産			負債及び純資産		
科目	金額(円)		科目	金額(円)	
基金保有額 a	443,762,561		繰上充用金(当年度赤字額) e	0	
次年度への繰越金 b	124,122,485		市町村債残高 f	0	
貸付金等 c	0		うち財政安定化基金貸付金残高	0	
その他の資産 d	0		その他の負債 g	0	
資産合計(a+b+c+d)	567,885,046		負債合計(e+f+g)	0	
			純資産(資産合計-負債合計)	567,885,046	

備考		作成者氏名	印
----	--	-------	---

様式14 (市町村) (つづき)

国民健康保険事業状況報告書 (事業年報) B表 (1) (続) (市町村)
(令和2年度)

都道府県名	北海道
保険者名	小樽市
都道府県・保険者番号	0 : 1 : - : 0 : 0 : 3

○経理状況

2. 保険料 (税) 収納状況 (一般被保険者分)

(円)

		調定額	収納額	還付未済額 (別掲)	不納欠損額	未収額	居所不明者分調定額
保険料 (税)	現年分	1,799,203,030	1,744,109,168	54,780	5,920	55,087,942	165,060
	滞納繰越分	225,100,423	75,732,922	3,560	19,855,376	129,512,125	369,960
	計	2,024,303,453	1,819,842,090	58,340	19,861,296	184,600,067	535,020

3. 保険給付費等支払状況

(円)

		支払義務額	支払済額	徴収金等	戻入未済額	未払額	
一般被保険者分 V	療養給付費	計	8,600,641,344	8,619,326,089	16,769,465	1,915,280	0
		現年度分 (再掲)	8,600,641,344	8,619,326,089	16,769,465	1,915,280	0
	療養費	計	62,218,124	62,298,693	79,681	888	0
		現年度分 (再掲)	62,218,124	62,298,693	79,681	888	0
	高額療養費		1,354,505,450	1,357,602,745	2,426,369	670,926	0
	高額介護合算療養費		1,147,248	1,147,248	0	0	0
	移送費		0	0	0	0	0
	その他の保険給付費		27,797,197	27,797,197	0	0	0

4. 市町村標準保険料 (税) 率

医療給付費分			
所得割	資産割	均等割	平等割
%	%	円	円
8.24	0.00	30,785	20,941

後期高齢者支援金分			
所得割	資産割	均等割	平等割
%	%	円	円
2.55	0.00	9,816	6,677

介護納付金分			
所得割	資産割	均等割	平等割
%	%	円	円
1.94	0.00	10,211	5,151

5. 備考

収 納 率				作成者 氏 名	印
現年分	滞納繰越分	計			
96.95%	33.70%	89.92%			
備考					

都道府県名	北海道
保険者名	小樽市
都道府県・保険者番号	0 1 - 0 0 3

4. 保険料（税）（医療給付費分）賦課徴収状況（一般被保険者分）

均一・不均 一賦課の別	① 均一賦課	(2) 不均一賦課 []
----------------	-----------	------------------

保険料 の別 保険税	①	(2)	保険料（税） 賦課方式	(1)	②	(3)	(4)	保険料（税） 徴収回数	回 10
	料	税		4方式	3方式	2方式	その他		
保険料（税） 算定額	保険料（税） 軽減額	災害等による 減免額	その他の 減免額	賦課限度額を 超える額	符号	増減額	保険料（税） 調定額		
千円 1,717,066	千円 296,845	千円 71,061	千円 2,193	千円 74,238	①増・2減	千円 1,155	千円 1,273,884		
保険料（税）算定額内訳				料（税）率					
所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割		
千円 988,110	千円 0	千円 459,974	千円 268,982	% 11.50	% 0.00	円 19,200	円 16,680		
57.54 %	0.00 %	26.79 %	15.67 %						
課税対象額		課税対象	保険料（税）	災害等による	その他の	賦課限度額を	課税対象	賦課限度額	
所得割	資産割	世帯数	軽減世帯数	減免世帯数	減免世帯数	超える世帯数	被保険者数		
千円 8,592,256	千円 0	16,951	12,754	533	154	164	23,957	千円 610	
所得割の 算定基礎	① 課税総所得金額 （基礎控除）		② 課税総所得金額 （各種控除）		③ 市町村民税の所得割額		④ 市町村民税額等		⑤その他
資産割の 算定基礎	① 固定資産税額等			② 固定資産税のうち土地家屋に係る部分の額			③その他		

備 考		作成者 氏名	印
--------	--	-----------	---

都道府県名	北海道
保険者名	小樽市
都道府県・保険者番号	0 1 - 0 0 3

5. 保険料（税）（後期高齢者支援金分）賦課徴収状況（一般被保険者分）

均一・不均 一賦課の別	① 均一賦課	(2) 不均一賦課 []
----------------	-----------	---------------------

保険料 の別 保険税	①	(2)	保険料（税） 賦課方式	(1)	②	(3)	(4)	保険料（税） 徴収回数	回 10
	料	税		4 方式	3 方式	2 方式	その他		
保険料（税） 算定額	保険料（税） 軽減額	災害等による 減免額	その他の 減免額	賦課限度額を 超える額	符号	増減額	保険料（税） 調定額		
千円 563,078	千円 96,331	千円 23,299	千円 716	千円 26,456	1 増 ・ 2 減	千円 0	千円 416,276		
保険料（税）算定額内訳				料（税）率					
所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割		
千円 326,506	千円 0	千円 149,492	千円 87,080	% 3.80	% 0.00	円 6,240	円 5,400		
57.99 %	0.00 %	26.55 %	15.46 %						
課税対象額		課税対象	保険料（税）	災害等による	その他の	賦課限度額を	課税対象	賦課限度額	
所得割	資産割	世帯数	軽減世帯数	減免世帯数	減免世帯数	超える世帯数	被保険者数		
千円 8,592,256	千円 0	16,951	12,754	533	154	179	23,957	千円 190	
所得割の 算定基礎	① 課税総所得金額 （基礎控除）		② 課税総所得金額 （各種控除）		③ 市町村民税の所得割額		④ 市町村民税額等		⑤ その他
資産割の 算定基礎	① 固定資産税額等		② 固定資産税のうち土地家屋に係る部分の額				③ その他		

備 考		作成者 氏 名	印
--------	--	------------	---

（令和2年度）

都道府県名	北海道
保険者名	小樽市
都道府県・保険者番号	0 1 - 0 0 3

6. 保険料（税）（介護納付金分）賦課徴収状況（介護保険第2号被保険者分）

均一・不均 一賦課の別	① 均一賦課	(2) 不均一賦課 []
----------------	-----------	------------------

保険料 の別 保険税	①	(2)	保険料（税） 賦課方式	(1)	②	(3)	(4)	保険料（税） 徴収回数	回 10
	料	税		4方式	3方式	2方式	その他		
保険料（税） 算定額	保険料（税） 軽減額	災害等による 減免額	その他の 減免額	賦課限度額を 超える額	符号	増減額	保険料（税） 調定額		
千円 155,360	千円 24,893	千円 11,760	千円 107	千円 9,255	1増・②減	千円 297	千円 109,048		
保険料（税）算定額内訳				料（税）率					
所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割		
千円 92,377	千円 0	千円 39,231	千円 23,752	% 3.20	% 0.00	円 5,760	円 3,960		
59.46 %	0.00 %	25.25 %	15.29 %						
課税対象額		課税対象	保険料（税）	災害等による	その他の	賦課限度額を	課税対象	賦課限度額	
所得割	資産割	世帯数	軽減世帯数	減免世帯数	減免世帯数	超える世帯数	被保険者数		
千円 2,886,781	千円 0	5,998	4,213	325	28	94	6,811	千円 160	
所得割の 算定基礎	① 課税総所得金額 （基礎控除）		② 課税総所得金額 （各種控除）		③ 市町村民税の所得割額		④ 市町村民税額等		⑤その他
資産割の 算定基礎	① 固定資産税額等		② 固定資産税のうち土地家屋に係る部分の額				③その他		

備 考		作成者 氏名	印
--------	--	-----------	---

○ 保険給付状況
1. 医療給付の状況
(1) 全体

都道府県名	北海道
保険者名	小樽市
都道府県・保険者番号	0 : 1 : - : 0 : 0 : 3

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
	件	円	円	円	円
療養の給付等	434,268	11,633,121,898	8,599,871,774	2,731,333,924	301,916,200
食事療養・生活療養（再掲）	8,546	295,025,501	183,479,211	109,040,005	2,506,285
食事療養・生活療養	132		769,570	-769,570	0
療養費等					
診療費	114	2,833,240	2,035,363	721,870	76,007
補装具	452	11,756,025	8,755,158	2,838,848	162,019
柔道整復師	6,798	53,138,824	39,683,834	12,434,847	1,020,143
アンマ・マッサージ	29	969,520	701,346	268,174	0
ハリ・キュウ	1,327	14,627,150	11,042,423	3,584,727	0
その他	0	0	0	0	0
小計	8,720	83,324,759	62,218,124	19,848,466	1,258,169
海外療養費（再掲）	0	0	0	0	0
移送費	0	0	0	0	0
計	443,120	11,716,446,657	8,662,859,468	2,750,412,820	303,174,369

(2) 前期高齢者分再掲

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
	件	円	円	円	円
療養の給付等	303,766	7,536,147,919	5,726,713,118	1,768,678,680	40,756,121
食事療養・生活療養（再掲）	4,998	145,068,943	79,758,463	64,282,790	1,027,690
食事療養・生活療養	97		628,070	-628,070	0
療養費等					
療養費	5,965	57,503,182	44,089,829	13,406,801	6,552
海外療養費（再掲）	0	0	0	0	0
移送費	0	0	0	0	0
計	309,828	7,593,651,101	5,771,431,017	1,781,457,411	40,762,673

(3) 70歳以上一般分再掲

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
	件	円	円	円	円
療養の給付等	193,182	4,827,407,950	3,838,916,619	972,071,283	16,420,048
食事療養・生活療養（再掲）	3,232	95,410,874	53,319,324	41,473,460	618,090
食事療養・生活療養	73		538,270	-538,270	0
療養費等					
療養費	3,743	38,382,313	30,705,516	7,676,797	0
海外療養費（再掲）	0	0	0	0	0
移送費	0	0	0	0	0
計	196,998	4,865,790,263	3,870,160,405	979,209,810	16,420,048

(4) 70歳以上現役並み所得者分再掲

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
	件	円	円	円	円
療養の給付等	3,970	117,761,470	81,694,547	34,808,235	1,258,688
食事療養・生活療養（再掲）	80	1,772,680	502,420	1,266,120	4,140
食事療養・生活療養	0		0	0	0
療養費等					
療養費	169	1,398,960	979,255	419,705	0
海外療養費（再掲）	0	0	0	0	0
移送費	0	0	0	0	0
計	4,139	119,160,430	82,673,802	35,227,940	1,258,688

(5) 未就学児分再掲

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
	件	円	円	円	円
療養の給付等	3,612	65,782,838	52,378,752	6,334,173	7,069,913
食事療養（再掲）	54	526,808	173,928	192,330	160,550
食事療養	0		0	0	0
療養費等					
療養費	20	577,102	461,681	48,260	67,161
海外療養費（再掲）	0	0	0	0	0
移送費	0	0	0	0	0
計	3,632	66,359,940	52,840,433	6,382,433	7,137,074

備考		作成者	氏名	印
----	--	-----	----	---

都道府県名	北海道
保険者名	小樽市
都道府県・保険者番号	0 : 1 : - : 0 : 0 : 3

2. 高額療養費の状況

		合 算 分		単 独 分			他法併用分	合 計	現物給付分 (再掲)	
		多数該当分	その他	多数該当分	長期疾病分	入院分				その他
総 数	件 数	815	10,692	2,455	1,044	4,547	3,405	1,909	24,867	12,940
	高額療養費(円)	16,107,417	81,290,300	251,810,374	83,611,126	640,173,973	98,779,158	182,733,102	1,354,505,450	1,250,279,120
(再掲) 前期 高齢者分	件 数	536	10,501	1,252	180	3,310	3,144	598	19,521	
	高額療養費(円)	10,178,478	77,615,991	137,888,615	13,970,809	453,037,164	86,622,345	37,517,853	816,831,255	
(再掲) 70歳以上 一般分	件 数	339	10,430	384	94	2,398	2,966	456	17,067	
	高額療養費(円)	4,819,727	74,774,708	33,626,884	7,589,612	275,473,950	74,968,691	18,147,194	489,400,766	
(再掲) 70歳以上現役 並み所得者分	件 数	26	18	24	19	34	1	3	125	
	高額療養費(円)	1,296,279	661,365	3,913,969	1,728,662	5,226,577	50,999	1,740	12,879,591	
(再掲) 未就学児分	件 数	0	5	0	0	20	0	11	36	
	高額療養費(円)	0	100,431	0	0	911,518	0	3,314,968	4,326,917	
長期高額特定疾病該当者数								58 人		

3. 高額介護合算療養費の状況

件 数 (件)	42
給付額 (円)	1,147,248

4. その他の保険給付の状況

	出産育児給付	葬祭給付	傷病手当金	出産手当金	その他任意給付	計
件 数 (件)	51	209	4	0	0	264
給付額 (円)	21,404,000	6,270,000	281,307	0	0	27,955,307

備 考		作成者 氏 名	印
--------	--	------------	---

都道府県名	北海道
保険者名	小樽市
都道府県・保険者番号	0 1 - 0 0 3

5. 療養の給付等内訳

(1) 全体

		件数	日数	費用額
診療費	入院	8,851 件	163,042 日	5,214,465,940 円
	入院外	211,947	299,662	3,126,227,607
	歯科	44,719	90,375	743,794,390
	小計	265,517	553,079	9,084,487,937
調剤		168,456	(196,718 枚)	2,228,214,540
食事療養・生活療養		(8,546)	(445,693 回)	295,025,501
訪問看護		295	1,839	25,393,920
合計		434,268	554,918	11,633,121,898

(2) 前期高齢者分再掲

		件数	日数	費用額
診療費	入院	5,193 件	82,144 日	3,303,147,660 円
	入院外	149,169	204,631	2,047,419,636
	歯科	27,807	56,847	475,897,730
	小計	182,169	343,622	5,826,465,026
調剤		121,466	(139,696 枚)	1,547,672,320
食事療養・生活療養		(4,998)	(215,510 回)	145,068,943
訪問看護		131	1,074	16,941,630
合計		303,766	344,696	7,536,147,919

(3) 70歳以上一般分再掲

		件数	日数	費用額
診療費	入院	3,357 件	54,026 日	2,130,260,350 円
	入院外	95,072	131,425	1,309,726,626
	歯科	16,799	34,505	290,371,740
	小計	115,228	219,956	3,730,358,716
調剤		77,860	(89,781 枚)	987,345,220
食事療養・生活療養		(3,232)	(141,738 回)	95,410,874
訪問看護		94	862	14,293,140
合計		193,182	220,818	4,827,407,950

(4) 70歳以上現役並み所得者分再掲

		件数	日数	費用額
診療費	入院	80 件	990 日	52,923,360 円
	入院外	1,913	2,566	33,552,930
	歯科	446	895	9,182,510
	小計	2,439	4,451	95,658,800
調剤		1,531	(1,709 枚)	20,329,990
食事療養・生活療養		(80)	(2,620 回)	1,772,680
訪問看護		0	0	0
合計		3,970	4,451	117,761,470

(5) 未就学児分再掲

		件数	日数	費用額
診療費	入院	72 件	563 日	39,378,190 円
	入院外	1,929	2,580	15,429,120
	歯科	273	449	3,439,210
	小計	2,274	3,592	58,246,520
調剤		1,336	(1,680 枚)	6,934,630
食事療養		(54)	(803 回)	526,808
訪問看護		2	4	74,880
合計		3,612	3,596	65,782,838

備考		作成者 氏名	印
----	--	-----------	---

様式 17 (市町村)

国民健康保険退職者医療事業状況報告書 (退職者医療事業年報) E表 (1) (市町村)

退職者医療にかかる一般状況・経理状況

(令和2年度)

都道府県名	北海道
保険者名	小樽市
都道府県・保険者番号	0 1 - 0 0 3

○一般状況

		本年度末現在	
			(再掲) 未就学児
世帯数	単独世帯	1	
	混合世帯	0	
退職被保険者等数	退職被保険者	1	
	被扶養者	1	0
	計	2	0

		年度平均	
			(再掲) 未就学児
世帯数	単独世帯	1	
	混合世帯	0	
退職被保険者等数	退職被保険者	1	
	被扶養者	1	0
	計	2	0

○経理状況

1. 収入状況及び支出状況

収 入		支 出	
科 目	収 入 額 (円)	科 目	支 出 額 (円)
保険料(税) 医療給付費分	533,879	医 療 給 付 費	療養給付費 1,301,795
保険給付費等交付金(普通交付金)	1,532,438		療養費 2,989
その他の収入	42,300		小 計 1,304,784
合 計	2,108,617		高額療養費 234,801
			高額介護合算療養費 0
			移送費 0
			計 1,539,585
		国民健康保険事業費納付金(医療給付費分) 7,239,000	
		その他の支出 838	
		前年度繰上充用金 0	
		合 計 8,779,423	

2. 保険料(税) 収納状況

	調 定 額	収 納 額	還付未済額(別掲)	不 納 欠 損 額	未 収 額	居所不明者分調定額
現 年 分	26,520	26,520	0	0	0	0
滞 納 繰 越 分	1,425,770	889,569	0	0	536,201	0
計	1,452,290	916,089	0	0	536,201	0

3. 医療給付支払状況

		支払義務額	支払済額	徴収金等	戻入未済額	未 払 額
療養給付費	計	1,301,795	1,301,795	0	0	0
	現年度分(再掲)	1,301,795	1,301,795	0	0	0
療 養 費	計	2,989	2,989	0	0	0
	現年度分(再掲)	2,989	2,989	0	0	0
高 額 療 養 費		234,801	234,801	0	0	0
高 額 介 護 合 算 療 養 費		0	0	0	0	0
移 送 費		0	0	0	0	0

4. 備考

収 納 率	現 年 分	滞 納 繰 越 分	計			
		100.00%	62.39%	63.08%		
備 考				作成者 氏 名	印	

様式 17-2

国民健康保険退職者医療事業状況報告書（退職者医療事業年報）E表（2）

（令和2年度）

都道府県名	北海道
保険者名	小樽市
都道府県・保険者番号	0 : 1 - 0 : 0 : 3

4. 保険料（税）（医療給付費分）賦課徴収状況

均一・不均 一賦課の別	① 均一賦課	(2) 不均一賦課 []
----------------	-----------	---------------------

保険料（税） 算定額	保険料（税） 軽減額	災害等による 減免額	その他の 減免額	賦課限度額を 超える額	符号	増減額	保険料（税） 調定額
千円 55	千円 39	千円 0	千円 0	千円 0	①増・2減	千円 1	千円 17
保険料（税）算定額内訳				/			
所得割	資産割	均等割	平等割				
千円 0	千円 0	千円 38	千円 17				
0.00 %	0.00 %	69.09 %	30.91 %				
課税対象額		課税対象	保険料（税）	災害等による	その他の	賦課限度額を	課税対象
所得割	資産割	世帯数	軽減世帯数	減免世帯数	減免世帯数	超える世帯数	被保険者数
千円 0	千円 0	1	1	0	0	0	2

備 考		作成者	
		氏名	印

国民健康保険退職者医療事業状況報告書（退職者医療事業年報）E表（3）

（令和2年度）

都道府県名	北海道
保険者名	小樽市
都道府県・保険者番号	0 : 1 - 0 : 0 : 3

5. 保険料（税）（後期高齢者支援金分）賦課徴収状況

均一・不均 一賦課の別	① 均一賦課	(2) 不均一賦課 []
----------------	-----------	---------------------

保険料（税） 算定額	保険料（税） 軽減額	災害等による 減免額	その他の 減免額	賦課限度額を 超える額	符号	増減額	保険料（税） 調定額				
千円 18	千円 13	千円 0	千円 0	千円 0	1増・2減	千円 0	千円 5				
保険料（税）算定額内訳				/							
所得割	資産割	均等割	平等割								
千円 0	千円 0	千円 13	千円 5								
0.00 %	0.00 %	72.22 %	27.78 %	/							
課税対象額		課税対象	保険料（税）					災害等による	その他の	賦課限度額を	課税対象
所得割	資産割	世帯数	軽減世帯数					減免世帯数	減免世帯数	超える世帯数	被保険者数
千円 0	千円 0	1	1	0	0	0	2				

備 考		作成者	
		氏名	印

退職者医療にかかる医療給付状況

（令和2年度）

都道府県名	北海道
保険者名	小樽市
都道府県・保険者番号	0 : 1 : - : 0 : 0 : 3

○ 保険給付状況

1. 医療給付の状況

(1) 全体

		件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分	
		件	円	円	円	円	
療養の給付等		64	1,863,125	1,301,795	547,703	13,627	
食事療養（再掲）		2	49,425	32,205	17,220	0	
療養費等	食事療養	0		0	0	0	
	療養費	診療費	0	0	0	0	0
		補装具	0	0	0	0	0
		柔道整復師	2	4,270	2,989	1,281	0
		アンマ・マッサージ	0	0	0	0	0
		ハリ・キウ	0	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0	0
		小計	2	4,270	2,989	1,281	0
	海外療養費（再掲）	0	0	0	0	0	
	移送費	0	0	0	0	0	
計	66	1,867,395	1,304,784	548,984	13,627		

(2) 未就学児分再掲

		件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
		件	円	円	円	円
療養の給付等		0	0	0	0	0
食事療養（再掲）		0	0	0	0	0
療養費等	食事療養	0		0	0	0
	療養費	0	0	0	0	0
	海外療養費（再掲）	0	0	0	0	0
	移送費	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0

2. 高額療養費の状況

		合算分		単独分			他法併用分	合計	現物給付分 （再掲）
		多数該当分	その他	多数該当分	長期疾病分	入院分			
総数	件数	0	0	0	0	2	0	2	2
	高額療養費(円)	0	0	0	0	234,801	0	234,801	234,801
(再掲) 未就学児分	件数	0	0	0	0	0	0	0	0
	高額療養費(円)	0	0	0	0	0	0	0	0
長期高額特定疾病該当者数							0人		

3. 高額介護合算療養費の状況

件数(件)	0
給付額(円)	0

備考		作成者 氏名	印
----	--	-----------	---

退職者医療にかかる医療給付状況

（令和2年度）

都道府県名	北海道
保険者名	小樽市
都道府県・保険者番号	0 : 1 : - : 0 : 0 : 3

4. 療養の給付等内訳

（1）全体

		退職被保険者分			被扶養者分		
		件数	日数	費用額	件数	日数	費用額
診療費	入院	2	34	1,018,670	0	0	0
	入院外	27	42	364,970	2	3	26,400
	歯科	3	7	164,660	4	11	44,460
	小計	32	83	1,548,300	6	14	70,860
	調剤	24	(36 枚)	189,720	2	(3 枚)	4,820
	食事療養	(2)	(82 回)	49,425	(0)	(0 回)	0
	訪問看護	0	0	0	0	0	0
	合計	56	83	1,787,445	8	14	75,680

（2）未就学児分再掲

		被扶養者分		
		件数	日数	費用額
診療費	入院	0	0	0
	入院外	0	0	0
	歯科	0	0	0
	小計	0	0	0
	調剤	0	(0 枚)	0
	食事療養	(0)	(0 回)	0
	訪問看護	0	0	0
	合計	0	0	0

備考		作成者 氏名	印
----	--	-----------	---

○小樽市国民健康保険条例

昭和34年3月24日条例第10号
最近改正 平成31年3月19日条例第4号
令和2年3月17日条例第8号
令和2年4月23日条例第16号
令和2年12月22日条例第34号
令和3年3月19日条例第10号

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 被保険者としなない者（第6条）
- 第3章 保険給付（第7条・第8条）
- 第4章 保健事業（第9条）
- 第5章 保険料（第10条—第27条の3）
- 第6章 雑則（第28条・第29条）
- 第7章 罰則（第30条—第33条）

付則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 市が行う国民健康保険の事務については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

（国民健康保険事業の運営に関する協議会）

第2条 国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第11条第2項の規定により本市に設置された国民健康保険事業の運営に関する協議会（以下「協議会」という。）の名称は、小樽市国民健康保険運営協議会とする。

2 協議会の委員の定数は次のとおりとし、委員は市長が委嘱する。

- (1) 被保険者を代表する委員 3人
- (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 3人
- (3) 公益を代表する委員 3人
- (4) 被用者保険等被保険者を代表する委員 2人

第3条 前条に定めるもののほか、協議会について必要な事項は、市長が定める。

第4条及び第5条 削除

第2章 被保険者としなない者

第6条 養護老人ホームに収容されている者であつて、1月当たりの収入の額が2,000円以下であるものは、被保険者としなない。

第3章 保険給付

（出産育児一時金）

第7条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として40万4千円を支給する。ただし、病院、診療所、助産所その他の者であつて、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条各号に掲げる要件のいずれにも該当するものによる医学的管理の下における出産であると市長が認めるときは、40万4千円に、同条第1号に規定する保険契約に関し被保険者が追加的に必要となる費用の額を基準として、3万円を超えない範囲内で規則で定める額を加算した額を支給するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、次の各号のいずれかの法律の規定により、

これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。次条第2項において同じ。）
- (4) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
（葬祭費）

第8条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費として3万円を支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）の規定により、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

第4章 保健事業

第9条 市は、高齢者医療確保法第20条の規定による特定健康診査（以下単に「特定健康診査」という。）及び高齢者医療確保法第24条の規定による特定保健指導のほか、被保険者の健康の保持増進のため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 健康教育
 - (2) 感染症その他の疾病の予防
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、被保険者の健康の保持増進のため必要な事業
- 2 市は、特定健康診査を受けた被保険者に、規則で定めるところにより、当該特定健康診査に要する費用の一部を負担させることができる。

第5章 保険料

（納付義務者）

第10条 保険料は、国民健康保険の被保険者である世帯主（以下「納付義務者」という。）に課する。

- 2 国民健康保険の被保険者の資格がない世帯主であつて、当該世帯内に国民健康保険の被保険者がある場合においては、当該世帯主を納付義務者とみなして保険料を課する。

（保険料の賦課額）

第11条 保険料の賦課額は、世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「政令」という。）第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）及び後期高齢者支援金等賦課額（同項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）並びに介護納付金賦課被保険者（同項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）の合算額とする。

（一般被保険者に係る基礎賦課総額）

第12条 保険料の賦課額のうち一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下単に「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額（第21条の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

- (1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 療養の給付に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額

イ 国民健康保険事業費納付金（法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。）の納付に要する費用（北海道が行う国民健康保険の一般被

保険者に係るものに限る。北海道の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額

ウ 法第81条の2第4項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額

エ 法第81条の2第9項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額

オ 保健事業に要する費用の額

カ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに北海道が行う国民健康保険の一般被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（北海道の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額を除く。）

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法第74条の規定による補助金の額

イ 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（北海道の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。）に係るものを除く。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）の額

ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金（エにおいて「国民健康保険保険給付費等交付金」という。）（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用（法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）の額

エ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）を除く。）の額

（一般被保険者に係る基礎課税額）

第13条 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る基礎課税額は、当該世帯に属する一般被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額）の合計額とする。

（一般被保険者に係る基礎課税額の所得割額の算定）

第14条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条

の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第21条第1項第1号において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。第21条において「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に、第16条第1項第1号に規定する所得割の保険料率を乗じて算定する。

- 2 前項の総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額の算定においては、地方税法第313条第9項中雑損失に係る部分の規定を適用しないものとする。

第15条 削除

（一般被保険者に係る基礎課税額の保険料率）

第16条 一般被保険者に係る基礎課税額の保険料率は、次のとおりとする。

- (1) 所得割 一般被保険者に係る基礎課税総額の100分の47に相当する額を一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の総額で除して得た数
- (2) 被保険者均等割 一般被保険者に係る基礎課税総額の100分の31に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額
- (3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 一般被保険者に係る基礎課税総額の100分の22に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における一般被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。）の数に2分の1を乗じて得た数と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。）の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額

ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額

- 2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第4位以下又は10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

- 3 市長は、第1項に規定する保険料率を決定したときは、速やかに告示しなければならない。

（退職被保険者等に係る基礎課税額）

第16条の2 保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る基礎課税額は、当該世帯に属する退職被保険者等につき算定

した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額（退職被保険者等と一般被保険者等が同一の世帯に属する場合には、所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額）とする。

（退職被保険者等に係る基礎課額の所得割額の算定）

第16条の3 前条の所得割額は、退職被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等に、第16条第1項第1号に規定する所得割の保険料率を乗じて算定する。

（退職被保険者等に係る基礎課額の被保険者均等割額の算定）

第16条の4 第16条の2の被保険者均等割額は、第16条の規定により算定した額と同額とする。

（退職被保険者等に係る基礎課額の世帯別平等割額の算定）

第16条の5 第16条の2の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 次号又は第3号に掲げる世帯以外の世帯 第16条第1項第3号アに定めるところにより算定した額
- (2) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者（法附則第6条第1項に規定する退職被保険者をいう。以下同じ。）が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。） 第16条第1項第3号イに定めるところにより算定した額
- (3) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。） 第16条第1項第3号ウに定めるところにより算定した額

（基礎課限度額）

第16条の6 第13条又は第16条の2の基礎課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第13条の基礎課額と第16条の2の基礎課額との合算額をいう。第20条及び第21条第1項において同じ。）は、63万円を超えることができない。

（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額）

第16条の6の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額（第21条の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

- (1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（北海道の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分であつて、北海道が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限る。次号において同じ。）
- (2) 当該年度における次に掲げる額の合算額
 - ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額
 - イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額）

第16条の6の3 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する一般被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額）の合計額とする。

（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定）

第16条の6の4 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条第1項第1号に規定する所得割の保険料率を乗じて算定する。

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第16条の6の5 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- (1) 所得割 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の47に相当する額を一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の総額で除して得た数
- (2) 被保険者均等割 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の31に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額
- (3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額
 - ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の22に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における一般被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額
 - イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額
 - ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額

2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第4位以下又は10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

3 市長は、第1項に規定する保険料率を決定したときは、速やかに告示しなければならない。

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額)

第16条の6の6 保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額(退職被保険者等と一般被保険者とが同一の世帯に属する場合には、所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額)とする。

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定)

第16条の6の7 前条の所得割額は、退職被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等に、第16条の6の5第1項第1号に規定する所得割の保険料率を乗じて算定する。

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額の算定)

第16条の6の8 第16条の6の6の被保険者均等割額は、第16条の6の5の規定により算定した額と同額とする。

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の世帯別平等割額の算定)

第16条の6の9 第16条の6の6の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 次号又は第3号に掲げる世帯以外の世帯 第16条の6の5第1項第3号アに定めるところにより算定した額
- (2) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) 第16条の6の5第1項第3号イに定めるところにより算定した額
- (3) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) 第16条の6の5第1項第3号ウに定めるところにより算定した額

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第16条の6の10 第16条の6の3又は第16条の6の6の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第16条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額と第16条の6の6の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第20条及び第21条第4項において読み替えて準用する同条第1項において同じ。)は、19万円を超えることができない。

(介護納付金賦課総額)

第16条の7 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第21条の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

- (1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(北海道の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。)
- (2) 当該年度における次に掲げる額の合算額
 - ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額
 - イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(介護納付金賦課額)

第16条の8 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額は、当該世帯に属する介護納付金賦課被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額とする。

(介護納付金賦課額の所得割額の算定)

第16条の9 前条の所得割額は、介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、第16条の11第1項第1号に規定する所得割の保険料率を乗じて算定する。

第16条の10 削除

(介護納付金賦課額の保険料率)

第16条の11 介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- (1) 所得割 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課総額の100分の47に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の総額で除して得た数
 - (2) 被保険者均等割 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課総額の100分の31に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額
 - (3) 世帯別平等割 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課総額の100分の22に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の属する世帯の数等を勘案して算定した数で除して得た額
- 2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第4位以下又は10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。
- 3 市長は、第1項に規定する保険料率を決定したときは、速やかに告示しなければならない。

(介護納付金賦課限度額)

第16条の12 介護納付金賦課額は、17万円を超えることができない。

(賦課期日)

第17条 保険料の賦課期日は、4月1日とする。

(普通徴収に係る保険料の納期及び納付額)

第18条 普通徴収に係る保険料は、6月から翌年の3月までの10期に分けて納付するものとし、各期の納期は、毎月1日から末日までとする。ただし、12月の納期限は、同月28日とする。

- 2 前項の規定による普通徴収に係る保険料の各納期の納付額は、保険料の賦課額の10分の1の額とする。ただし、その納付額に10円未満の端数があるときは、最初の納期において徴収する。
- 3 前2項の規定にかかわらず、普通徴収に係る保険料の納期及び納付額の変更を必要とする場合は、市長が定める。

第19条 削除

(納付義務の発生、消滅等に伴う保険料の算定)

- 第20条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生した場合又は一の世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少した場合若しくは一の世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となり、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなり、若しくは政令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下単に「特例対象被保険者等」という。）となった場合における当該納付義務者に係る第13条若しくは第16条の2の基礎課税額及び第16条の6の3若しくは第16条の6の6の後期高齢者支援金等賦課額（被保険者数が増加し、若しくは減少した場合（特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少したときを除く。）又は特例対象被保険者等となった場合における当該納付義務者に係る基礎課税額及び後期高齢者支援金等賦課額の世帯別平等割額を除く。）又は介護納付金賦課額（次条の規定によりこれらの減額が行われる場合には、当該減額後の額とする。以下この条において「基礎課税額等」という。）の算定は、それぞれ、その納付義務が発生した日又は被保険者数が増加し、若しくは減少した日（法第6条第1号から第8号までのいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）若しくは一の世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となり、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなり、若しくは特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもって行う。
- 2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る基礎課税額等の算定は、その納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までのいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）の属する月の前月まで、月割をもって行う。

(保険料の減額)

- 第21条 次の各号のいずれかに該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎課税額は、第13条又は第16条の2の基礎課税額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（その額が第16条の6に規定する限度額を超える場合にあつては、同条に規定する限度額）とする。

- (1) 賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）において納付義務者並びにその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（以下この項において「納付義務者等」という。）につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の合算額が地方税法第314条の2第2項第1号に規定する控除金額（納付義務者等のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公

的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあっては、地方税法第314条の2第2項第1号に規定する控除金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額を超えない世帯に係る納付義務者については、アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア 当該年度分の基礎課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

イ 当該年度分の基礎課額の世帯別平等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

- (2) 前号の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に規定する控除金額(納付義務者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に規定する控除金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納付義務者(前号に該当する者を除く。)については、アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア 当該年度分の基礎課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

イ 当該年度分の基礎課額の世帯別平等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

- (3) 第1号の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に規定する控除金額(納付義務者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に規定する控除金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納付義務者(前2号に該当する者を除く。)については、アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア 当該年度分の基礎課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

イ 当該年度分の基礎課額の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

- 2 前項の総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額の算定においては、地方税法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、かつ、所得税法第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとする。
- 3 市長は、当該納付義務者又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者の前年からの所得の状況の著しい変化その他の事情により第1項第3号の規定による保険料の減額が適当でないとする場合には、当該減額を行わないものとする。
- 4 前3項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条又は第16条の2」とあるのは「第16条の6の3又は第16条の6の6」と、「第16条の6」とあるのは「第16条の6の10」と読み替えるものとする。
- 5 第1項から第3項までの規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条又は第16条の2の基礎課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第16条の6」とあるのは「第16条の12」と、「基礎課額の」とあるのは「介護納付金賦課額の」と読み替えるものとする。

(特例対象被保険者等に係る特例)

第21条の2 納付義務者又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第14条第1項及び前条第1項の規定の適用については、第14条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「所得の金額(同法)」とあるのは「所得の金額(地方税法)」と、

前条第1項第1号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。以下この項及び次項において同じ。）」と、「所得の金額（同法）」とあるのは「所得の金額（地方税法）」とする。

（保険料の額の通知）

第22条 保険料の額が定まったとき又はその額に変更があったときは、市長は、速やかにこれを納付義務者に通知しなければならない。

（督促）

第23条 納付義務者が納期限までに保険料を完納しないときは、納期限後20日以内に、督促状を発しなければならない。ただし、第26条の規定により保険料の納付を猶予する場合は、この限りでない。

（延滞金）

第24条 保険料の納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額が2,000円以上（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）であるときは、当該金額につき年14.6パーセント（納期限の翌日から3月を経過する日までの期間及び第26条の規定により保険料の徴収を猶予した期間（付則第4条において「徴収猶予期間」という。）については、年7.3パーセント）の割合をもって計算した金額に相当する延滞金を加算して納付しなければならない。

2 前項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

（端数計算等）

第25条 保険料の所得割額を計算する場合において、その計算の基準額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

2 保険料の基礎課税額又は介護納付金賦課額の確定金額に10円未満の端数があるときは、それぞれ、その端数金額を切り捨てる。

3 延滞金に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

（徴収猶予）

第26条 市長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することにより、その納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度とし、1年以内の期限を限って徴収を猶予することができる。

(1) 納付義務者が資産について震災、風水害その他の自然災害又は火災により損害を受けたとき。

(2) 納付義務者がその事業又は業務を廃止し、又は休止したとき。

(3) 納付義務者がその事業又は業務について甚大な損害を受けたとき。

(4) 前3号に掲げる理由に類する理由があると認めるとき。

2 前項の申請をしようとする者は、申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（保険料の減免）

第27条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められるものに対し、保険料を減免することができる。

(1) 前条第1項各号に規定する災害等により生活が著しく困難になったと認められる者

(2) 次のいずれにも該当する者（資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。）の属する世帯の納付義務者

ア 被保険者の資格を取得した日において、65歳以上である者

イ 被保険者の資格を取得した日の前日において、次のいずれかに該当する者（当該資格を取得した日において、

高齢者医療確保法の規定による被保険者となった者に限る。)の被扶養者であった者

(ア) 健康保険法の規定による被保険者。ただし、同法第3条第2項の規定による日雇特例被保険者を除く。

(イ) 船員保険法の規定による被保険者

(ウ) 国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員

(エ) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)の規定による私立学校教職員共済制度の加入者

(オ) 健康保険法第126条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者。ただし、同法第3条第2項ただし書の規定による承認を受けて同項の規定による日雇特例被保険者とならない期間内にある者及び同法第126条第3項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納した者を除く。

(3) その他市長が別に定める事由に該当する者

2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、速やかに、申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(保険料に関する申告)

第27条の2 保険料の納付義務者は、5月20日(保険料の賦課期日後に納付義務が発生した者は、資格取得届出の日)までに、当該納付義務者及びその世帯に属する被保険者の所得その他市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、当該納付義務者及びその世帯に属する被保険者の前年中の所得につき地方税法第317条の2第1項の申告書が市長に提出されている場合又は当該納付義務者及びその世帯に属する被保険者が同項ただし書に規定する者(同項ただし書の条例で定める者を除く。)である場合においては、この限りでない。

(特例対象被保険者等に係る届出)

第27条の3 特例対象被保険者等の属する世帯の納付義務者は、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

(1) 氏名、住所及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。)

(2) 特例対象被保険者等の氏名

(3) 離職年月日

(4) 離職理由

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 前項の規定による届出に当たり、特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第17条の2第1項第1号に規定する雇用保険受給資格者証の提示を求められた場合においては、これを提示しなければならない。

第6章 雑則

第28条 削除

(委任)

第29条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

第7章 罰則

第30条 納付義務者が法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をしたとき又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じないときは、10万円以下の過料に処する。

第31条 納付義務者又は納付義務者であった者が正当な理由なしに、法第113条の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同条の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料に処する。

第32条 偽りその他不正の行為により保険料その他法の規定による徴収金の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額

の5倍に相当する金額以下の過料に処する。

第33条 前3条の過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、発行の日から起算して10日以上を経過した日とする。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行し、昭和34年1月1日から適用する。ただし、第7章の罰則規定については、昭和34年4月1日から施行する。

第2条 削除

(公的年金等所得に係る保険料の減額課税の特例)

第3条 当分の間、納付義務者又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第21条第1項の規定の適用については、同項第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）及び」と、「所得の金額（同法）とあるのは「所得の金額（地方税法）と、「110万円」とあるのは「125万円」する。

(延滞金の割合の特例)

第4条 当分の間、第24条第1項に規定する延滞金（徴収猶予期間に係る延滞金を除く。）の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。以下同じ。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

2 当分の間、第24条第1項に規定する延滞金（徴収猶予期間に係る延滞金に限る。）の年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の猶予特例基準割合（平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該猶予特例基準割合とする。

第5条 削除

(平成31年度以降の保険料の減免の特例)

第6条 当分の間、平成31年度以降の保険料（所得割額に限る。）の減免に係る第27条第1項の規定の適用については、同項第2号中「該当する者（資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。）」とあるのは、「該当する者」とする。

(平成27年度における後期高齢者支援金等賦課限度額及び介護納付金賦課限度額の特例)

第7条 平成27年度分の保険料に係る第16条の6の10及び第16条の12の規定の適用については、第16条の6の10中「16万円」とあるのは「15万円」と、第16条の12中「14万円」とあるのは「13万円」とする。

(平成29年度における基礎賦課限度額及び後期高齢者支援金等賦課限度額の特例)

第8条 平成29年度分の保険料に係る第16条の6及び第16条の6の10の規定の適用については、第16条の6中「54万円」とあるのは「52万円」と、第16条の6の10中「19万円」とあるのは「17万円」とする。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)

第9条 給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健

機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。以下同じ。)に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

- 2 傷病手当金の支給期間は、前項の規定による労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日の初日(以下「就労不能起算日」という。)から起算して1年6月を超えないものとする。
- 3 傷病手当金の額は、1日につき、就労不能起算日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額(その金額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。)の3分の2に相当する金額(その金額に、50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げるものとする。)とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額(その金額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。)の3分の2に相当する金額(その金額に、50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げるものとする。)を超えるときは、その金額とする。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整)

第10条 前条の規定にかかわらず、新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けすることができる給与等の額が、前条第3項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

第11条 前条に規定する者が、その受けすることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかったときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかった場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同条ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

- 2 前項の規定により市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

付 則 (昭34. 10. 24条例34)

付 則 (昭35. 3. 21条例5)

付 則 (昭36. 4. 3条例17)

付 則 (昭37. 3. 28条例11)

付 則 (昭37. 12. 25条例39)

付 則 (昭38. 3. 20条例7)

付 則 (昭38. 12. 24条例26)

付 則 (昭39. 3. 24条例22)

付 則 (昭40. 7. 17条例20)

付 則 (昭41. 7. 18条例26)

付 則 (昭42. 3. 20条例8)

付 則 (昭42. 7. 22条例19)

付 則 (昭43. 7. 22条例30)

付 則 (昭44. 3. 22条例10)

付 則 (昭45. 7. 16条例26)

付 則 (昭46. 7. 23条例19)

付 則 (昭49. 3. 29条例9)

付 則 (昭50. 5. 31条例9)

付 則 (昭50. 7. 16条例15)

付 則 (昭51. 3. 30条例19)

付 則 (昭52. 3. 26条例10)

付 則 (昭52. 7. 26条例34)

付 則 (昭53. 3. 29条例8)

付 則 (昭54. 3. 13条例9)

付 則 (昭54. 7. 17条例15)

付 則 (昭55. 3. 25条例9)

付 則 (昭55. 12. 22条例33)

付 則 (昭56. 3. 20条例9)

付 則 (昭56. 7. 1条例25)

付 則 (昭57. 3. 29条例9)

付 則 (昭57. 6. 30条例24)

付 則 (昭57. 12. 22条例36)

付 則 (昭58. 7. 14条例12)

付 則 (昭59. 7. 2条例49)

付 則 (昭60. 3. 25条例5)

付 則 (昭60. 7. 1条例18)

付 則 (昭60. 12. 21条例30)

付 則 (昭61. 3. 29条例5)

付 則 (昭61. 7. 25条例21)

付 則 (昭61. 12. 22条例31)	付 則 (昭62. 7. 21条例15)	付 則 (昭63. 5. 31条例13)
付 則 (昭63. 7. 4条例20)	付 則 (平元 1. 8条例1)	附 則 (平元 3. 31条例17)
付 則 (平元 6. 27条例52)	付 則 (平2. 3. 30条例9)	附 則 (平3. 3. 12条例2)
付 則 (平3. 7. 18条例19)	附 則 (平4. 3. 31条例14)	附 則 (平5. 3. 26条例8)
附 則 (平6. 3. 28条例6)	附 則 (平6. 3. 31条例10)	附 則 (平6. 9. 30条例25)
附 則 (平6. 12. 26条例36)	附 則 (平7. 3. 15条例8)	附 則 (平7. 3. 31条例14)
附 則 (平8. 3. 25条例4)	附 則 (平9. 3. 28条例4)	附 則 (平10. 3. 26条例9)
附 則 (平10. 6. 25条例18)	附 則 (平11. 3. 17条例8)	附 則 (平11. 3. 31条例11)
附 則 (平11. 12. 24条例35)	附 則 (平12. 3. 27条例38)	附 則 (平13. 3. 26条例6)
附 則 (平13. 6. 29条例14)	附 則 (平14. 3. 25条例13)	附 則 (平14. 9. 30条例39)
附 則 (平15. 3. 18条例8)	附 則 (平15. 12. 24条例40)	附 則 (平16. 3. 23条例15)
附 則 (平17. 3. 25条例9)	附 則 (平17. 5. 31条例19)	附 則 (平17・10. 19条例50)
附 則 (平18. 3. 27条例9)	附 則 (平18. 5. 29条例22)	附 則 (平18. 9. 26条例51)
附 則 (平19. 3. 14条例10)	附 則 (平19. 9. 28条例31)	附 則 (平20. 3. 21条例10)
附 則 (平20. 10. 3条例31)	附 則 (平20. 12. 26条例53)	附 則 (平21. 3. 23条例11)
附 則 (平21. 6. 30条例26)	附 則 (平21. 12. 22条例39)	附 則 (平22. 3. 23条例5)
附 則 (平22. 5. 25条例15)	附 則 (平22. 6. 1条例16)	附 則 (平23. 3. 31条例6)
附 則 (平23. 5. 25条例8)	附 則 (平25. 3. 29条例25)	附 則 (平25. 12. 24条例39)
附 則 (平26. 3. 24条例8)	附 則 (平26. 12. 26条例31)	附 則 (平27. 3. 18条例16)
附 則 (平27. 3. 30条例25)	附 則 (平28. 3. 23条例23)	附 則 (平29. 3. 24条例29)
附 則 (平30. 3. 23条例7)	附 則 (平30. 3. 29条例18)	附 則 (平31. 3. 19条例4)
附 則 (令2. 3. 17条例8)	附 則 (令2. 4. 23条例16)	

附 則 (令2. 12. 22条例34)

(施行期日)

1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(延滞金に関する経過措置)

2 第1条の規定による改正後の小樽市債権管理条例附則第2項の規定、第2条の規定による改正後の小樽市国民健康保険条例付則第4条の規定、第3条の規定による改正後の小樽市介護保険条例附則第7条の規定、第4条の規定による改正後の小樽市後期高齢者医療に関する条例附則第2項の規定及び第5条の規定による改正後の小樽市水洗便所等改造資金貸付条例附則第2項の規定は、この条例の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

附 則 (令3. 3. 19条例10)

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、付則第9条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の小樽市国民健康保険条例の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度分までの保険料については、なお従前の例による。

○小樽市国民健康保険条例施行規則

昭和42年7月14日

規則第43号

最近改正 令和2年12月17日規則第42号

令和3年3月19日規則第17号

(趣旨)

第1条 小樽市国民健康保険条例(昭和34年小樽市条例第10号。以下「条例」という。)の施行に関しては、別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則において「法」とは国民健康保険法(昭和33年法律第192号)を、「政令」とは国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)を、「省令」とは国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号)をいう。

(届出等に係る様式)

第3条 次の各号に掲げる届出書又は申請書の様式は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 国民健康保険被保険者(資格取得・適用開始)届 様式第1号
- (2) 国民健康保険被保険者(資格喪失・適用終了)届 様式第2号
- (3) 国民健康保険被保険者証交付申請書 様式第3号
- (4) 修学中の者に関する届出書 様式第3号
- (5) 世帯主・住所・氏名・個人番号変更届 様式第3号
- (6) 介護保険適用除外申請書 様式第3号
- (7) 退職被保険者(被扶養者)資格取得届 様式第4号
- (8) 退職被保険者(被扶養者)資格喪失届 様式第5号

(被保険者台帳)

第4条 市長は、被保険者の属する世帯別に被保険者台帳を備えるものとする。

- 2 市長は、被保険者に係る異動、変更等の状況及び療養の給付状況を明らかにするため、必要事項を被保険者台帳に記載するものとする。
- 3 市長は、第1項の台帳を磁気テープ(これに準じる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。)をもって調整することができる。

(国民健康保険異動届処理一覧)

第5条 市長は、被保険者が法第7条又は法第8条の規定により、資格を取得し、又は資格を喪失したときは、速やかに、その旨を国民健康保険異動届処理一覧(様式第6号)に記載するものとする。

(国民健康保険資格異動者一覧)

第5条の2 市長は、被保険者が法附則第6条の規定により退職被保険者若しくは退職被保険者の被扶養者(以下「退職被保険者等」という。)となったとき又は退職被保険者等でなくなったときは、速やかに、その旨を国民健康保険資格異動者一覧(様式第7号)に記載するものとする。

(被保険者証の交付)

第6条 市長は、省令第7条の規定により第3条第3号の申請書の提出があった場合において、適当と認めるときは、被保険者証を当該申請者に交付するものとする。

- 2 市長は、省令第5条第1項の規定により第3条第4号の届出書の提出があった場合は、被保険者証を当該届出者に交付するものとする。

(療養費の支給申請等)

第7条 被保険者の属する世帯の世帯主は、法第54条第1項又は第2項の規定による療養費の支給を受けようとするときは、国民健康保険療養費支給申請書(様式第8号)に療養に要した費用に係る証拠書類その他市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書の提出があった場合において、支給しないことと決定したときは、国民健康保険療養費不支給決定通知書(様式第9号)を当該申請者に交付するものとする。

(特別療養費の支給申請等)

第7条の2 被保険者の属する世帯の世帯主は、法第54条の3の規定による特別療養費の支給を受けようとするときは、国民健康保険特別療養費支給申請書（様式第8号）に療養に要した費用に係る証拠書類その他市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があった場合において、支給しないことと決定したときは、国民健康保険特別療養費不支給決定通知書（様式第9号）を当該申請者に交付するものとする。

（移送費の支給申請等）

第8条 被保険者の属する世帯の世帯主は、法第54条の4の規定による移送費の支給を受けようとするときは、国民健康保険移送費支給申請書（様式第10号）に移送を必要とする意見書（様式第11号）、移送に要した費用に係る証拠書類その他市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があった場合において、支給しないことと決定したときは、国民健康保険移送費不支給決定通知書（様式第9号）を当該申請者に交付するものとする。

（月間の高額療養費の支給申請等）

第8条の2 被保険者の属する世帯の世帯主は、政令第29条の2の規定による月間の高額療養費の支給を受けようとするときは、国民健康保険高額療養費支給申請書（様式第12号）に療養に要した費用に係る証拠書類その他市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、省令第7条の4第1項に規定する高齢受給者証の交付を受けている者（以下この項において「高齢者」という。）に係る高額療養費の支給を受けようとする場合は、当該高齢者に係る添付書類の提出を省略することができる。

2 市長は、前項の申請書の提出があった場合において、支給しないことと決定したときは、国民健康保険高額療養費不支給決定通知書（様式第9号）を当該申請者に交付するものとする。

（年間の高額療養費の支給申請等）

第8条の2の2 被保険者の属する世帯の世帯主又は世帯主であった者は、政令第29条の2の2の規定による年間の高額療養費の支給を受けようとするときは、国民健康保険高額療養費（外来年間合算）支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書（様式第12号の2）に市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があった場合において、支給しないことと決定したときは、国民健康保険高額療養費不支給決定通知書を当該申請者に交付するものとする。

3 市長は、第1項の申請書の提出があった場合において、当該申請者が自己負担額証明書（省令第27条の17の3第3項の証明書をいう。）を必要とする場合には、国民健康保険高額療養費（外来年間合算）自己負担額証明書（様式第12号の3）を当該申請者に交付するものとする。

（特定疾病の認定申請等）

第8条の3 被保険者の属する世帯の世帯主は、政令第29条の2第8項の規定による認定を受けようとするときは、国民健康保険特定疾病認定申請書（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、特定疾病療養受療者受付簿（様式第14号）に記載するものとする。

（高額介護合算療養費の支給申請等）

第8条の4 法第57条の3の規定による高額介護合算療養費の支給を受けようとする者は、当該高額介護合算療養費に係る政令第29条の4の2第1項第1号に規定する計算期間において受けた療養について高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第85条第1項に規定する高額介護合算療養費の支給の申請を市にその申請書を提出して行う場合（以下「後期高齢者医療申請の場合」という。）にあっては当該申請書により、後期高齢者医療申請の場合以外の場合にあっては高額介護合算療養費等支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書（様式第14号の2）により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請が、省令第27条の26の規定に基づくものである場合にあっては同条第2項の証明書を交付した者に高額介護合算療養費等支給額計算結果連絡票（様式第14号の3）を、省令第27条の27の規定に基づくものである場合にあっては当該申請者に国民健康保険自己負担額証明書（様式第14号の4）を交付するものとする。この場合において、当該自己負担額証明書が市に提出されるものであるときは、当該自己負担額証明書の申請者への送達を省略することによって、当該自己負担額証明書が市に提出されたものとみなすことができる。

3 市長は、第1項の規定による申請があった場合において、支給しないことと決定したときは、国民健康保険高額介護合算療養費不支給決定通知書（様式第14号の5）を当該申請者に交付するものとする。

（出産育児一時金の加算額）

第8条の5 条例第7条第1項ただし書の規則で定める額は、1万6千円とする。

(出産育児一時金の支給申請)

第9条 条例第7条第1項の規定による出産育児一時金の支給を受けようとする者は、国民健康保険出産育児一時金支給申請書(様式第15号)に出産の事実を証明する書類(同項ただし書に規定する出産である場合にあっては、これを証明する書類を含む。)を添付して、又は提示して、市長に提出しなければならない。

(葬祭費の支給申請)

第10条 条例第8条第1項の規定による葬祭費の支給を受けようとする者は、国民健康保険葬祭費支給申請書(様式第15号)に死亡の事実を証明する書類を添付して、又は提示して、市長に提出しなければならない。

(出産育児一時金及び葬祭費の不支給通知等)

第11条 市長は、前2条の申請書の提出があった場合において、支給しないことと決定したときは、国民健康保険出産育児一時金・葬祭費不支給決定通知書(様式第9号)を当該申請者に交付するとともに、必要事項を被保険者台帳に記載するものとする。

(第三者行為による傷病届)

第12条 被保険者の療養給付に係る疾病又は負傷が、第三者の行為によるものであるときは、速やかに、第三者の行為による傷病届(様式第16号)を市長に提出しなければならない。

(特別療養給付申請等)

第13条 法第55条第1項の規定による給付又は支給を受けようとする者は、特別療養給付申請書(様式第17号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があった場合において、特別療養証明書を当該申請者に交付したときは、特別療養証明書交付整理簿(様式第18号)に必要事項を記載するものとする。特別療養証明書の交付を受けた者が特別療養証明書を返還した場合も、同様とする。

(一部負担金の減免及び徴収猶予)

第14条 市長は、特に必要があると認める者に対し、一部負担金の減額、免除又は6月以内の期限に限ってその徴収の猶予をすることができる。

2 世帯主は、前項に規定する措置を受けようとするときは、一部負担金減額・免除・徴収猶予申請書(様式第19号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請書の提出があった場合において、適当と認めたときは、一部負担金減額・免除・徴収猶予証明書(様式第20号)を当該申請者に交付するものとする。

4 市長は、第1項に規定する措置を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該措置を取り消すことができる。

(1) 徴収猶予を受けた者の資力その他の事情の変化により徴収猶予をすることが不相当と認めるとき。

(2) 偽りその他不正の行為により一部負担金の減免を受けたと認めるとき。

5 市長は、前項の場合において、被保険者が保険医療機関から療養の給付を受けているときは、速やかに、当該保険医療機関に対し措置の取消しの旨を通知するとともに、その支払を免れた額を世帯主から徴収するものとする。

(標準負担額の減額申請等)

第14条の2 省令第24条の3の申請書は国民健康保険基準収入額適用申請書(様式第20号の2)と、省令第26条の3第1項、省令第27条の14の2第1項及び省令第27条の14の4第1項の申請書は国民健康保険(限度額適用・標準負担額減額)認定申請書(様式第20号の2の2)とする。

2 市長は、前項の申請書の提出があった場合において、申請を却下することと決定したときは、国民健康保険基準収入額適用申請却下通知書(様式第20号の3)又は国民健康保険(限度額適用・標準負担額減額)認定申請却下通知書(様式第20号の3の2)により当該申請者に通知するものとする。

(標準負担額差額の支給申請等)

第14条の3 省令第26条の5第2項の申請書は、国民健康保険標準負担額差額支給申請書(様式第20号の4)とする。

2 市長は、前項の申請書の提出があった場合において、支給しないことと決定したときは、国民健康保険標準負担額差額不支給決定通知書(様式第9号)により当該申請者に通知するものとする。

(特定健康診査実施機関等)

第14条の4 高齢者の医療の確保に関する法律第20条の規定による特定健康診査(以下単に「特定健康診査」とい

う。)及び同法第24条の規定による特定保健指導(以下単に「特定保健指導」という。)の実施は、特定健康診査にあつては市の委託を受けた医療機関(以下「特定健康診査実施機関」という。)において行うものとし、特定保健指導にあつては市及び市の委託を受けた事業者(以下これらを「特定保健指導実施機関」という。)において行うものとする。

(特定健康診査受診券等)

第14条の5 市長は、毎年度、特定健康診査の対象とする被保険者に対し特定健康診査受診券(様式第20号の5)を、特定保健指導の対象とする被保険者に対し特定保健指導利用券(様式第20号の6)を交付するものとする。

2 被保険者は、特定健康診査又は特定保健指導を受けようとするときは、特定健康診査実施機関又は特定保健指導実施機関に、被保険者証を提示するとともに、特定健康診査受診券又は特定保健指導利用券をそれぞれ提出しなければならない。

(特定健康診査の費用の負担額)

第14条の6 条例第9条第2項に規定する特定健康診査を受けた被保険者が負担する費用の額は、無料とする。

(4月2日以後に被保険者となった者に対する特定健康診査等)

第14条の7 毎年度、当該年度の4月2日以後に被保険者となった者に対する第14条の5第1項の規定の適用については、同項中「交付する」とあるのは、「当該年度の7月以降に交付する」とする。

(納付通知書等の様式)

第15条 次の各号に掲げる書類の様式は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 国民健康保険料納付通知書 様式第21号
- (2) 国民健康保険料決定(変更)通知書 様式第22号
- (3) 督促状 様式第24号

(賦課台帳)

第16条 市長は、国民健康保険料(以下「保険料」という。)を課するため、国民健康保険賦課台帳(様式第25号)を備えるものとする。

2 市長は、前項の台帳を磁気テープ(これに準じる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。)をもって調整することができる。

(保険料の徴収猶予の申請等)

第17条 条例第26条第2項の申請書は、徴収猶予申請書(様式第28号)とする。

2 市長は、前項の申請書の提出があつたときは、徴収猶予の可否を決定し、その結果を徴収猶予承認・却下通知書(様式第29号)により当該申請者に通知するものとする。

3 市長は、保険料の徴収猶予を受けた者について、その理由が消滅したと認めるときは、徴収猶予取消通知書(様式第30号)を交付するものとする。

(保険料の減免申請等)

第18条 条例第27条第2項の申請書は、国民健康保険料減免申請書(様式第31号)とする。

2 市長は、前項の申請書の提出があつた場合において、減免することと決定したときは当該減免後の保険料の額を記載した第15条第1号又は第2号の通知書を、減免しないことと決定したときは国民健康保険料減免申請却下通知書(様式第32号)を当該申請者に交付するものとする。

(保険料に関する申告書)

第18条の2 条例第27条の2本文の申告書は、国民健康保険料所得申告書(様式第33号)とする。

(特例対象被保険者等に係る届書)

第18条の3 条例第27条の3第1項の届書は、特例対象被保険者等の届出書(様式第34号)とする。

(滞納処分等の職務の委任)

第19条 市長は、次に掲げる職務を、それぞれ、その指名する職員に対して委任する。

- (1) 被保険者の資格、保険給付及び保険料についての質問又は検査
- (2) 徴収金の滞納処分

2 前項の規定により委任を受けた職員は、省令第44条に規定する身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(保険料等の過誤納)

第20条 市長は、被保険者に過誤納に係る保険料その他徴収金がある場合は、地方税の例により処理するものとする。

る。

(準用規定)

第21条 この規則に定めるもののほか、保険料の賦課徴収については、小樽市税条例施行規則(昭和54年小樽市規則第14号)の相当規定を準用する。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭44.11.17規則56)

付 則(昭47.5.26規則29)

付 則(昭50.9.21規則45)

付 則(昭54.5.19規則16)

付 則(昭56.4.1規則33)

付 則(昭59.12.28規則79)

付 則(昭60.8.1規則18)

付 則(昭61.11.26規則46)

付 則(昭63.3.30規則12)

付 則(平元.4.1規則38)

附 則(平6.9.30規則51)

附 則(平9.4.10規則52)

附 則(平12.3.31規則61)

附 則(平13.2.1規則1)

附 則(平15.1.24規則1)

附 則(平15.5.28規則47)

附 則(平18.6.15規則41)

附 則(平19.9.28規則75)

附 則(平20.8.20規則48)

附 則(平21.5.27規則42)

附 則(平22.3.31規則6)

附 則(平23.4.15規則18)

附 則(平25.3.29規則38)

附 則(平27.12.28規則46)

附 則(平30.3.23規則10)

附 則(令3.3.19規則17)

付 則(昭45.6.18規則42)

付 則(昭48.1.16規則7)

付 則(昭50.12.3規則52)

付 則(昭55.1.16規則1)

付 則(昭58.7.8規則28)

付 則(昭60.3.30規則12)

付 則(昭61.3.31規則18)

付 則(昭62.4.1規則15)

付 則(昭63.8.10規則47)

附 則(平5.4.8規則38)

附 則(平7.4.11規則33)

附 則(平10.11.13規則66)

附 則(平12.5.31規則92)

附 則(平13.6.1規則39)

附 則(平15.3.11規則10)

附 則(平17.3.31規則40)

附 則(平19.3.30規則26)

附 則(平20.3.31規則27)

附 則(平20.12.26規則69)

附 則(平21.7.30規則52)

附 則(平22.4.19規則26)

附 則(平23.12.20規則35)

附 則(平26.3.26規則6)

附 則(平28.11.22規則59)

附 則(平30.7.27規則34)

付 則(昭46.8.14規則41)

付 則(昭48.10.27規則66)

付 則(昭51.3.30規則17)

付 則(昭55.3.28規則13)

付 則(昭59.3.31規則22)

付 則(昭60.4.1規則20)

付 則(昭61.8.1規則41)

付 則(昭62.8.10規則37)

付 則(平元.1.8規則2)

附 則(平6.3.31規則16)

附 則(平8.3.25規則19)

附 則(平11.12.24規則57)

附 則(平12.12.26規則122)

附 則(平14.3.29規則29)

附 則(平15.3.31規則28)

附 則(平18.5.29規則36)

附 則(平19.7.17規則59)

附 則(平20.5.16規則31)

附 則(平21.4.30規則37)

附 則(平21.12.28規則68)

附 則(平22.5.25規則27)

附 則(平24.3.31規則33)

附 則(平26.12.26規則43)

附 則(平29.3.31規則26)

附 則(令2.12.17規則42)

○小樽市国民健康保険運営協議会規則

昭和31年7月10日規則第45号

最近改正 昭和35年8月25日規則第47号

第1条 小樽市国民健康保険運営協議会（以下協議会という。）については、法令または小樽市国民健康保険条例（以下条例という。）に定めるものの外、この規則の定めるところによる。

第2条 国民健康保険法第11条の規定による協議会は、会長がこれを招集する。

第3条 協議会は、条例第2条の規定による委員定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、会長において出席を催告してもなお半数に達しないとき、または半数に達してもそのうち半数に達しなくなつたときはこの限りではない。

第4条 協議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

2 前項の場合においては、会長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

第5条 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

第6条 会長は、協議会の書記をして会議録を調製し、会議の次第、出席委員の氏名その他必要な事項を記載させなければならない。

2 会議録には、会長及び協議会において定めた2人以上の委員が署名しなければならない。

3 会長は、会議録の写しを添えて、会議の結果を市長に報告しなければならない。

第7条 委員が辞職しようとするときは、市長の承認を得なければならない。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和31年7月1日から適用する。

付 則（昭和35. 8. 25規則47）

この規則は、公布の日から施行する。

小樽市国民健康保険料減免取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、小樽市国民健康保険条例（昭和34年条例第10号）第27条第1項に規定する災害等により生活が著しく困難になった場合の国民健康保険料（以下「保険料」という。）の減免に関する事務処理について定めるものとする。

(災害被災世帯の減免基準)

第2条 市長は、保険料納付義務者（以下「納付義務者」という。）の世帯が震災、風水害、火災若しくはこれに類する災害を受けたときの保険料の減免基準については、「小樽市個人市民税減免要綱（平成15年4月1日施行）」第8条の規定を準用するものとする。

(所得激減世帯の減免基準)

第3条 市長は、小樽市国民健康保険の被保険者（擬制世帯主を含む。）の属する世帯の第5条に定めるところにより算定した今年中の見込総所得金額の合計額が、前年の総所得金額の合計額の60%以下で、生活が著しく困窮しており、かつ、保険料の分割納付、徴収猶予等の措置を講じたとしても、なおその保険料の納付が困難であると認められる世帯の納付義務者については、その者に係る現年度分保険料を減免することができる。ただし、次の各号の一に該当する者は除く。

- (1) 現年度分保険料に所得割額が賦課されていない納付義務者
- (2) 被保険者（擬制世帯主を含む。）の前年の総所得金額の合計額が〔300万円＋（被保険者数（擬制世帯主を含む。）－1）×基礎控除額〕を超える世帯の納付義務者
- (3) 生活の困窮状態が近い将来回復する見込みがある納付義務者
- (4) 過去における蓄財又は仕送り等で当面の生活に支障のない納付義務者

(第3条による減免の申請)

第3条の2 前条の規定により保険料の減免を受けようとする者は、当該年度の10月1日から当該年度の末日（ただし、当該年度の末日以後に国民健康保険の資格取得の届出がなされた場合であって、届出が当該年度末日以後となることについて正当な理由があるときは、当該年度の翌年度の5月31日）までに、小樽市国民健康保険条例施行規則（昭和42年規則第43号）第18条に規定する申請書に世帯の見込総所得金額及び資産の状況を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(申請の却下)

第4条 市長は、次の各号の一に該当する申請者の申請は却下することができる。

- (1) 第2条及び第3条に規定する対象者に該当しない者
- (2) 市長が指定する書類を提出せず又は事情聴取等の調査に応じない者
- (3) 虚偽の申請をした者
- (4) 保険料を滞納している者。ただし、当該年度当初保険料を通知した月の翌月末、又は、所得が激減した月の翌月末までに未納保険料の納入を約束し、それを履行している者のほか、市長が適当と認めた者は除く。

(見込総所得金額の算定方法)

第5条 本要綱における総所得金額(今年中の見込総所得金額及び前年の総所得金額)の算定方法は、別表1に定めるところによる。

(第3条による減免の割合)

第6条 市長は、第3条により保険料を減免するときは、現年度分保険料の所得割額(賦課限度額を超える納付義務者については、賦課限度額から均等割額及び平等割額を差し引いた額とする。)を減免するものとし、その割合は、別表2に定めるところによる。

(減免の時期)

第7条 市長は、納付義務者から減免の申請があった場合、当該年度の保険料が確定した以後において減免を行うものとする。

(減免期間)

第8条 災害等を受けたときの保険料の減免は、申請した日以降に納期限が到来するものから、災害を受けた日以降1年以内に納期限が到来するものまでの期間におけるものを対象とすることができる。ただし、既に納付された保険料は、減免の対象としない。

2 所得激減の場合の減免期間は、当該事由が発生した日以降に納期限の到来するものから当該年度の末日(ただし、当該年度の保険料に関する賦課又は更正の決定が翌年度の4月又は5月になされた場合は、その賦課又は更正された保険料の納期限)までとする。ただし、既に納付された保険料は、減免の対象としない。

(減免の取消)

第9条 市長は、納付義務者が次の各号の一に該当した場合、既に行った減免措置を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請であった場合
- (2) 確定した総所得金額が第6条に規定する別表2の基準に該当しない場合
- (3) 第3条による減免を受けた場合において、正当な理由なく保険料の分割納付の納付約束等を履行しないとき

(生活保護世帯の特例)

第10条 市長は、生活保護法による保護を受けている世帯に属する納付義務者が、生活保護を受けることとなった日以前の保険料に未納があるときには、その者に係る現年度分保険料を免除することができる。ただし、近い将来において生活保護の廃止が見込まれる者は除く。

(給付制限者の特例)

第11条 市長は、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第59条により療養の給付等が制限されている者について、その期間に係る保険料を免除することができる。なお、その期間とは該当した月から該当しなくなった月の前月までとする。また、免除する保険料は納入の有無を問

わない。

附 則 (平成6年3月17日)

この要綱は、平成6年度の保険料から適用する。

附 則 (平成7年5月30日)

この要綱は、平成7年度の保険料から適用する。

附 則 (平成9年4月1日)

この要綱は、平成9年度の保険料から適用する。

附 則 (平成15年4月1日)

この要綱は、平成15年度の保険料から適用する。

附 則 (平成20年5月12日)

この要綱は、平成20年度の保険料から適用する。

附 則 (平成23年7月22日)

この要綱は、平成23年7月22日から施行し、改正後の小樽市国民健康保険料減免取扱要綱は、平成23年1月1日から適用する。

附 則 (平成25年5月15日)

この要綱は、平成25年5月15日から施行する。

附 則 (平成27年1月27日)

この要綱は、平成27年度の保険料から適用する。

附 則 (平成28年9月14日)

この要綱は、平成28年度の保険料から適用する。

別表 1

第5条に規定する総所得金額（今年中の総所得金額及び前年の総所得金額）の算定は、下記の要領による年間総収入金額及びそれに基づく総所得金額の算定及び推計により行い、生計同一である世帯に属すると認められる者（住民票上の世帯が同一ではない者を含む。）について個人毎に算定及び推計した総所得金額を合算するものとする。

1 収入金額の算定及び推計

- (1) 収入額が確定しているもの又は推定できる性格のものは、その額を収入額とする。（年金・保険金・児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当・仕送金・退職金等一時的収入・その他収入額が確定又は推定できるもの。）
- (2) (1) で推計することが不可能な場合は、申請者の申告する額を収入額とする。

2 総所得金額の算定及び推計

1により推計した収入を次のように大別して個人ごとの所得を算定及び推計し、その合算を世帯の総所得金額とする。

(1) 被用による収入

被用による収入（給与・その他の収入）は、その収入の合計額から給与所得控除額相当額を控除した額を所得金額とする。

(2) 事業による収入

事業による収入（各種事業収入・その他譲渡収入等）は、その収入額から必要経費相当額を控除した額を所得金額とする。この場合において、必要経費相当額が算定困難なときは、前年の収入に占めるその割合をもって算定する。

(3) 年金等に関する収入

年金等に関する収入には、市民税の課税対象となる公的年金等のほか、遺族年金、障害年金、児童扶養手当及び特別児童扶養手当を含むものとし、その合計額から公的年金等控除額相当額を控除した額を所得金額とする。

(4) その他の収入

その他の収入（児童手当・雇用保険の失業等給付・仕送金・退職一時金・その他（1）、（2）及び（3）以外の収入）は、その合計額から必要経費相当額を控除した額を所得金額とする。

別表 2

前年総所得金額	今年総所得金額／前年総所得金額	3/5 以下	1/2 以下	1/3 以下
[300万円+(被保険者数(擬制世帯主を含む)-1)× 基礎控除額] 以下		10%	40%	60%
[300万円+(被保険者数(擬制世帯主を含む)-1)× 基礎控除額] ×1/2 以下		50%	60%	80%

小樽市国民健康保険条例における旧被扶養者に係る保険料減免の取扱要領

1 趣旨

後期高齢者医療制度の創設に伴い、制度創設時の後期高齢者又は制度創設後に75歳に到達する者又は65歳以上で後期高齢者医療広域連合の障害認定を受けた者が被用者保険から後期高齢者医療制度に移行することにより、当該被保険者の被扶養者から国保被保険者となった者（以下「旧被扶養者」という。）について、被用者保険の被扶養者であった期間に保険料を賦課されていなかったことに対して、国保被保険者となったことで新たに保険料を負担することとなるため、当該被扶養者であった者について、激変緩和措置として、後期高齢者医療制度と同様の保険料負担軽減措置を条例による減免として講じるものとし、その取り扱いについてこの要領で定めるものとする。

2 旧被扶養者の要件

旧被扶養者である被保険者は、小樽市国民健康保険条例第27条第1項に該当する者とする。

3 減免措置の内容

小樽市国民健康保険条例第27条の規定による旧被扶養者に対する保険料の減免措置の適用は申請によるものとし、以下の内容のとおりとする。

- (ア) 旧被扶養者に係る所得割額については、所得の状況にかかわらず、当分の間これを免除する。
- (イ) 旧被扶養者に係る被保険者均等割額については、資格取得日の属する月以降2年を経過する月までの間に限り、次の割合により、これを減免する。ただし、減額賦課5割及び7割軽減該当世帯に属する旧被扶養者については減免を行わない。
 - ① 減額賦課非該当世帯に属する旧被扶養者：5割
 - ② 減額賦課2割軽減該当世帯に属する旧被扶養者：軽減前の額の3割
- (ウ) 旧被扶養者のみで構成される世帯に限り、旧被扶養者の属する世帯に係る世帯別平等割額については、資格取得日の属する月以降2年を経過する月までの間に限り、次の割合により、これを減免する。ただし、旧被扶養者が属する世帯が、減額賦課5割及び7割軽減該当世帯又は特定世帯（国民健康保険法施行令第29条の7第2項第8号イに規定する特定世帯をいう。）である場合は減免を行わない。
 - ① 減額賦課非該当世帯：5割
 - ② 減額賦課2割軽減該当世帯：当該軽減前の額の3割
 - ③ 減額賦課非該当の特定継続世帯：特定継続世帯に該当することによる世帯別平等割2.5割軽減前の額の2.5割
 - ④ 減額賦課2割軽減該当の特定継続世帯：特定継続世帯に該当することによる世帯別平等割2.5割軽減及び減額賦課2割軽減前の額の1割

4 手続き等

(1) 被扶養者でなくなったことにより資格取得した者

- ① 被用者保険の被保険者が後期高齢者医療制度の対象となったことにより、その

被扶養者が新たに国民健康保険の被保険者となった場合、被用者保険の保険者が発行する「資格喪失証明書」等によって、被保険者及び被扶養者の資格喪失年月日、生年月日等を確認し、当該新たに国民健康保険の被保険者となった者が旧被扶養者に該当するかを判断する。

- ② 当該者が旧被扶養者の要件を満たす者である場合には、減免の申請勧奨を行う。
- ③ 当該旧被扶養者から減免の申請があった場合、原則として申請のあった日以降の納期未到来分の保険料額を減免するものとする。ただし、正当な理由があると判断するときは、資格発生月に遡って減免適用することができるものとする。

(2) 他市町村からの転入により資格取得した者

- ① 「旧被扶養者異動連絡票」等により、上記4(1)①と同様の判断を行う。
- ② 上記4(1)②及び③と同様の扱いとする。
- ③ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律（平成25年法律第27号）第19条第7号の規定に基づく情報照会及び同法第22条第1項の規定に基づく情報提供により、旧被扶養者であることを確認できた場合においては、「旧被扶養者異動連絡票」の提出を省略することができる。

(3) 異動連絡票の交付

旧被扶養者が転出する場合は、当該旧被扶養者の氏名、生年月日、性別、旧被扶養者に該当した年月日、保険者番号、保険者名その他必要な事項を記載した「旧被扶養者異動連絡票」を発行し、被保険者等に交付することができる。

(4) 減免の継続

減免適用期間内の年度繰越時には、再申請を必要とせず、継続して減免の適用が受けられるものとする。

5 減免措置の終了

旧被扶養者が死亡又は他保険へ異動した場合等は減免措置を終了する。

附 則

この要領は、平成20年5月12日から施行する。

附 則 （平成22年3月29日）

改正後の要領の規定は、平成22年度以降の年度分の保険料について適用する。

附 則 （平成25年4月1日）

改正後の要領の規定は、平成25年度以降の年度分の保険料について適用する。

附 則 （平成28年3月17日）

改正後の要領の規定は、平成27年度以降の年度分の申請について適用する。

附 則 （平成31年4月1日）

改正後の要領の規定は、平成31年度以降の年度分の保険料について適用する。

小樽市国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予の取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、小樽市国民健康保険条例施行規則(昭和42年小樽市規則第43号。以下「規則」という。)第14条の規定に基づく一部負担金の減免及び徴収猶予(以下「減免等」という。)の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(減免等の対象)

第2条 一部負担金の支払義務を負う世帯主又は主たる生計維持者が、次の各号のいずれかに該当し、かつ、資産等及び能力の活用を図ったにもかかわらず、一時的に著しく生活が困難であると認めるときは、一部負担金の減免又は徴収猶予を行うことができる。

- (1) 震災、風水害、火災、その他これらに類する災害により死亡し、障害者となり、又は資産に重大な損害を受けたとき。
- (2) 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁、その他これらに類する理由により収入が著しく減少したとき。
- (3) 事業又は業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき。
- (4) 前各号に掲げる事由に類する事由があったとき。

2 減免等の対象となる一部負担金は、世帯主及び当該世帯に属する被保険者の療養の給付に係るものとする。

(減免等の申請)

第3条 減免等の適用を受けようとする世帯主は、規則第14条第2項に規定する一部負担金減額・免除・徴収猶予申請書(規則様式第19号)にその理由を証する書類を添えて提出しなければならない。

2 前項に規定する申請の理由を証する書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 収入状況申告書(様式第1号)、給与証明書(様式第2号)、事業収入申告書(様式第3号)、収入(無収入)申告書(様式第4号)、預貯金通帳の写しその他世帯の所得、収入等を証する書類、ただし、給与証明書において、倒産等により事業主等による証明が困難な場合は、申請者の申告によるものとする。
- (2) 災証明書、盗難証明書、破産証明書、離職証明書、雇用保険受給証書の写し、身体障害者手帳、医師の意見書(様式第5号)その他申請の理由を証する書類

3 第1項に規定する申請は、事前申請を原則とする。ただし、急患、その他緊急やむを得ない特別の理由があると認められる場合は、当該申請書を提出できるに至った後、直ちにこれを提出しなければならない。

(減免等の期間)

第4条 減免等の対象は、当該申請の療養の給付に係る一部負担金から適用するものとする。ただし、既に保険医療機関等が審査支払機関に診療報酬明細書等を提出した分は除くものとする。

2 一部負担金の減免の期間は、1月単位の更新制で開始月から連続して3月以内とする。ただし、その期間を経過しても、なお必要があると認められる場合は、申請により更に3月以内を限度としてこれを適用することができる。

3 一部負担金の徴収猶予の期間は、6月以内の期限を限って行うものとする。

(審査)

第5条 申請を受理したときは、その申請内容が事実と相違ないか調査確認し、必要があると認めるときは、申請者等に対し文書その他の物件の提示を求め、又は職員に質問させるものとする。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、申請を却下するものとする。

- (1) 市長が指定する書類等を提出せず、又は質問に応じず、事実の確認が困難なとき。
- (2) 売却可能な相当額の資産を有しているとき。
- (3) 虚偽の申請をしたとき。

(生活困難の認定方法)

第6条 第2条で規定する一時的に著しく生活が困難であると認める場合の認定は、直近における当該世帯の実収月額（直近の実収月額が把握できないときは、前3か月の平均実収月額）と生活保護基準額を比較して行うものとする。なお、この場合における生活保護基準額及び実収月額は、次によるものとする。

- (1) 生活保護基準額とは、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定の適用があるものとして同法第11条第1項第1号から第3号までに掲げる扶助について、同法第8条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（以下「基準」という。）の例により測定した当該世帯主等の需要の額の合計額（以下「基準額」という。）とする。
- (2) 実収月額とは、次のアからウに規定する額の合計をいう。
 - ア 給与収入 給与（年金を含む。）の支払総額から所得税、住民税、社会保険料等を控除した額
 - イ 事業収入 事業により生ずる収入から当該事業に要した必要経費のほか、所得税、住民税、社会保険料等を控除した額
 - ウ その他の収入 給与収入又は事業収入のいずれにも属さない収入から必要経費のほか、所得税、住民税、社会保険料等を控除した額

(減免等の認定基準)

第7条 一部負担金の減免等の決定に係る生活困難の認定基準は、次に定めるところによるものとする。

(1) 免除

実収月額 ≤ 基準額 + 当該世帯が非課税世帯であるものとして判定した当該受診月の高額療養費自己負担限度額

(2) 減額

ア 減額対象

基準額 + 当該世帯が非課税世帯であるものとして判定した当該受診月の高額療養費自己負担限度額 <

実収月額 ≤ 基準額 + 当該世帯が課税世帯であるものとして判定した当該受診月の高額療養費自己負担限度額

イ 減額率の算出方法

- ① 実収月額 - 基準額 = 医療費充当可能額
- ② 一部負担金 - 医療費充当可能額 = 一部負担金減額措置額
- ③ 一部負担金減額措置額 ÷ 一部負担金 × 100 = 一部負担金減額割合 (%)

上記①から③の手順により算出した一部負担金減額割合を次の区分に適用する。

減額割合区分	減額率
0を超え20%以下	20%
20%を超え40%以下	40%
40%を超え60%以下	60%
60%を超えた場合	80%

ただし、一部負担金－（一部負担金×減額率） \geq 当該世帯の当該診療月の高額療養費自己負担限度額となる場合は免除とする。

- (3) 徴収猶予 前各号に該当しない場合で必要と認めるときは、一部負担金の徴収を猶予するものとする。ただし、徴収を猶予した一部負担金の回収が確実に見込める場合に限る。
- 2 前項各号の認定は、いずれの場合も世帯主及び当該世帯に属する被保険者の預貯金総額が基準額の3月以下である場合に限り行うものとする。

（証明書の交付等）

第8条 第5条に規定する審査の結果、減免等の適用を決定したときは、当該申請者に一部負担金減額・免除・徴収猶予証明書（規則様式第20号）を交付する。

- 2 前項の証明書は、1月ごとに交付する。ただし、減免等の開始日から当該月の末日までの期間が短いときは、翌月分の証明書を併せて交付することができる。
- 3 前項の証明書の交付を受けた世帯主は、世帯主及び当該世帯に属する被保険者が保険医療機関等で療養の給付を受けようとするときは、当該証明書を被保険者証に添えて提出しなければならない。
- 4 保険医療機関等は、前項の規定による証明書の提出があったときは、診療報酬明細書等にその旨を記載し、提出しなければならない。

（留意事項）

第9条 一部負担金の減免等の事務を遂行するに当たっては、以下次の各号に留意するものとする。

- (1) 他制度の適用が可能であると認められるものは、その旨を指導すること。
- (2) 既に一部負担金の支払を済ませたものは、減免等の対象としないこと。
- (3) 高額療養費の現物給付及び受領委任制度を利用できるものは、当該高額療養費を除いた額について適用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成23年6月1日から施行する。

（平成25年度における基準額の特例）

2 平成25年度における基準額は、第6条第1号の規定にかかわらず、生活保護法の規定の適用があるものとして同法第11条第1項第1号に掲げる扶助について、基準の例により測定した当該世帯主等の需要の額に29分の30を乗じた額と同法第11条第1項第2号及び第3号に掲げる扶助について基準の例により測定した当該世帯主等の需要の額の合計額との合算額とする。

（平成30年10月1日から平成31年9月30日までにおける基準額の特例）

3 平成30年10月1日から平成31年9月30日までにおける基準額は、第6条第1号の規定にかかわらず、基準額に885分の990を乗じて得た額とする。

（平成31年10月1日から平成32年9月30日までにおける基準額の特例）

4 平成31年10月1日から平成32年9月30日までにおける基準額は、第6条第1号の規定にかかわらず、基準額に870分の990を乗じて得た額とする。

（平成32年10月1日以降における基準額の特例）

- 5 平成32年10月1日以降における基準額は、第6条第1項の規定にかかわらず、基準額に2

1000分の1155を乗じて得た額とする。

附 則

この要領は、平成25年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年11月26日から施行し、同年10月1日から適用する。

小樽市の国民健康保険

令和3年9月発行

編集兼発行

小樽市福祉保険部保険年金課